

にしのおもてし
西之表市
文化財保存活用
地域計画

令和6年12月

西之表市教育委員会



種子島時堯公

よろこびで守り

(一緒に)

よろこびで活かす

(一緒に)

島の宝が輝く

西之表市

西之表市文化財保存活用地域計画



令和 6 年 12 月

西之表市教育委員会

ごあいさつ

西之表市は、九州本土最南端の佐多岬から南東約 40 kmにある「種子島」の北部と、種子島の西約 12 kmにある「馬毛島」を行政区画としています。

種子島は、歴史上では天文 12（1543）年の「鉄砲伝来」の地として、そして現代では「ロケット打ち上げ」の島として、全国的に高い知名度があります。馬毛島についても、航空自衛隊の馬毛島基地（仮称）の建設が進行中であり、たびたび報道等でも話題に取り上げられています。

明治 22（1889）年に町村制のもと種子島の北部に誕生した北種子村は、大正 15（1926）年に西之表町となり、人口 33,000 人を超えた昭和 33（1957）年に市制を施行し、西之表市となりました。市内には国や県の機関が多数置かれ、種子島 1 市 2 町（西之表市・中種子町・南種子町）における政治・経済・文化の中心地として、その役割を果たしています。

このような地理的・歴史的背景の中で、西之表市の文化財行政は、古くは数千万年前の地質現象から先史時代の遺跡、各時代ごとの歴史資料、先人の偉業、そして継承が続く郷土芸能や豊かな自然などを対象に、幅広く調査研究や保護の取組を進めてきました。その成果は、令和 6（2024）年 3 月刊行の『西之表市史』にも反映され、後世に語り継ぐ貴重な文献資料となっています。

しかしながら、少子高齢化や過疎化、担い手不足などにより、文化財を失う危機が年々拡大しています。

その解決のためには、文化財の所有者や保持団体が中心であった保護の取組を、地域社会総がかりの取組とする必要があります。文化財保護法の「保護」は「保存と活用」を意味しており、その双方がバランスの取れた両輪となることも大切です。

国は、平成 30（2018）年の文化財保護法改正で、文化財行政における中・長期の基本方針を定めるマスタープランと、短期の取組を示すアクションプランを兼ね備えた「文化財保存活用地域計画」を法定計画として位置づけ、地域ごとの作成を推進しています。

本市においても、先述の西之表市史編さん事業と連携しながら、これまでの文化財行政に対する課題整理を行い、解決に向けた目標や方針・取組の設定などを行い、この度『西之表市文化財保存活用地域計画』を作成しました。目標に掲げた『よろーて守り よろーて活かす 島の宝が輝く 西之表市』の実現に向け、引き続き市民の皆様や関係機関・団体の皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりますが、計画作成にご尽力をいただきました全ての皆様に、心からのお礼を申し上げ、あいさつといたします。

令和 6 年 12 月

西之表市教育委員会 教育長 佐藤 秀正

【 例 言 】

1. 本計画は、文化財保護法第183条の3第1項に基づき作成した、西之表市における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画『西之表市文化財保存活用地域計画』（以下「西之表市地域計画」という。）である。
2. 計画作成にあたり、西之表市文化財保存活用計画協議会を平成31（2019）年4月に設置し、事務局を西之表市教育委員会社会教育課（文化財係）が担当した。
3. 作成事業は、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの4年間については、国庫補助金である文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の交付を、西之表市が受けて行った。令和5（2023）年度から令和6（2024）年度までの2年間については、一般財源のみである。
4. 作成内容は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年3月変更）を参考にした。作成にあたり、文化庁文化資源活用課から指導・助言を、鹿児島県教育庁文化財課から助言をいただいた。

また、西之表市文化財保護審議会や西之表市議会において説明を行うとともに、市民の皆様へはパブリックコメントを行うなどして、意見を反映させた。
5. 文化財の総合的把握調査については、既往の文化財調査に加え、計画作成期間における専門家調査や西之表市史編さん事業を担当する西之表市企画課（歴史文化活用係）とも連携するなど、より多くの情報集約に努めた。

西之表市文化財保存活用地域計画

【目次】

序章 地域計画の作成

1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画で対象とする文化財	6

第1章 西之表市の概要

1. 自然的・地理的環境	8	
(1) 位置・面積	(2) 地形・地質	(3) 気温
(4) 降水量	(5) 生態系	(6) 集落名
2. 社会的状況	14	
(1) 人口動態	(2) 産業	(3) 土地利用
(4) 交通	(5) 観光	(6) 文化財関連施設
3. 歴史的背景		
(1) 先史	(旧石器・縄文・弥生・古墳時代)	21
(2) 古代	(飛鳥・奈良・平安時代)	28
(3) 中世	(鎌倉・室町時代)	31
(4) 近世	(安土桃山・江戸時代)	36
(5) 近代・現代	(明治・大正・昭和・平成・令和時代)	43
(6) その他	(産業関連・偉人)	52

第2章 文化財の概要

1. 指定等文化財の件数	60	
2. 未指定文化財の件数	61	
3. 文化財の類型ごとの概要		
(1) 有形文化財	①建造物 ②美術工芸品	62
(2) 無形文化財		63
(3) 民俗文化財	①有形の民俗文化財 ②無形の民俗文化財	
(4) 記念物	①遺跡 ②名勝地 ③動物・植物・地質鉱物	64
(5) 文化的景観		65
(6) 伝統的建造物群		
(7) 文化財の保存技術		
(8) おはなし文化財【市独自】		65-67

第3章 歴史文化の特性

特性その1. 大昔から暮らしやすかった種子島	68
特性その2. 鉄砲伝来と種子島家 700 年の歩み	70
特性その3. 市の発展を支えた 移住者の底力	72
特性その4. 島の自然を見て楽しむ 食して楽しむ	74

西之表市文化財保存活用地域計画

【目次】

第4章 文化財に関する既往の把握調査

1. 西之表市における既往の文化財調査		
(1) 国	(2) 鹿児島県	76
(3) 西之表市	(4) 大学等	77-78
2. 把握調査の状況まとめ		79

第5章 文化財の保存・活用に関する目標

1. 目標	80
2. 方向性	81

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1. 成果 - 振り返り -	82
2. 課題と方針	84

第7章 文化財の保存・活用に関する取組

1. 取組一覧表	90-91
2. 取組内容	
【理解】1- 興味関心を広げる「情報発信」	92
2- 取り組みやすい「学習環境」	94
【保存】3- 次世代へ引き継ぐための「調査・研究」	96
4- 適切に守り残す「保存体制」	98
【活用】5- アイデアあふれる「活用体制」	100
6- 互いを支え合う「組織・連携」	102

第8章 文化財の防災・防犯対策

1. 防災・防犯の備え	104
2. 災害・被害発生時の対応	105

第9章 推進体制

1. 行政 ① 西之表市	106
② 国・鹿児島県・他自治体	108
2. 専門機関	109
3. 団体等・所有者等	110
西之表市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱	111

序章 地域計画の作成

1. 計画作成の背景と目的

歯止めのかからない少子化や過疎化等の影響を受け、文化財の散逸や滅失といった問題が、全国的に緊急の課題となっています。その課題解決のためには、幅広い文化財をまちづくりに活かしながら、地域社会総がかりとなり、総合的・一体的にその保存・継承に取り組んでいくことが重要とされています。

そのため国は、平成30（2018）年の文化財保護法改正において、各市区町村が地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境を含めて総合的に保護（保存・活用）するための計画『文化財保存活用地域計画』（以下「地域計画」という。）を法定計画として位置づけました。

地域計画は、市区町村の総合計画の下に体系づけられるもので、文化財保護の推進に向け、中・長期の基本方針を定めるマスタープランと、短期の取組を示すアクションプランの両方の役割を担います。多様な文化財を把握し、総合的・一体的に保護（保存・活用）することにより、地域の特性を活かした地域振興に役立てるとともに、確実な文化財の継承につなげることを目的としています。また、作成された地域計画の幅広い周知により、文化財の継承活動が、文化財部局だけでなく庁内関係部局・民間団体・地域住民などを含めた地域社会総がかりの取組として展開されることも期待されます。

西之表市においても、日々把握され増加する文化財とは対照的に、文化財の担い手不足が深刻な課題となっています。そのため、西之表市教育委員会では、文化財の保存と活用に関する取組等を明確に定め、地域住民等に周知する手段として地域計画は有効であると判断し、文化財保護法第183条の3第1項に基づく「西之表市地域計画」の作成に取り組みました。

文化財保護法第183条の3第1項（文化財保存活用地域計画の認定）

市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題・
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

2. 計画期間

西之表市地域計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

この10年間という計画期間は、『鹿児島県文化財保存活用大綱』等を参考にしたもので、計画の進捗状況等を踏まえた上での中間見直しを、5年目の令和11（2029）年度に設定しています。

さらに、社会情勢の変化や本市の上位計画である『西之表市長期振興計画』をはじめ関連計画との整合性を図るため、計画期間中については、必要に応じて適宜見直しを行います。

その見直しが、下記の変更に該当する場合は、文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。

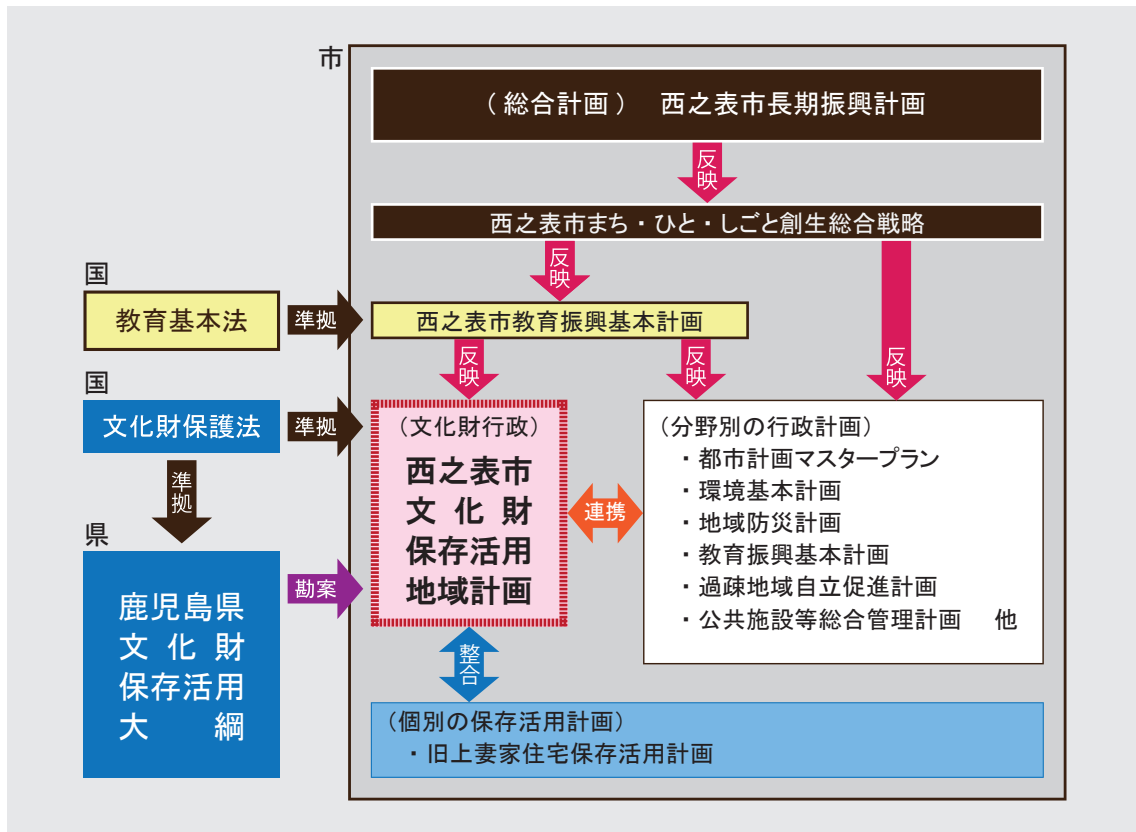
- ・計画期間の変更
- ・市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

それ以外の軽微な変更に該当する場合は、文化庁及び鹿児島県教育委員会へ変更内容の情報提供を行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
西之表市 長期振興計画	第6次 (後期計画)		第7次(8年) R8～R11(前期計画)					R12～15(後期計画)				
	第2期	第3期 R7～R11(5年)										
西之表市 教育振興基本計画	R4～R7 (4年)											
鹿児島県 文化財保存活用大綱	R4～R13(10年)											
西之表市 文化財保存活用 地域計画	作成 作業	R7～R16(10年)										
							中間 見直し					

3. 計画の位置づけ

西之表市地域計画は、文化財保護法に基づく法定計画であり、鹿児島県文化財保存活用大綱を勘案しつつ、本市における文化財保護行政の目標や方向性を示す計画です。作成にあたっては、市の総合計画である長期振興計画や教育振興基本計画などを上位計画に位置づけ、内容の反映を行います。また、分野別の行政計画との連携や文化財個別の保存活用計画などとの整合も図ります。



勘案

鹿児島県文化財保存活用大綱（鹿児島県教育委員会）

R4（2022）～おおむね10年

鹿児島県教育委員会は、文化財保護法第183条の2第1項^(※1)に基づき、県内における文化財の保存と活用に関する総合的な施策の大綱として、鹿児島県文化財保存活用大綱（以下「県大綱」という。）を令和4（2022）年2月に策定しました。

鹿児島県には、南北600キロメートルにわたって広がる豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化があり、全国最多の特別天然記念物や特徴的な民俗芸能など、誇るべき文化財が多数存在しています。その中で、熊毛地区（西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町の1市3町で構成）については、次のような特徴を挙げています。

- ・多数存在する先史時代の重要な遺跡
- ・種子島における鉄砲伝来の歴史や南限の武家屋敷群
- ・屋久島における植生の垂直分布
- ・多彩な民俗芸能

県大綱では、県内文化財の保存と活用に関する課題を整理した上で、目指すべき方向性を明確にし、方針や講ずべき取組等が具体的に示されています。西之表市地域計画の作成にあたっては、文化財保護法183条の3第1項に基づき、県大綱を勘案しています。



《目指すべき方向性》

- 未指定を含めた文化財の幅広い保護
- 文化財を生かした郷土に誇りをもつ心の醸成や地域づくりの促進、観光資源としての魅力向上
- 文化財を地域のよりどころとして、地域社会総がかりで保存・活用に取り組むための環境づくり

(※1) 文化財保護法第183条の2第1項（文化財保存活用大綱）

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

反映

西之表市（第6次）長期振興計画（西之表市）

基本構想 H30（2018）～ R7（2025）
後期計画 R 4（2022）～ R7（2025）

西之表市（第6次）長期振興計画は、総合的かつ計画的に行政運営を行うための最上位計画であり、まちづくり全般に対する市の将来像（めざすまちのすがた）を示しています。

また、その将来像の実現に向け、市民・事業者・行政が協働しながら、まちづくりを進めていくための基本目標や考え方を共有するものでもあります。

それぞれの目標達成のために取り組む施策を示しており、文化財に関しては施策 17 にまとめています。



《市の将来像：めざすまちのすがた》

人・自然・文化—島の宝が育つまち

《基本目標》

くらし分野	地域ので安心・安全な「まち」をつくり、「くらし」を支える
しごと分野	地域の資源を生かした魅力ある「なりわい」で、豊かな「まち」をつくる
ひと分野	生涯にわたり健康で、いきいきと輝く「ひと」が育ち、互いに支え合う「まち」をつくる
ぎょうせい分野	ともに「まち」をつくる（行政力の向上）

《施策》

17 芸術文化・文化財保護の充実

－ 60 文化財保護の充実・活用

市民の共有財産である文化財を通じて、郷土に対する愛着心や誇りを醸成するため、文化財の調査・保存・保護・活用の充実に努めます。

－ 61 伝統文化・民俗芸能の保存と活用

伝統文化・民俗芸能に関する意識の高揚を図り、伝承活動や普及啓発の支援を行いながら、その保存・継承・活用を推進します。

4. 計画で対象とする文化財

西之表市地域計画で対象とする文化財は、文化財保護法で定義される「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型と土地に埋蔵されている「埋蔵文化財」、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能である「文化財の保存技術」です。

さらに文化財保護法で定義されていない民話や言い伝え（由来・伝説）、方言などを市独自に「おはなし文化財」と総称し、対象としています。その体系図は、次ページのとおりです。

文化財の中で特に重要なものは、国・県・市による連携のもと、文化財保護法や各条例で定める【指定】【選定】【登録】制度において重点的に保護するほか、記録作成等の措置を講ずべきものを【選択】し、その記録作成に努めています。

これらの指定等を受けた文化財を『指定等文化財』、それ以外を『未指定文化財』と呼びます。第2章（文化財の概要）において、類型ごとに件数等を示していますが、「指定等」「未指定」と省略記載する場合があります。

有形文化財

建造物
美術工芸品
(絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料など)



無形文化財

演劇、音楽、工芸技術など



民俗文化財

【有形の民俗文化財】
無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具など
【無形の民俗文化財】
衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など



記念物

【遺跡】
貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など
【名勝地】
庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳など
【動物、植物、地質鉱物】



文化的景観

地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地
(棚田、里山、用水路など)



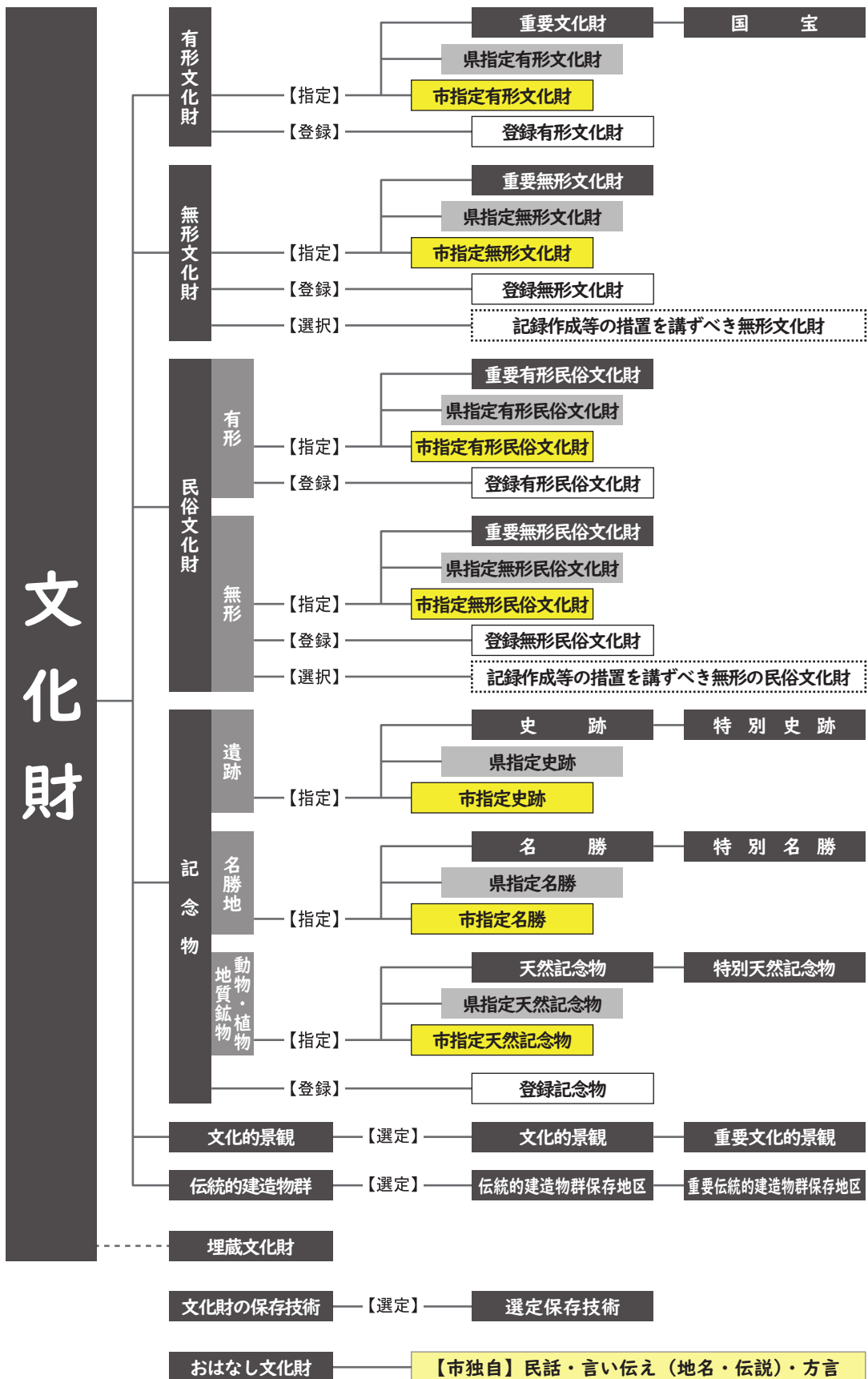
伝統的建造物群

周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群
(宿場町・城下町・農漁村など)



(かごしま文化財事典より引用・一部加筆)

～ 文化財の体系図 ～



1章
市の概要

2章
文化財の概要

3章
歴史文化の特徴

4章
文化財の把握調査

5章
目標

6章
課題・方針

7章
取組

8章
防災・防犯対策

9章
推進体制

第1章 西之表市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

西之表市は、九州本土の最南端「佐多岬」から南東約40km（鹿児島市から約115km）の洋上に位置する「種子島」の北部と、種子島の西約12kmに位置する「馬毛島」を行政区画としています。西之表市の面積は、馬毛島の8.17km²を含む205.57km²で、1市2町（中種子町・南種子町）からなる種子島の約44%を占めています。

		種子島 (1市2町)	西之表市 (合計面積 205.57 km ²)		馬毛島
面積		444.28 km ²	197.40 km ²	8.17 km ²	
距離	南北	57.2 km	25.2 km	4.5 km	
	東西	12.0 km	8.2 km	3.0 km	
高さ		(回峯) 282.4 m	270.0 m	(岳之越) 71.7 m	

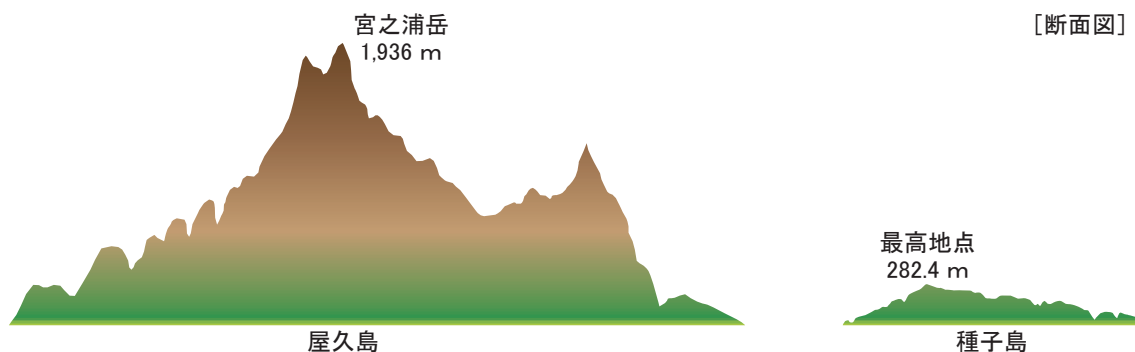
※回峯（二等三角点「瀬戸」282.39 m）

(2) 地形・地質

種子島が今のような地形になったのは、約1万年前とされています。基盤岩層は、日本列島の基盤をなす四万十層群に属する「熊毛層群」で、砂が固まってできた砂岩や泥が固まってできた泥岩からなる互層により、比較的硬い岩石となっています。

種子島の最高地点は282.4mと低く、島全体も平坦な地形をしています。九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を有する屋久島とは、近い距離にありながら対照的です。

種子島の河川は、一級河川はなく、二級河川が13河川（うち西之表市には甲女川・川脇川・湊川（現和）・西京川の4河川）あります。最も長い河川は、延長約8kmの湊川（現和）です。





序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題・
方針

7章

取組

8章

防災・
対策

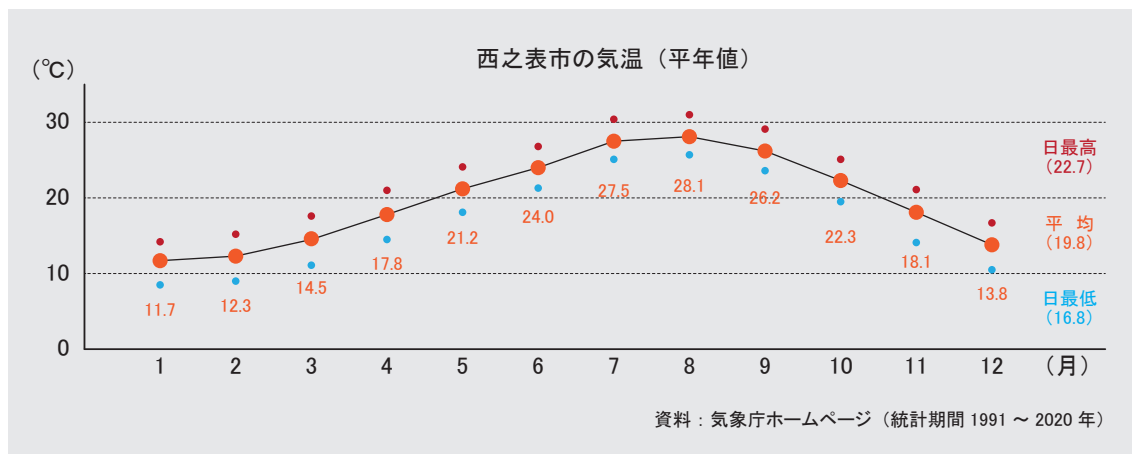
9章

推進体制

第1章 西之表市の概要

(3) 気温

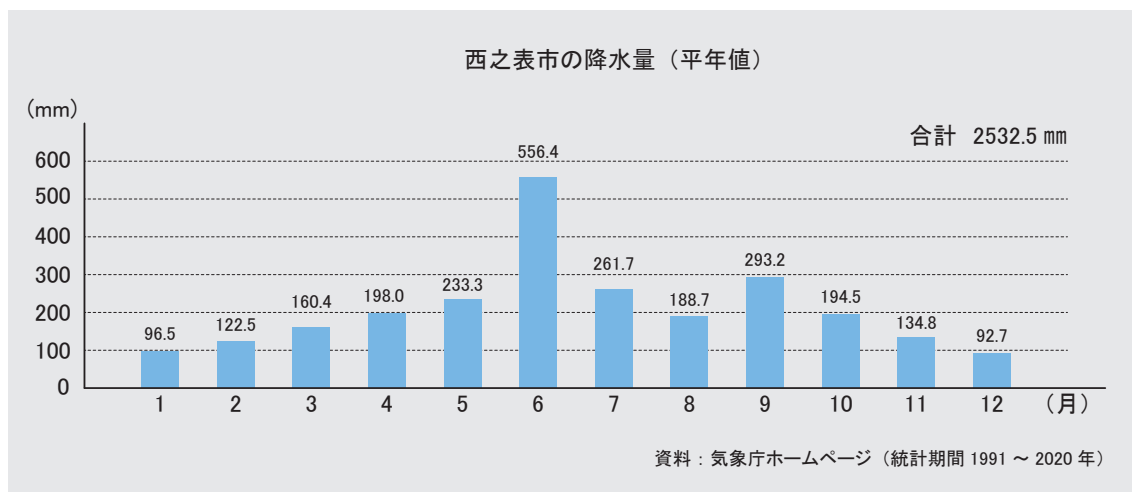
西之表市における過去30年〔平成3（1991）年～令和2（2020）年〕の平年値による年間平均気温は19.8℃です。5月から10月までの半年間は平均気温が20℃を超え、暑さを感じる期間が長いですが、常に海風が吹いているため、日陰などでは比較的心地よく過ごすことができます。冬の気温は0℃を下回することは、ほとんどありません。ですが、北西の強い風が吹くため体感温度は低く感じます。



(4) 降水量

西之表市の過去30年〔平成3（1991）年～令和2（2020）年〕の平年値による年間降水量は2532.5 mmです。一方、隣の屋久島は4651.7 mmあり、雨雲をつくりやすい高い山の有無が顕著な違いを生んでいます。月ごとでは、6月が梅雨の影響で多く、次に9月が台風襲来や秋雨前線の影響で多くなります。これに対し、冬の降水量は100 mm前後と少なくなります。

なお、過去30年間のうち、降水量が最も多かった年は、平成27（2015）年で3570 mm、最も少なかった年は、平成25（2013）年で1590.5 mmでした。



(5) 生態系

西之表市は、周囲を海に囲まれており、温暖な気候で亜熱帯性・暖温帯性の植物が繁茂しています。

なかでもクワ科の常緑高木アコウは、古くから島民に親しまれており、市街地の地名「赤尾木^{あかおぎ}」や「榕城^{ようじょう}」の由来になっていることから、市の木にも選定されています。

また、種子島は亜熱帯と暖温帯の境界にあり、種子島を分布北限とする南方系の種や、南限とする北方系の種が多数あり、植物分布上、特別な環境にあります。

河口汽水域の塩性湿地という特異な環境で育つマングローブの中において、比較的耐寒性の強い樹種メヒルギもそのひとつです。国上湊川^{みなとがわ}のマングローブ林^{*}は、メヒルギの自然分布の北限地で、世界的にも太平洋岸の北限となっています。

種子島固有の植物には、タネガシマアザミ、タネガシマツツジ、タネガシマアリノトウグサ、タネガシマゴンズイ、ムラクモアオイなどがあります。また、屋久島と種子島共通の固有種も数種あり、その中のマツ科のヤクタネゴヨウは、かつて丸木舟の材料などに使われていました。

陸生動物では、かつてサルやイノシシなどが生息していましたが、現在はシカが大型哺乳類の中心となっています。種子島や馬毛島のシカは、ニホンジカの亜種マゲシカに分類されます。マゲシカの体長は、キュウシュウジカより小さく、屋久島のヤクシカより大きいという両者の中間型となっています。

また、陸上に生息するオカヤドカリや、国内のハト類では最大のカラスバト、南西諸島のみを生息するアカヒゲなど、国の天然記念物の生息地にもなっています。



【市の木】アコウ



【市の花木】ブッソウゲ



【市の花】テップウユリ



【市の蝶】ツマベニチョウ

※国上湊川のマングローブ林 … 中種子町にある阿嶽川のマングローブ林と共に指定されており、天然記念物（国指定）の正式名称は「種子島国上湊川・阿嶽川のマングローブ林」である。

第1章 西之表市の概要

(6) 集落名

『西之表』の地名は、^{にしのおもて}「西に向かって開ける表玄関」として、江戸時代に名付けられたと伝わっています。明治・大正時代の移住により山間部の^{かいたく}開拓が進み、市内全域に集落が形成されました。現在、12校区96集落が組織されています。馬毛島は、戦後に農業開拓団が入植しましたが農業には適さず、現在は無人島になっています。

校区	集落名	よみがな	戸数
ようじょう 榕城	西町	にしまち	172
	東町	ひがしまち	133
	洲之崎	すのさき	150
	池田	いけだ	46
	天神町	てんじんちょう	73
	田屋敷	たやしき	33
	鴨女町	かもめちょう	320
	野首	のくび	285
	松畠	まつばたけ	600
	中西	なかにし	160
	中目	なかめ	385
	小牧	こまき	160
	納曾	のうそ	114
	中野	なかの	85
	城	じょう	103
	小牧野	こまきの	55
	竹鶴	たけづる	10
	今年川	こんねんごう	30
	桃園	もものその	33
	岳之田	たけのた	48
	平田	ひらた	20
	牧之峯	まきのみね	18
	本立	ほんだち	70
上之原町	うえのはらちょう	287	
美浜町	みはまちょう	325	
朝日が丘	あさひがおか	94	
かみにし 上西	池之久保	いけのくぼ	55
	柎之峯	はじのみね	20
	横山	よこやま	60
	大花里	おおげり	30
	花里崎	けりざき	30
しもにし 下西	大崎	おおさき	48
	川迎	かわむかえ	240
	池野	いけの	210
	湊泊	あまどまり	200
	上石寺	かみいしでら	170
	下石寺	しもいしでら	55
	鞍勇	くらざみ	45
若宮	わかみや	56	
くにかみ 国上	桜園	さくらその	59
	白石	しろいし	13
	野木平	のぎのたいら	71
	中目	なかめ	110
	奥	おく	15
	久保田	くぼた	30
	浦田	うらだ	49
	湊	みなと	66
寺之門	てらのかど	65	

※戸数…行政連絡員が届け出た文書配布用の戸数

校区	集落名	よみがな	戸数
いせき 伊関	柳原	やなぎはら	48
	浜脇	はまわき	43
	伊関	いせき	23
	沖ヶ浜田	おきがはまだ	80
あんのお 安納	軍場	ぐにわ	65
	大平	おおだいら	55
	峯	みね	40
	下郷	したごう	55
げんな 現和	庄司浦	しょうじうら	110
	田之脇	たのわき	60
	浅川	あざこう	70
	上之町	かみのちょう	60
	下之町	しものちょう	55
	武部	ぶぶ	101
	西俣	にしまた	75
	川氏	かわうじ	31
	近政	ちかまさ	35
	平山	ひらやま	29
あんじょう 安城	平園	ひらその	4
	上之町	かみのちょう	31
	下之町	しものちょう	45
	川脇	こうわき	6
	大野	おおの	35
	芦野	あしの	8
	御牧	おまき	7
たちやま 立山	立山	たちやま	14
	野木	のぎ	10
	植松	うえまつ	5
	高山	たかやま	-
	千段峯	せんだんのみね	4
なかわり 中割	生姜山	しょうがやま	19
	十六番	じゅうろくばん	18
	万波	まんば	9
ふるた 古田	十三番	じゅうさんばん	11
	二本松	にほんまつ	15
	村之町	むらのちょう	40
	中之町	なかのちょう	40
	上之町	かみのちょう	32
	番屋峯	ばんやみね	24
	平松	ひらまつ	6
すみよし 住吉	深川	ふかごう	60
	里之町	さとちょう	37
	中之町	なかのちょう	50
	浜之町	はまのちょう	64
	形之山	かたのやま	29
	上能野	かみよきの	78
	下能野	しもよきの	41
	能野里	よきのさと	48
合計		7,331	

令和6(2024)年4月10日現在

校区・集落位置図

※市街地（榕城校区）の集落位置は71ページに記載しています



●小学校の位置

▲閉校・休校中の小学校の位置

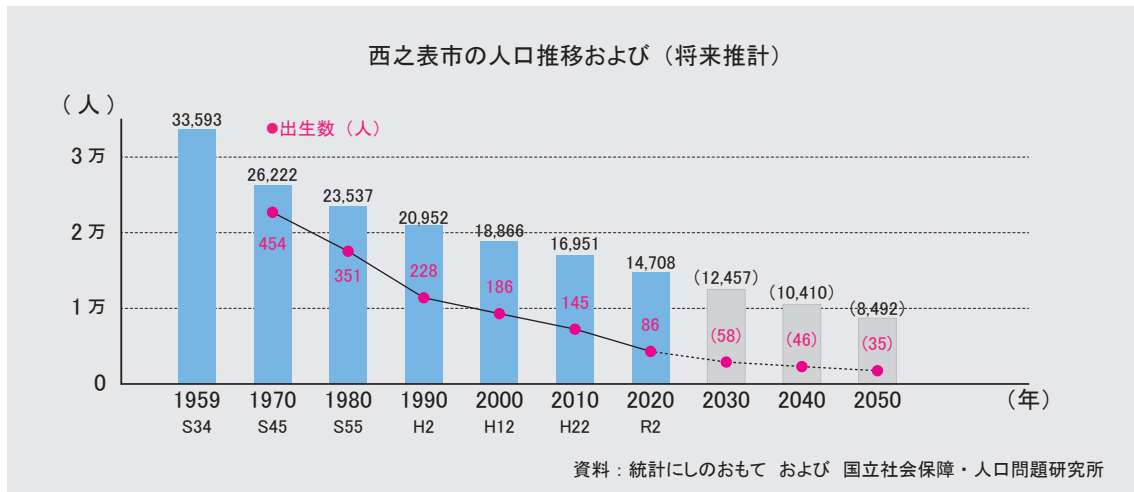
2. 社会的状況

(1) 人口動態

① 人口推移および将来推計

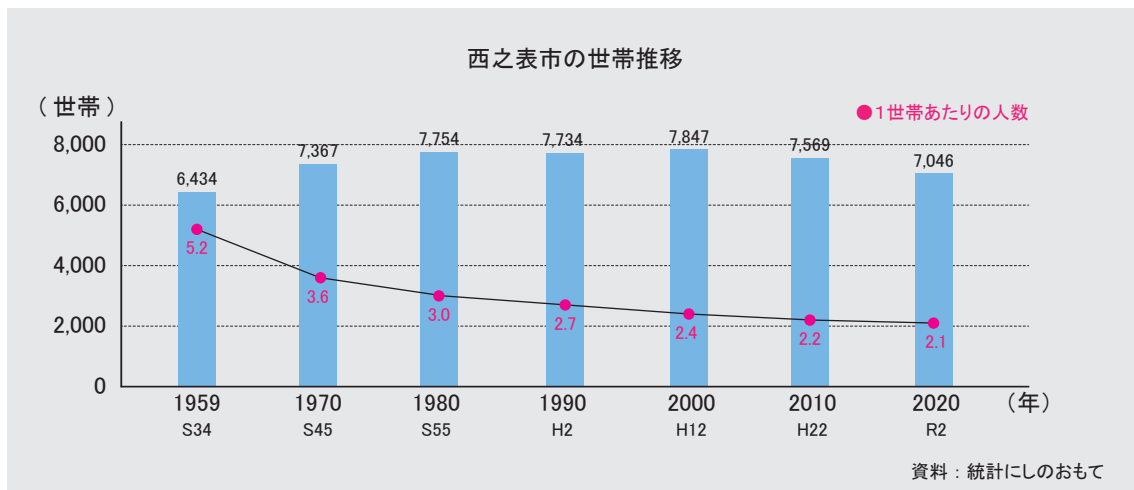
人口は、市制施行の翌年である昭和34（1959）年の33,593人をピークに、約60年間で半分以下に減少しました。令和6（2024）年14,131人の人口は、2050年の将来推計では、8,492人にまで減少します。

出生数は、平成30（2018）年に年間100人を初めて下回り、大幅な減少傾向にあります。その理由は、島外への人口流出に加え、未婚化・晩婚化の進展、夫婦の出生力の低下、子育てに対する不安の増大など様々です。



② 世帯推移

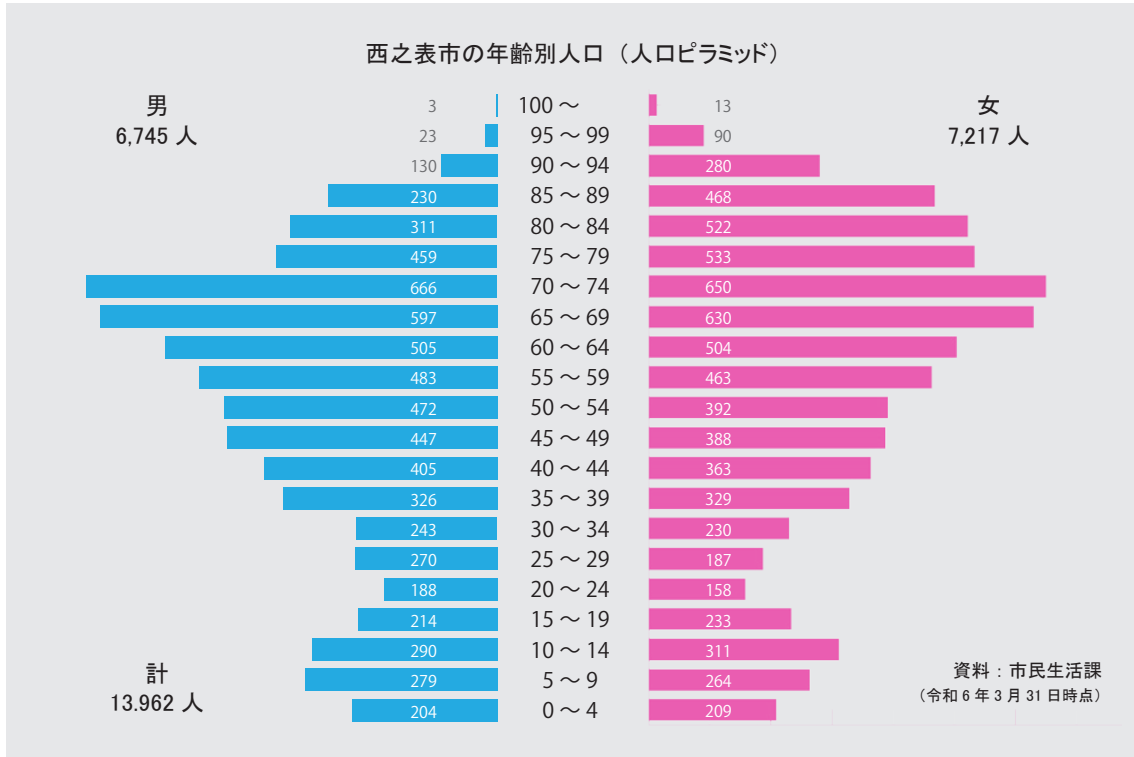
人口減少の一方で、世帯数は横ばい状況が続いています。これは、単独世帯の割合が増加し、核家族等の割合が減少しているためです。1世帯あたりの人数は、人口同様に減少しています。



③ 年齢別人口

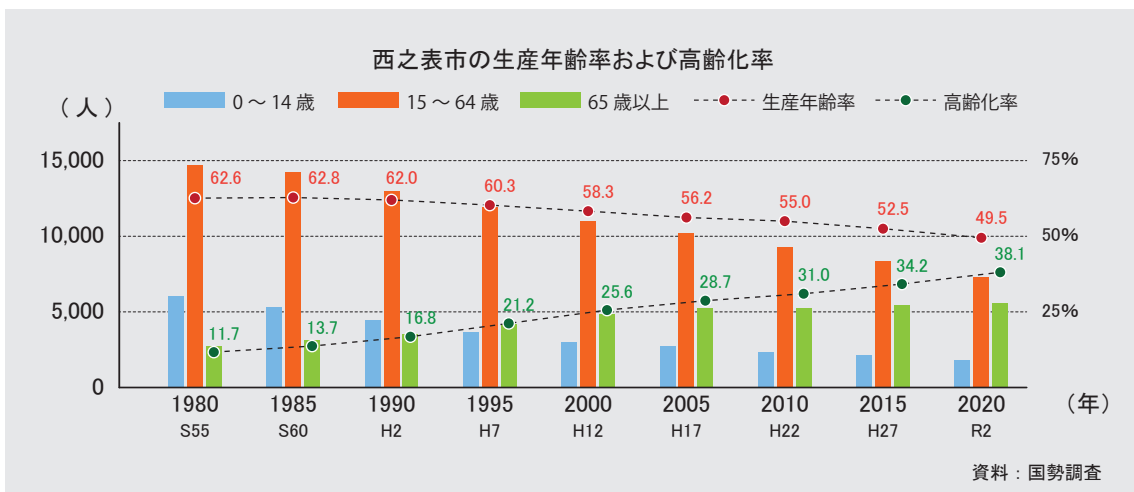
高校卒業後、大半の若者が島外へと転出するため、若年層の割合が極端に減少します。その後、U・Iターンなどにより、30歳代後半から増加します。

高齢者は、男女共に団塊の世代にあたる70～74歳が極端に多いですが、75歳以上になると男性が著しく減少しています。



④ 高齢化率

65歳以上の高齢化率は、少子高齢化の影響などにより、直近40年で3倍以上に増加し、人口の4割に迫る勢いです。一方、生産年齢（15～64歳）人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年に初めて人口の5割を下回り、多くの産業で担い手不足が課題となっています。



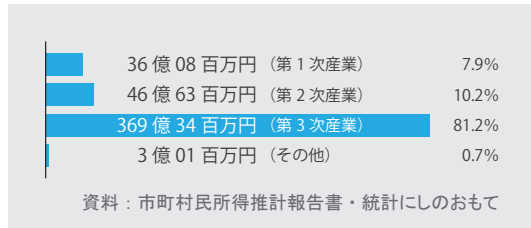
第1章 西之表市の概要

(2) 産業

産業別就業者数は、農業を中心とする第1次産業の減少に伴い、第3次産業が全体の6割を超える状況です。項目別では、サービス業が大幅な増加となり、4割を占めています。

総生産額においても、第3次産業だけで8割を占めています。

■総生産額（R2）



農業（耕種部門）では、さとうきびが最も広く栽培され、生産額も多くなっています。青果用甘しょは、近年のサツマイモ基腐病の影響で、作付面積が減少しています。

畜産部門では、肉用牛の子畜生産が総生産額の半数以上を占め、次いで生乳の生産額が多くなっています。

■農業生産額（畜産部門）

区分	R4 (2022)	
	生産数	生産額 (千円)
総額	—	2,050,888
1. 子畜生産	2,133 頭	1,136,450
2. 枝肉生産	2,187 頭・羽	119,284
3. 生乳	6,896 トン	786,656
4. 鶏卵	— トン	8,498

■産業別就業者数

産業名	H22 (2010)	R2 (2020)		総数 (人)
	構成 比率	構成 比率	増 減	
総数	100.0	100.0		7,928
第1次産業	28.2	22.8	↘	1,808
農業	25.9	20.9	↘	1,655
林業	0.4	0.5	↗	40
漁業	1.9	1.4	↘	113
第2次産業	12.1	10.8	↘	858
鉱業	0.0	0.0	→	2
建設業	8.6	7.7	↘	611
製造業	3.5	3.1	↘	245
第3次産業	59.1	66.3	↗	5,252
電気・ガス・水道業	0.5	0.6	↗	50
運輸・通信業	3.9	3.9	→	306
卸・小売業・飲食店	18.7	12.0	↘	949
金融・保険業	1.5	1.1	↘	83
不動産業	0.5	0.7	↗	54
サービス業	27.8	40.7	↗	3,228
公務	6.4	7.3	↗	582
分類不能	0.6	0.1	↘	10

資料：国勢調査・統計にしのおもて

■農業生産額（耕種部門）

区分	R4 (2022)	
	作付面積 (ha)	生産額 (千円)
総額	2,257.3	3,378,637
1. 普通作物	478.1	358,757
水稻	191.0	175,222
甘しょ	276.2	170,440
落花生	6.8	11,900
そば	4.1	1,195
2. 工芸作物	765.0	1,635,147
さとうきび	671.2	994,432
たばこ	12.5	56,236
ガジュツ	7.5	16,569
茶	73.8	567,910
3. 野菜類	308.9	1,228,337
青果用甘しょ	138.3	517,192
早掘ばれいしょ	130.0	436,378
スナップエンドウ	14.1	160,153
その他	26.5	114,614
4. 花き	17.7	148,103
5. 果樹	0.7	8,293
6. 飼料作物	587.0	—

資料：市農林水産課・統計にしのおもて

(3) 土地利用

本市の土地利用状況は、馬毛島を含む総面積 205.57 km²のうち、道路その他を除くと、山林が最も多く3割を超える状況です。次に田・畑といった農地が2割近くを占めていますが、田・畑共に年々減少傾向にあります。

■地目別面積

区分		総計	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	道路 その他
H28 (2016)	面積	205.66 km ²	6.77	30.72	4.33	66.46	22.32	1.91	73.15
R5 (2023)	面積	205.57 km ²	↘ 5.80	↘ 29.20	↗ 4.43	↗ 70.47	↘ 21.16	↗ 2.13	↘ 72.38
	構成比	100 %	2.82	14.20	2.16	34.28	10.29	1.04	35.21

資料：市税務課

(4) 交通

種子島の道路網は、国道1路線と県道9路線が骨格をなし、それを市道・町道等が補完する形で島全体に整備されています。

バス路線は、1市2町を縦断する路線を民間事業者が運行しています。しかし近年、市街地と種子島空港を結ぶバス路線の一部が廃止されたことに伴い、予約型乗合タクシーを運行し対応しています。その他、市街地周辺は、巡回バス「わかさ姫」を市が運行（委託）しています。

また、自宅と市街地停留所を結ぶ交通サービスとして、乗合タクシー「どんがタクシー」を市が運行（委託）しています。

海の便は、西之表港から鹿児島港へ、高速船ジェットfoil（1日5～6便）をはじめ、旅客フェリーや貨物フェリーが複数、就航しています。

空の便は、種子島空港から鹿児島空港へ、1日4便の航空機が就航しています。



市街地巡回バス「わかさ姫」



乗合タクシー「どんがタクシー」

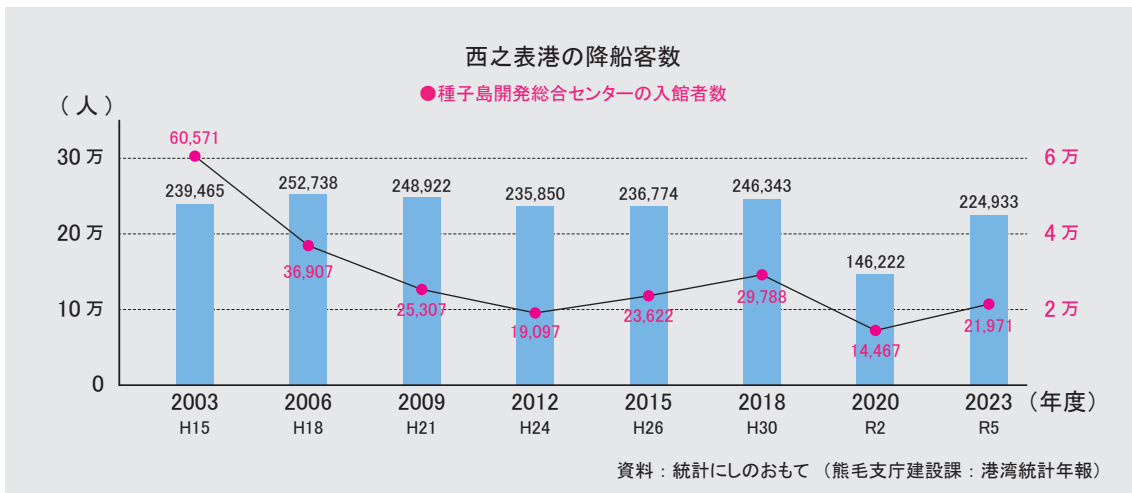


高速船「ジェットfoil」

(5) 観光

下図のとおり、西之表港だけでも年間25万人前後の降船が続いています。この中には島民やビジネス関係者も含まれていますので、観光客数のみを明確に把握することは困難ですが、過去20年、ほぼ横ばいの状況が続いています。

なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となりましたが、感染症法上の5類に移行した令和5(2023)年度は、22万人台まで回復しています。



観光客の多くが訪れる種子島開発総合センター「鉄砲館」の入館者数は、平成15(2003)年度の60,571人をピークに大幅な減少の時期もありましたが、平成22(2010)年度の鉄砲館コンシェルジュ(案内係)配置や赤尾木城文化伝承館「月窓亭」の新規開館の効果もあり、コロナ禍を除けば、順調に増加しています。

観光タイプ別では、団体観光の多くは、島南部(南種子町)の「種子島宇宙センター」や「^{ひろた}広田遺跡ミュージアム」、鉄砲伝来の地「門倉岬」、島中央部(中種子町)の「古市家住宅(国指定)」など、種子島を1日で巡る足早なコース設定が多く、西之表市の滞在時間は短い傾向にあります。

一方で、個人観光は、自由に動き回れるレンタカーの利用が多く、「赤尾木城跡(市指定)」「種子島家墓地(市指定)」「栖林神社」「赤尾木港の岸岐と築島(市指定)」など、市内に点在する観光スポットを巡ることが可能です。

市では、市街地から離れた島北部の「へゴ自生群落(市指定)」や「喜志鹿崎灯台」「奥神社」などにも駐車場やトイレを整備するなど、市内周遊観光の拡大を目指しており、文化財は大変重要な役割を担っています。

(6) 文化財関連施設

本市が管理する文化財関連施設は、次の4施設です。博物館施設である種子島開発総合センター「鉄砲館」や市指定文化財を活用した赤尾木城文化伝承館「月窓亭」は、観光施設としても大きな役割を担っています。

種子島開発総合センター
「鉄砲館」

開館時間 8:30 ~ 17:00
(入館は 16:30 まで)

入館料 有料

休館日 毎月 25 日
(7 月・8 月・日曜日を除く)
年末年始 (12/30 ~ 1/2)

場 所 西之表市西之表 7585 番地
TEL 0997-23-3215
FAX 0997-23-3250



昭和 58 (1983) 年に開設した種子島の歴史文化、民俗、自然等を総合的に紹介する博物館。鉄砲伝来に関する火縄銃など約 100 丁の鉄砲が展示されている。

あかおぎじょう
赤尾木城文化伝承館
「月窓亭」

開館時間 9:00 ~ 17:00
(入館は 16:30 まで)

入館料 有料

休館日 毎月 25 日
(7 月・8 月を除く)
年末年始 (12/30 ~ 1/2)

場 所 西之表市西之表 7528 番地
TEL&FAX 0997-22-2101



270 年以上前に建てられた羽生家の住宅。明治以降、種子島家が暮らしたため「種子島家住宅」の名称で、平成 20 (2008) 年に市の文化財に指定されている。市が購入・整備し、平成 22 (2010) 年から指定管理者制度を活用して一般公開している。

入館料

	鉄砲館		月窓亭		共通券 (2 館)	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
小中学生	140 円	80 円	100 円	50 円	160 円	100 円
高校生	280 円	230 円	150 円	100 円	360 円	260 円
一 般	440 円	380 円	200 円	150 円	570 円	470 円

※団体 (20 人以上)

序章
地域計画
の作成

1 章
市の概要

2 章
文化財
の概要

3 章
歴史文化
の特徴

4 章
文化財の
把握調査

5 章
目標

6 章
課題・
方針

7 章
取組

8 章
防災・
防犯対策

9 章
推進体制

第1章 西之表市の概要

旧上妻家住宅（主屋・門）

場 所 西之表市西之表 9819 番地

筆頭家老職を務めた上妻家の住宅。平成 28（2016）年に市が購入した後、寛延 4（1751）年と記された棟札などを屋根裏から発見。主屋と門、それぞれ平成 29（2017）年に、国登録有形文化財となった。

現在、古文書などの調査研究と、住宅の一般公開に向けた調査整備を同時に進めている。



西之表市 埋蔵文化財調査室

場 所 西之表市西之表 7617 番地 4
TEL&FAX 0997-23-0339

市内の発掘調査で出土した遺物の整理作業や調査研究などを行う施設。（旧榕城中学校校舎を利用）
展示施設ではないため、出土品等の展示は鉄砲館で行っている。



■文化財関連施設の位置図



3. 歴史的背景

(1) 先史

旧石器時代

(後期) 約 38,000 年前～約 15,000 年前

■種子島に暮らし始めた人々

種子島で確認された最も古い人類の痕跡は、後期旧石器時代前半まで遡りまさかのぼす(約 35,000 年前)。この時代は、最終氷期後半にあたりますが、種子島は比較的温暖で、照葉樹林が存在したことが分かっています。

横峯 C 遺跡(南種子町)では、植物質食料の積極的な利用を感じさせる石皿・磨石・敲石などの石器類と共に、礫群※・土坑※・焼土(炉跡)といった遺構が発見されました。立切遺跡(中種子町)では、種Ⅳ火山灰層の下から日本最古級の陥し穴遺構が複数発見されました。

令和 4 (2022) 年、馬毛島での文化財調査では、島の中央部で石器が数点発見され、八重石遺跡と名付けられました。石器の形状から、旧石器～縄文時代の遺跡と考えられます。



旧石器時代の遺跡分布図



馬毛島での文化財調査の様子

■種子島の細石刃文化

後期旧石器時代の終末期になると、種子島にも細石刃文化が伝わります。

「細石刃」とは、「細石核」と呼ばれる黒曜石などの原石から、シカの角や骨などを使い剥がし取った小さく薄い刃物状の(カミソリの替え刃のような)石器で、細石刃や細石核をまとめて「細石器」と呼んでいます。種子島では、大峰遺跡、湊遺跡、葉山遺跡(西之表市)、立切遺跡、三角山 I 遺跡、長野崎遺跡(中種子町)、銭亀遺跡(南種子町)など、多くの遺跡から細石器が出土しています。

種子島の細石刃文化は、現時点では日本列島における南限にあたり、海を越えて石材や製作技法が伝わっていることから、旧石器時代に大隅海峡を越えるための船と航海技術が存在していたことが判明しました。

※礫群(れきぐん)…石がまとまって出土した遺構、調理場跡と考えられる
※土坑(どこう)…人為的に掘られた穴の跡

(1) 先史

じょうもん
縄文時代

約 15,000 年前～約 2,500 年前

旧石器

縄文

- ・草創期
- ・早期
- ・前期
- ・中期
- ・後期
- ・晩期

弥生

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

昭和

平成

令和

■縄文時代の始まり

最寒冷期後（約 19,000 年前）の温暖化に伴い、約 15,000 ～ 13,000 年前になると海水面が急激に上昇しました（縄文海進）。日本列島では土器や弓矢などが出現し、縄文時代の始まりを迎えます。

縄文時代草創期（約 15,000 ～ 11,000 年前）の遺跡には、奥ノ仁田遺跡や鬼ヶ野遺跡などがあります。これらの遺跡からは、幅広の粘土紐の上に文様をつける隆帯文土器が多数出土しています。指で文様をつけることが多い本土に対し、種子島では貝殻の文様が多く、地域性が強く表れています。

鬼ヶ野遺跡からは石鏃^{せきぞく}*の完成品 375 点に加え、未完成品や石核^{せっかく}*、チップが多量に出土しており、石器を製作していた場所と考えられます。また、石斧^{せきふ}の破損品と共に砥石^{といし}も出土していることから、石斧の修復もしていたと考えられます。

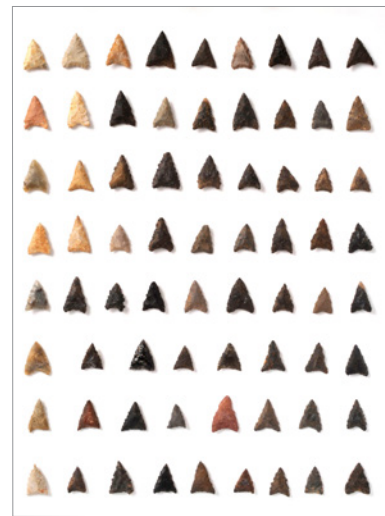
■世界最古級コクゾウムシの大発見

縄文時代早期（約 11,000 ～ 7,400 年前）の三本松遺跡（約 10,000 年前）で出土した吉田式土器から、穀物の害虫であるコクゾウムシの圧痕 7 点が発見されました。これまでの国内発見より約 6,000 年古い、世界最古級の大発見でした。

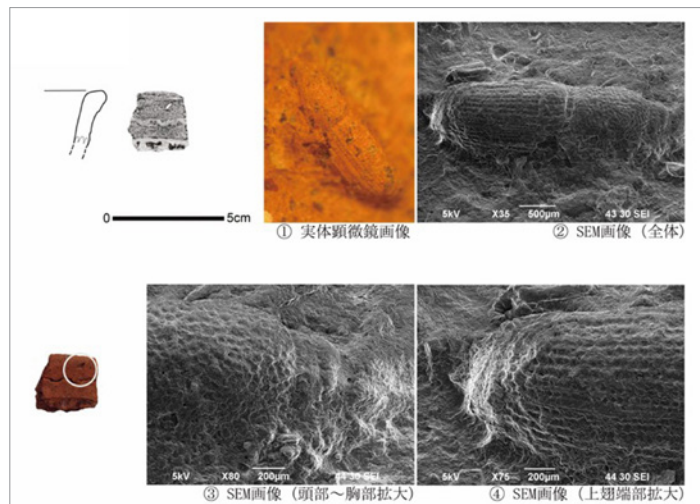
この発見で、イネの伝来以前からコクゾウムシが日本に存在し、人々が貯蔵していたドングリやクリなどを食害していたことが明らかになりました。また、当時の人々が、カラスザンショウ（香辛料の一種）を防虫剤として利用していたことも、近年の圧痕調査で判明しています。



隆帯文土器（奥ノ仁田遺跡）



鬼ヶ野遺跡出土の石鏃（一部）



コクゾウムシ圧痕（三本松遺跡）

*石鏃（せきぞく）… 矢の先につける石のやじり

*石核（せっかく）… 石鏃の素材となる剥片（はくへん）をはがし取った際に残る原石

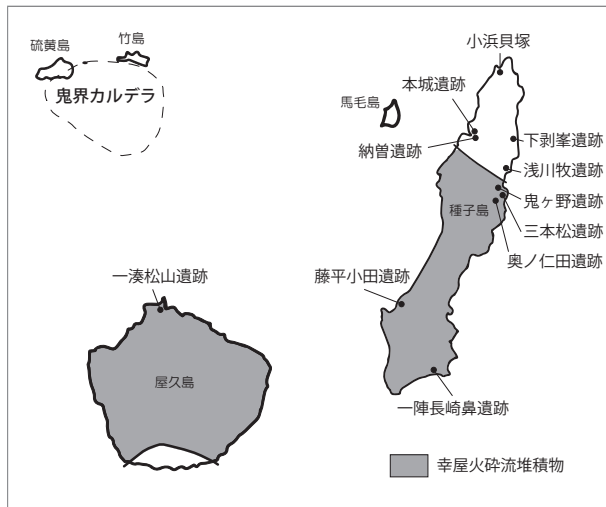
■鬼界カルデラの大噴火とその後の種子島

【縄文時代 早期末（約7,300年前）】

硫黄島と竹島を外縁とする鬼界カルデラで、大噴火が起こりました。噴出した火山灰は、「鬼界アカホヤ火山灰」と呼ばれ、沖縄近海から朝鮮半島南部、東北地方まで到達した広域火山灰として知られています。

また、高熱の火砕流が到達した痕跡（幸屋火砕流）が、種子島北部以外の地域で確認されています。当時の人々は、火山灰や火砕流、地震、津波などによって甚大な被害を受けたと考えられます。

幸屋火砕流堆積物の分布範囲



【縄文時代 前期（約7,400～5,200年前）・中期（約5,200～4,300年前）】

大噴火の影響で遺跡の数は少なくなります。本城遺跡や小浜貝塚、一湊松山遺跡（屋久島）などから曾畑式土器（前期に西北九州から東シナ海沿岸を中心に広域に分布する土器）が出土しており、本土と南西諸島の往来が確認できます。また、下剥峯遺跡からは沖縄との交流を示す室川下層式土器（縄文時代中期の沖縄の土器）が出土しています。このことから、種子島は前期や中期も、九州本島や南島との広域なネットワークの中に含まれていたことが分かります。



曾畑式土器（本城遺跡）

【縄文時代 後期（約4,300～3,200年前）】

浅川牧遺跡では市来式土器（九州本土から沖縄まで広く分布する）や一湊式土器と共に、竪穴住居跡が確認されています。藤平小田遺跡（南種子町）では、土器や石器と共に、環状配石遺構や集石が検出されており、継続的に使用された集落の形成を確認することができます。



市来式土器（浅川牧遺跡）

【縄文時代 晩期（約3,200～2,500年前）】

遺跡の数は少ないものの、一陣長崎鼻遺跡（南種子町）からは大隅諸島で縄文時代唯一の人骨が出土しています。同遺跡からは、黒川式土器や石器類と共にオオツタノハ製貝輪も出土しており、弥生時代の種子島で見られる豊富な貝製品を伴う文化への繋がりが伺えます。

(1) 先史

やよい
弥生時代

約 2,500 年前～約 1,700 年前 (3 世紀中頃)

■独自の埋葬文化

種子島では弥生時代の前期から中期(1世紀中頃まで)に該当する遺跡が少ないため、当時の様子を詳しく知ることは難しいです。

しかし後期になると、遺体を埋葬した上に自然礫を複数置く「覆石墓」と呼ばれる埋葬遺構がある遺跡が出現します。田之脇遺跡、上浅川遺跡(西之表市)、鳥ノ峯遺跡(中種子町)、広田遺跡(南種子町)などがこれにあたります。

これらの埋葬遺跡は、海に面した砂丘上に築かれ、そこに埋葬されている人々は、ゴホウラやオオツタノハなど、南海産の貝製腕輪(貝輪)を身に付けているという特徴があります。覆石墓は、この時期の県本土の埋葬様式とは異なり、非常に多くの貝輪や貝製装身具を伴う種子島独自の埋葬方法として発展していきます。



弥生時代の主な遺跡分布図



貝輪を装着した埋葬人骨(広田遺跡)
(鹿児島県立歴史資料センター黎明館他 2003)

旧石器

縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期

弥生

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

昭和

平成

令和

■ 弥生時代の生活

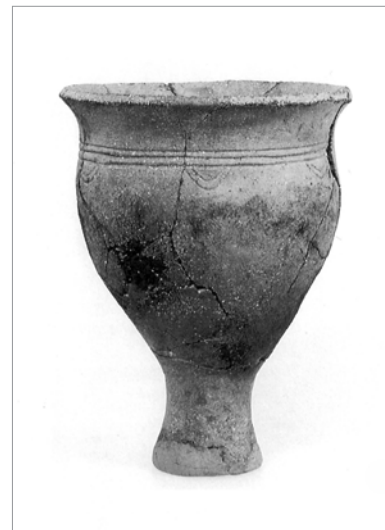
種子島では、弥生時代の遺跡から埋葬遺跡が複数発見されていますが、住居などの生活跡は確認されておらず、これら埋葬遺跡の人々が、どこでどのように生活していたのかなど、その多くは謎に包まれています。

石器類は、ドングリなど堅果類の加工に使われるたたさいし すりいし れきせつき 敲石や磨石など礫石器と、木の伐採に使用する石斧類が主に出土します。稲作の指標となる石包丁は、まだ確実な資料は見つかっていませんが、近年、しもはぎみね いずみばる 下剥峯遺跡や泉原遺跡などの弥生土器から、イネの圧痕が見つかっています。

弥生時代後期の埋葬遺跡から発見される土器の中には、本土からの流入品だけでなく、とりのみね 鳥ノ峯式土器など在地色の強い土器も出現します。この鳥ノ峯式土器は、西之表市北端のおばま 小浜貝塚から南種子町のひろた 広田遺跡まで出土しており、共通の土器型式、共通の埋葬形態をもつ遺跡が種子島一円で見られます。

その一方で、鳥ノ峯遺跡と広田遺跡では、ほぼ同時期のほこう 墓壇内から、埋葬された人物の体に刺さっていたと思われるませいせきぞく 磨製石鏃が出土しており、当時の人々の間で何らかのしょうとつ 武力衝突があったのではないかという指摘もあります。

弥生時代、本土からのモノや文化の流入がありながらも、独自の文化をつくり上げていった種子島の人々。この文化は時間とともに変化をしながら、古墳時代へと続いていきます。



鳥ノ峯式土器
(中種子町教委他 1996)

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯
対策

9章

推進体制

(1) 先史

こふん
古墳時代

3世紀中頃～7世紀頃

旧石器

縄文

- ・草創期
- ・早期
- ・前期
- ・中期
- ・後期
- ・晩期

弥生

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

昭和

平成

令和

■種子島とヤマト王権の関わり

3世紀後半になると、権力者が畿内（近畿地方）を中心に巨大な「古墳」を築きはじめ、次第に全国へと波及していきます。ヤマト王権の成立です。

しかし、南九州では一部の地域を除き、地下式横穴墓や板石積石棺墓など、独自の埋葬形態を築いていきました。さらに種子島では、弥生時代後期以降の埋葬形態である覆石墓から集骨再葬墓へと変容した独自の墓制を築いていたことが、広田遺跡の調査から明らかになっています。

また、弥生時代から続く貝製品を伴う文化は、貝製品の組成や貝符の文様変化はありますが、古墳時代も続いていきます。

このような種子島の独自性は土器にも表れており、弥生時代後期後半の鳥ノ峯式土器以降、広田式や上能野式といった在地色の強い土器が、8世紀まで主に使われていました。

種子島には古墳を築く文化は波及しませんが、本土の古墳からは南海産貝（ゴホウラ、スイジガイ、イモガイなど）を使用した貝釧（貝輪）などの貝製品が出土しています。このことから、種子島の人々は、奄美や沖縄方面の貝を手に入れ、貝製品を伴う文化を独自に発展させつつ、本土との交易にも貝を利用していただけたものと思われる。



上能野式土器

■ ^{かみよきの}上能野貝塚から見える古墳時代の種子島

種子島で調査された、数少ない古墳時代の遺跡の1つに^{かみよきの}上能野貝塚（西之表市）があります。上能野貝塚は、市の南西部、住吉上能野の標高17mの砂丘上に立地しており、昭和47（1972）年に行われた調査では、上能野式土器（古墳時代後期後半）や石器、貝輪、鉄製釣針、獣骨、魚骨、貝類などが出土しています。



上能野貝塚の発掘調査

この調査以前にも遺物や人骨（少なくとも12体）の発見があったことが地元では知られており、本来は埋葬遺構を伴った貝塚であったと考えられます。

近年の圧痕調査では、上能野貝塚の土器からイネの存在が明らかになりました。これにより、シカやイノシシを中心とした狩猟、身近な岩礁で行う^{ぎょうらう}漁労や貝類の採集に加え、イネの栽培も行われていた可能性が高まりました。

また、鉄製釣針が出土していることと、^{ろっかく}鹿角などに付けられている刃物の痕跡から、鉄器の使用も始まっていたと考えられます。

上能野貝塚では、^{ひろた}広田遺跡との共通性をもつゴホウラ製の貝輪（採集品）や貝符未製品も出土しており、西海岸に立地する埋葬遺跡の事例として貴重な資料となっています。



鉄製釣針（市指定）



刃物の痕跡が残る鹿角

序章
地域計画
の作成

1章
市の概要

2章
文化財
の概要

3章
歴史文化
の特徴

4章
文化財の
把握調査

5章
目標

6章
課題
方針

7章
取組

8章
防災・
防犯対
策

9章
推進体制

(2) 古代

あすか 飛鳥時代 - なら 奈良時代
西暦 592 ~ 710 西暦 710 ~ 794

旧石器

縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期

弥生

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

昭和

平成

令和

■文献上初めての登場

種子島が文献に初めて文字として登場するのは、天武6（677）年の『日本書紀』にある「是月饗多禰嶋人等於飛鳥寺西槻下」という記述です。内容は、「是月、多禰嶋人らを飛鳥寺の西の槻の下で饗した」というものです。槻とはケヤキのことであり、この種子島の人々は、天武天皇に対する貢物を献上するために都を訪れたものと考えられます。

また、天武8（679）年には「多禰嶋へ向けて使節団を派遣した」という記述もあり、この使節団による2年後の報告では「この国は京を去ること5千里余り、筑紫の南の海の中にある。人々は髪を短く切っており、草の裳をつけている。稲は常に豊かで、年に1度植えれば2度収穫がある。その産物は支子（染料）・莞子（蓆を作る材料）、その他海産物など数多い」という当時の種子島の様子が記されています。

同じ頃に「掖玖人（屋久島の人）」や「阿麻弥人（奄美の人）」という記述も日本書紀に登場することから、中央政権の関心が早くから南方に向けられていたことが分かります。



〔写真提供〕 明日香村教育委員会
奈良県明日香村教育委員会では、飛鳥寺西方遺跡の発掘調査を長年続けており、写真の場所が「槻の木の広場」の有力候補地であると報告しています。

■ 122年続いた多嶺国

大宝元（701）年に大宝律令が制定され、本格的な中央集権統治体制が成立しました。『続日本紀』には、大宝2（702）年に「薩摩（隼人）と多嶺が政府の命令に逆らったが、すぐに鎮圧された」という記述が残っています。この鎮圧によって、種子島は律令体制に組み込まれることとなりました。

この頃の種子島は、本土と南島の往来や遣唐使船の航行ルートの中継地となっており、中央政権にとって重要な地であったと考えられます。種子島には「嶋司」という役人が配置され、大宰府管内の1つの国「多嶺国」として扱われました。（※多嶺国の領域は、現在の種子島・屋久島・ロ永良部島）

種子島のどこに多嶺国の中心である「国府」が置かれたのかは、西之表市の国上説、甲女川周辺説、榕城小学校周辺説、南種子町の島間説など諸説ありますが、まだ明らかになっていません。

その後、多嶺国は122年存続しますが、天長元（824）年に廃止され、大隅国に編入されます。

■ 大広野の銅鏡

西之表市上西の大広野神社には、5面の銅鏡が御神体として祀られていました。このうちの1点は、7～8世紀に唐で数多く生産され、日本にも輸入された「海獣葡萄鏡」という鏡でした。大広野神社の銅鏡は、そうした輸入品をまねて、日本で製造されたものだと考えられています。どのような経緯でこの鏡が大広野神社に祀られているのかは不明ですが、多嶺国時代から伝わる貴重な資料です。



大広野神社の海獣葡萄鏡（市指定）

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯
対策

9章

推進
体制

(2) 古代

へいあん
平安時代

西暦 794 ~ 1185

■ 「院房」の謎

天長元(824)年に多禰国が廃止されて以降、種子島に関する文献記述は少なくなり、種子島にとっての平安時代は、歴史上の空白期間とも言えます。そのような中、昭和45(1970)年、現和歌山県西牟婁郡高野町(院房)の人里離れた畑で、平安時代の貴重な資料となる猿投窯灰釉長頸瓶(市指定)、越州窯青磁破片(市指定)、長沙窯青磁水注片(市指定)が、まとまって出土しました。



猿投窯灰釉長頸瓶 (市指定)

猿投窯は古墳時代から鎌倉時代まで続いた愛知県に所在する窯で、平安時代には国産高級陶器として日本各地で使用されています。越州窯(中国浙江省)・長沙窯(中国湖南省)は中国の唐*時代から宋*時代の窯で、日本では貴族の邸宅跡や官衙*遺跡などで出土することが多く、身分の高い人々が使用していた陶磁器だと考えられています。なぜこの地に、このような貴重な陶磁器が埋まっていたのかは不明ですが、「院房」という地名は、有力な寺院あるいは官衙的な施設の存在を感じさせます。

■ 時代と共に姿を変えた「慈遠寺」

種子島で最も古い寺院は、大同4(809)年に創建された慈遠寺(現・八坂神社)と言われています。『懐中島記』によると、慈遠寺は奈良興福寺(法相宗)の末寺で、寺の鎮守社である春日社は、律令時代に奈良春日社から勧請されたものと伝えられています。そのため、現在でも周辺を春日山と呼んでいます。

慈遠寺は、中世には西大寺(律宗)の末寺となり、さらに文正・応仁年間(1466~1469年)には島主の改宗に伴い、法華宗の寺院となりました。その後、明治元(1868)年の廃仏毀釈により廃寺となり、現在は八坂神社として地元で親しまれています。慈遠寺の名残は、境内に残された「手洗鉢」だけとなっています。



慈遠寺跡の手洗鉢 (市指定)

※中国の唐時代(618~907年) 宋時代(960年~1279年)
※官衙(かんが) …官庁・役所

(3) 中世

かまくら
鎌倉時代

西暦 1185 ~ 1333

■鎌倉時代の代官上妻氏

種子島氏の歴史をまとめた『種子島家譜』の記述によると、鎌倉幕府の守護・地頭設置により、種子島の地頭には大浦口氏（在鎌倉）が任命され、その代官として派遣されたのが筑後国の上妻氏でした。

種子島に赴任した上妻氏に関しては、南種子町島間に居城の1つと伝わる「上妻城址(南種子町指定)」があり、現在でも土塁や堀切などを見ることができます。また、中種子町増田には「上妻阿波守家真の石塔(中種子町指定)」も残されています。

また、上妻氏は島を三郡（上郡、中郡、下郡）に分けて、三入道を配置して、それぞれ治めさせました。三入道の居住地は、高野入道が城（西之表市）、野間入道が納官・増田（中種子町）、熊毛入道が島間（南種子町）であったとされています。

■種子島氏の始まり

『種子島家譜』では、初代信基は平清盛のひ孫として登場します。平家没落後、幼い信基は母と共に鎌倉へ逃れ、北条時政（鎌倉幕府初代執権）に保護され養子となります。その後、肥後守時信と名乗り、北条氏から幕紋（三鱗形）と太刀一振（冶工国宗）が与えられ、さらには時政の執奏※により、種子島や屋久島など南海十二島を拝領したとあります。

しかしながら、以上の説には不自然な点も多く、後の世に脚色されたというのが現在の通説です。信基が「肥後守」と名乗っていることから、実際には大隅国の守護職であった名越氏（北条氏支流）の代官であった肥後氏が後に在地領主化し、6代時充の頃から「種子島」を名乗ったと考えられています。

とはいえ、北条氏と種子島氏の家紋が同じ三鱗形であることから、北条氏との深い関わりがうかがえます。



種子島家譜（県指定）



太刀 銘「国宗」(市指定)

※執奏（しっそう）…天皇に取り次ぎ申し上げること

(3) 中世

室町時代 (南北朝時代・戦国時代)

西暦 1336 ~ 1573

■南北朝時代の骨肉争い

南北朝時代、種子島氏ではたびたび家督争いがありました。6代時充が病に倒れ、跡取りがいなかったことから、遠縁にあたる又太郎に家督を譲る約束をしました。しかし時充の病は癒え、その後嫡男の7代頼時が誕生。時充は、又太郎を酒に酔わせて殺害し、頼時に跡を継がせました。のちに又太郎は日輪大明神として祀られ、その墓は御坊墓地の片隅に建てられています。

8代清時が家督を継ぐ前、志布志からやってきた叔母の子にあたる野邊左衛門盛純は、祖父時充に大変気に入られました。家臣から「時充が領地を盛純に分け与えるつもりらしい」と聞いた清時は激怒し、盛純を殺害してしまいました。時充の怒りを買った清時は、数年種子島を離れて過ごしますが、後に帰島し家督を継ぎました。盛純の霊を慰めるために若宮神社が建てられ、現在は壺泊の王之山神社境内末社として祀られています。



野邊左衛門盛純が祀られた若宮神社 (壺泊)

清時が島主となった後、嫡男の三郎は「為人暴悪にして家を嗣ぐ器に非ず」という理由で、馬毛島で鹿狩りをすると誘い出され殺害されました。三郎の霊を慰めるためと思われる石塔が、現在も馬毛島の葉山に建っています。

■島津氏との関わり

『種子島家譜』によると、7代頼時の時代には、種子島氏は島津軍の一員として日向や大隅地域の戦に参加しています。島津氏久と菊池武光の戦いに参戦した頼時は、貞治5(1366)年に戦死しますが、七雄将に数えられる戦功に対し、氏久は8代清時(頼時の子)に薩州川内の日破田80町を与えました。また、応永15(1408)年には、島津元久が清時に屋久・恵良部を与えました。

この時期の島津氏と種子島氏との関係は、主従関係ではなく、大隅国守護の島津氏に奉公することで、種子島島主の地位を確固たるものにし、かつ屋久島・口永良部島の支配権も認めてもらおうという、相互扶助的なものだったと考えられます。

旧石器

縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期

弥生

古墳

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

昭和

平成

令和

■法華宗改宗と海上交通

種子島では、元々は律宗が広く信仰されてきました。しかし、尼崎本興寺で修業した種子島出身の日典や弟子日良の働きかけにより、11代時氏が法華宗に帰依し、文正・応仁年間（1466～1469年）に、種子島・屋久島・口永良部島の三島全てを法華宗に改宗しました。時氏は文明元（1469）年に菩提寺として本源寺（本興寺末寺）を創建し、領地内の法華宗一元化を進めました。これ以降、明治期の廃仏毀釈まで、種子島の宗教は法華宗のみとなります。

このような宗教の変化の裏には、実は海上交通の要衝としての種子島の利権争いも見え隠れします。種子島が法華宗に改宗したのと同時期、京都で応仁の乱が起きました。畿内の勢力図が変化し、遣明船のルートが瀬戸内海ルートから四国沖・南海ルートへと変化しました。これにより、種子島は寄港地としての重要性が増しました。当時畿内で権力を有していた細川氏と、細川氏と結んで遣明船貿易で富を得ていた堺商人、そして堺商人の庇護を受けていた法華宗の利害が一致し、法華宗への改宗をもって、細川氏・堺商人と種子島氏との関係を円滑化するという狙いがあったようです。おそらく、種子島氏側にも細川氏・堺商人と友好的関係を築くことに利があったのでしょう。

12代忠時は弓馬、歌、鞠などの免状を取りに京都へ赴いて3年を過ごし、その後、種子島に著名な連歌師を招くなど、京の文化を盛んに取り入れています。それらを可能とする安定した海上交通の確保にも、法華宗改宗は寄与したものと考えられます。



日典寺

序章

地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題・
方針7章
取組8章
防災・
防犯対策9章
推進体制

■ 禰寝戦争

天文 12 (1543) 年、国上浦田（おおすみこく ね じめ）に大隅国の禰寝氏の兵が上陸しました。これは、13 代恵時の悪政（しげとき）に対し、種子島時述（ときのり）（恵時の弟）らが反発したもので、縁戚関係にあった禰寝重長を誘って攻め込ませたもので「禰寝戦争」と呼ばれています。恵時は屋久島（のが）に逃れ、嫡男の直時（ちやくなん なおとき）（のちの 14 代時堯（ときたか））が内城に籠って応戦しました。直時は自刃寸前まで追い込まれましたが、禰寝重長は「吾、直時に怨なし」として、恵時を隠居させて直時が家督を継ぎ、屋久島全島を禰寝氏に明け渡すことでこの件は決着となりました。

しかし、これには続きがあり、翌年の天文 13 (1544) 年、恵時と時堯は屋久島に兵をおくり、禰寝兵を撃退して屋久島を奪取しました。その後も禰寝氏との間には、しばらく小競り合いが続くことになります。

■ 鉄砲伝来

天文 12 (1543) 年、西ノ村小浦（現在の南種子町西之）に、明国（中国）の商船が漂着しました。この船には 3 人のポルトガル人が乗船していましたが言葉が通じなかったため、村の役人西村織部丞（おりべのじょう）は、五峯（ごほう）と名乗る明国人と砂に漢字を書いて筆談し、意思の疎通を図ったとされています。

船は翌日、西之表の赤尾木港（えいこう）に曳航され、ポルトガル人らは 14 代時堯（ときたか）と面会しました。その時、ポルトガル人の手には、見慣れない鉄の棒が握られており、ポルトガル人はその棒に火薬と鉛玉を詰めると、一瞬で見事に的を撃ち抜いてみせました。



鉄砲伝来ジオラマ（時堯との面会シーン）

初めて見た鉄砲（いりよく）（火縄銃）の威力に対する驚きは、「その発するや撃電（せいでん）の光（こと）の如く。その鳴るや驚雷（けいらい とどろ）の轟（こと）くが如し。聞く者その耳を掩（おお）はざるはなし。」という表現で、慶長 11 (1606) 年に薩摩国大竜寺の禅僧南甫文之（なん ぽぶん し へん）により編さんされた『鉄砲記』に記されています。

種子島への「鉄砲伝来」は、その後の日本の歴史に大きな影響を与えることとなります。



種子島銃（県指定）※ポルトガル初伝銃

旧石器
縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期
弥生
古墳
飛鳥
奈良
平安
鎌倉
室町
安土桃山
江戸
明治
大正
昭和
平成
令和

■鉄砲の国産化

ポルトガル人から鉄砲（火縄銃）2丁を高額で買い取った14代時堯^{ときたか}は、家臣の笹川小四郎秀重に火薬の製法を学ばせ、刀鍛冶の八板金兵衛清定に鉄砲の製造を命じました。

鉄砲の製造過程では、銃身の底を塞ぐネジ作りに苦慮した金兵衛のために、娘の若狭がポルトガル人に嫁ぎ、その見返りにネジの製法を学んだという逸話も残されています。この話の真偽は不明ですが、天文13（1544）年、金兵衛はついに鉄砲を完成させました。古くから砂鉄が豊富に採れ、製鉄の盛んだった種子島だからこそ成し遂げられた、鉄砲の国産化といえるでしょう。

この画期的な技術を時堯は独占しようとはせず、いち早く鉄砲を求めてやって来た紀州根来寺^{ねごろ}の杉ノ坊に、ポルトガルから購入した鉄砲2丁のうち1丁を贈ったと『鉄砲記』に記されています。



八板金兵衛清定が製作に苦勞した雌ねじ（右）

また、堺の豪商橘屋又三郎（通称『鉄砲又』）は、種子島に1、2年滞在して鉄砲の製造法を習得して堺に戻り、大量生産を図りました。

時は、戦国武将が鎬^{しのぎ}を削る群雄割拠^{ぐんゆうかっきよ}の時代。その時代の流れに乗って鉄砲は「種子島」という名称で、瞬く間に全国に広まっていきました。



伝八板金兵衛清定作火縄銃（市指定）

序章

地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題
方針7章
取組8章
防災・
防犯対策9章
推進体制

(4) 近世

あづちももやま

安土桃山時代

西暦 1573 ~ 1603

- 旧石器
- 縄文
- ・草創期
- ・早期
- ・前期
- ・中期
- ・後期
- ・晩期
- 弥生
- 古墳
- 飛鳥
- 奈良
- 平安
- 鎌倉
- 室町
- 安土桃山
- 江戸
- 明治
- 大正
- 昭和
- 平成
- 令和

■豊臣秀吉との関わり

天正 15 (1587) 年、豊臣秀吉が九州征伐を行い、薩摩の島津義久を降伏させました。これにより、九州は秀吉に平定※されました。

天正 18 (1590) 年、秀吉が小田原の北条氏を攻める際、16代久時は島津軍に従軍して大坂に赴きました。しかし、秀吉は種子島が遠方であるという理由で久時の兵役を免じ、その代わり鉄砲(火縄銃)を献上するよう命じました。この命を受けて種子島に戻った久時は、鉄砲 200 丁を製造して献上しました。

かの有名な「小田原征伐」に、種子島産の鉄砲も使用されたと考えられます。

■文禄・慶長の役

天正 20 (1592) 年、豊臣秀吉が明の征伐を目指して朝鮮半島に出兵した際、16代久時にも島津義弘軍に従軍して渡海するよう命令が下りますが、家臣の中には「遠い異郷の地で久時に何かあったら…」と出兵を拒む者が多く、久時にもそれに同調して出兵を遅らせました。しかし、先に名護屋(現・佐賀県唐津市)で砦の造営にあっていた家臣上妻家長がそれを聞き、朝鮮に渡らなければ必ず罪に問われることになることと諭し、久時は朝鮮に渡ることを決意しました。

その後、久時をはじめとする種子島家臣団は4度にわたり朝鮮半島に出兵し、様々な軍功を残しました。この戦の後、久時が島津家の家老に任命されたことから、その功績の大きさが分かります。

※平定(へいてい) … 一定の領域を支配下に治めること

■朝鮮半島から伝わったもの

文禄・慶長の役は、朝鮮半島からいろいろなものが日本に持ち込まれるきっかけとなりました。

その1つが「ウシウマ」です。ウシウマは、たてがみや尾に毛がほとんどない小型の馬で、中には体毛さえない「はげ型」と呼ばれたものもいました。

慶長3（1598）年、島津義弘が朝鮮半島からウシウマ10数頭を持ち帰り、鹿児島吉野牧で飼育したのが始まりとされています。しかし、鹿児島での飼育は上手くいかず次第に頭数が減ると、天和3（1683）年、島津光久は18代久時にウシウマ5頭を与えて飼育を託しました。種子島では島主直営の安城芦野牧で放牧され、田上七之助らの尽力で一時は80頭まで数を増やしました。

昭和6（1931）年には国の天然記念物に指定されましたが、その後起きた太平洋戦争など戦中・戦後の様々な要因が重なり、昭和21（1946）年に絶滅しました。



ウシウマ

また、鹿児島の優れた工芸品「薩摩焼」を生み出したのは、文禄・慶長の役の際、朝鮮半島から連れてこられた陶工でした。

その陶工たちの影響を受け成立したという説があるのが、種子島の「能野焼」です。能野焼の始まった時期は定かではありませんが、享保11（1726）年と線刻された大甕が確認されており、江戸時代中頃には操業を始めていたと考えられています。薩摩焼の苗代川焼に雰囲気がよく似た無釉の能野焼は、鉄分を多く含んだ土で、食器や壺、甕、花瓶、香炉、墓、尿瓶にいたるまで、ありとあらゆる庶民の生活用品を製造していました。しかし、次第に生活用品としての能野焼の需要は減り、明治35（1902）年に廃窯となりました。

昭和40年代に起きた民芸ブームでは、能野焼の重厚さと素朴さが注目され、民芸愛好家から「幻の陶器」と呼ばれました。



能野焼

昭和46（1971）年には、唐津焼窯元の中里隆を陶工に迎え、「種子島焼」が新たに誕生しました。その後も様々な窯元が増え、それぞれの作風の中にも、能野焼の風味が継承されています。

(4) 近世

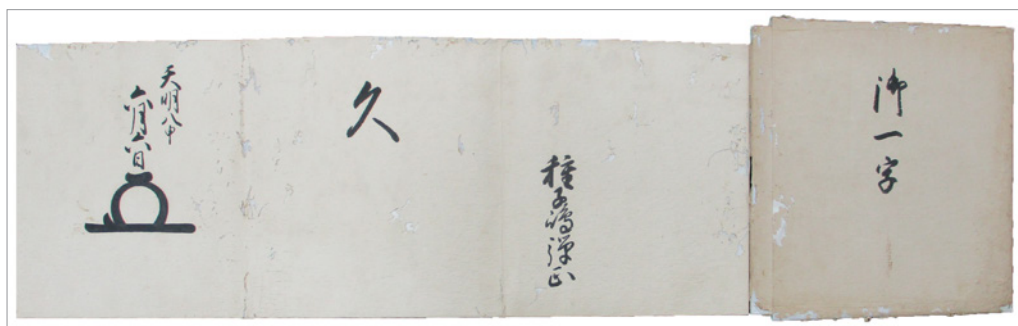
えど
江戸時代

西暦 1603 ~ 1868

■ 種子島氏の家格

14代時堯ときたかの娘が島津義久よしひさに嫁いで以降、16代久時ひさときが家老に任ぜられるなど、島津氏と種子島氏の結びつきは、より強くなっていきました。一門家いちもんけ四家(越前・加治木・垂水・今和泉島津家)と大身分たいしんぶん四家(日置・花岡・宮之城みやこのじょう・都城島津家)を合わせた八家に、一所持いっしょもち*種子島氏を加えて九家として扱われることもあり、種子島氏は単なる一所持ではなく、島津氏一門に次ぐ家格であったと考えられます。

16代久時以降、島津氏から諱いみな*に「久」や「忠」の字を用いることが許されています。



22代久照(弾正)に与えられた御一字「久」(花押は9代藩主 島津齊宣)

慶安5(1652)年、17代忠時に、垂水家・加治木家・日置家らと共に、島津家の証人(人質)として江戸へ出府するよう命が下されています(実際は、実子の栄時(のちの18代久時)おもむが赴いた)。このことから、種子島氏が証人に値する家格であったことが分かります。

18代久時は、延宝7(1679)年に薩摩藩の家老(国老)になると、宝永7(1710)年まで30年余りこの職を勤めました。高齢を理由に職を辞す時には、長年の労いとして、4代藩主島津吉貴よしたかから太刀(備前秀助)が贈られました。

このように、種子島氏は薩摩藩の藩政に深く関わっていたことが分かります。

*一所持 … 一門家・大身分に次ぐ家格
*諱 … 武士の本名

■キリスト教と種子島

天文18（1549）年、日本で初めてキリスト教の布教を行ったフランシスコ・ザビエルは、2年ほど日本で過ごしたのち、インドへと戻る帰路で種子島に立ち寄り、慈遠寺に8日間滞在したと伝わっています。

その後、日本におけるキリスト教の信仰は、豊臣秀吉の「バテレン追放令」や江戸幕府の「禁教令」により、処罰の対象となり厳しい弾圧が行われました。

寛永11（1634）年、2代藩主島津光久の外祖母[＊]にあたる永俊尼が、キリシタンであることが発覚したため、種子島に配流されました。本来であればキリシタンは厳しく罰せられるところですが、藩主の外祖母という地位の高さのため、種子島に配流して蟄居[＊]という処置にとどめたようです。『種子島家譜』には「永俊をして崇敬する所の鬼利支丹宗^{キリシタン}の本尊を踏ましむ」という記述があり、永俊尼に「踏み絵」をさせていたことが分かりますが、永俊尼は生涯踏み絵を拒んだと言い伝えられています。

永俊尼は慶安2（1649）年に、現在の西之表市井ノ上で死去しました。永俊尼の墓は、同じ罪で流されてきた娘（喜入撰津守忠政の室）や孫（御鶴）の墓と共に、種子島家歴代の墓地「御拝塔墓地」にあります。種子島家と同じ墓地に祀られるという厚遇を受けながらも、その墓石には「是人於仏道決定無有疑（この人物は仏教徒であることに疑いなし）」と刻まれ、仏教徒であったことが強調されています。今も永俊尼の墓には、キリスト教信徒からの献花が絶えることなく行われています。



永俊尼の墓

＊外祖母（がいそぼ）… 母方の祖母、母の母

＊蟄居（ちつきよ）… 一定の場所に閉じ込めて謹慎させること

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

■甘藷の伝来と栽培

種子島は、日本で最初に甘藷（サツマイモ：種子島では「カライモ」という）が伝わり、栽培された場所です。

『種子島家譜』には、元禄11（1698）年、琉球の中山王が伊時（のちの19代久基）に甘藷1籠を贈り、これを伊時が家老西村権右衛門時乗に命じて、石寺で栽培させたのが始まりだと記されています。実際に栽培したのは休左衛門という人物で、苦心の末に栽培を成功させ、それが島内、そして全国へと広まったと言われています。休左衛門には、栽培成功の褒美として「大瀬」の名字と短刀一口、生前に建てる墓が贈られたということです。今でも大瀬休左衛門夫婦の墓（市指定）は下石寺地域の共同墓地にあり、毎年願成就の時にはその年に採れた甘藷がお供えされています。

19代久基はカライモを広めた功績から「カライモの神様」と呼ばれ、21代久基はその偉業を後世に伝えるため、宝暦12（1762）年に『甘藷伝』を作りました。また、文久3（1863）年、松寿院は、本源寺の横に久基をご祭神とする「栖林神社」を建立しました。栖林神社は「カライモ神社」とも呼ばれ、親しまれています。



日本甘藷栽培初地之碑



大瀬休左衛門夫婦の墓（市指定）

- ：
- 旧石器
- 縄文
 - ・草創期
 - ・早期
 - ・前期
 - ・中期
 - ・後期
 - ・晩期
- 弥生
- 古墳
- 飛鳥
- 奈良
- 平安
- 鎌倉
- 室町
- 安土桃山
- 江戸
- 明治
- 大正
- 昭和
- 平成
- 令和
- ：

■江戸時代に建てられた建物

西之表市役所近くの高台に、「旧上妻家住宅主屋・門（国登録）」があります。上妻氏は、種子島氏の入島以前から在地の代官として種子島を治めていた古い家柄で、種子島氏統治下では代々家老職を務めました。主屋の屋根裏で発見された棟札によると、この住宅は江戸時代中期の寛延4（1751）年に建造された可能性が高い、種子島最古級の建物です。各部材に残された鉋や手斧の加工痕も、それを裏付けています。



旧上妻家住宅主屋・門（国登録）

主屋は、床の間の壁が板壁で、庭にはソテツやサンダンカが植えられるなど、南国の武家屋敷の特徴が見られます。門は、昭和60（1985）年に台風による倒壊で修理されたことが分かっていますが、形態はそれ以前のもを継承しており、一部の部材は建造当初のものが使用されています。現存する丸太づくりの武家門としては県内唯一です。赤尾木城近くの見晴らしの良い高台にある住宅は、その立地条件も含めて、非常に興味深い貴重な建物です。

また、赤尾木城跡の北側には「種子島家住宅（市指定）」があります。現在は「赤尾木城文化伝承館 月窓亭」として一般公開されているこの住宅は、種子島氏の家臣を勤めた羽生能貴が延享2（1745）年に建てたもので、明治19（1886）年以降は種子島氏の当主が住居として使用していました。日本最南端の武家社会の中心地、赤尾木城下の武家集落「麓」の景観を今に伝える非常に貴重な建物です。

このほか、市街地中心部には、「遠藤家住宅主屋（国登録）」や「八板家住宅主屋（国登録）」があります。遠藤家住宅主屋は、後年に増築され、医院として使用された時期もありますが、最も古い部分は棟札から天保11（1840）年の建造であることが判明しています。八板家住宅主屋は、棟札から明治9（1876）年の建造であることが判明しており、種子島に現存する貴重な町家様式を呈した建物です。いずれもその古い部分を活かし、宿泊施設や飲食店として、現在活用されています。

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

■ 「女殿様」松寿院

寛政9（1797）年、9代藩主島津斉宣なりのぶに二女が誕生しました。「女子であれば種子島家へ嫁がせるべし」と出生前から決められていたこの姫は、於隣おちかと名付けられました。生後3か月で於隣は、のちの23代久道（当時3歳）に輿入れし、以後種子島家で養育されることとなりました。

成長した於隣と久道の間には、2男6女が生まれましたが、そのうち無事に成長したのは3人の女子のみで、世継ぎとなるべき男子は2人とも、幼くして亡くなりました。さらに、文政12（1829）年、久道が37歳の若さで病死してしまいます。この時於隣は、出家して「松寿院」と名乗りました。世継ぎのいない種子島氏は、島津斉宣の12男報七郎を養子に迎え入れることとなり、報七郎は24代久珍ひさみつとして家督かどくを継ぎました。

しかし、その久珍も32歳の若さで病死してしまいます。不幸中の幸いにも、久珍が亡くなった直後に男子が誕生し、25代久尚ひさたかとして家督かどくを継ぎました。そして、まだ幼い久尚が成長するまでの間、松寿院が後見こうけんとなって政治を執り行うこととなったのです。

この時に松寿院が行った三大事業が、安政3（1857）年の「大浦川の川直し」、安政6（1860）年の「赤尾木港の波戸整備」、文久元（1861）年の「平山塩田の開発」です。いずれも大規模な土木事業で、松寿院が島民の生活をなんとか豊かにしようとしたものです。この他にも、「栖林神社の建立」や「種子島家墓地の整備」、「薬園の設置」など、松寿院の行った事業は数多くあります。

幼少期から種子島の人々と共に暮らしてきた松寿院だからこそ、種子島の人々の生活をより良くして恩返しをしたい、という気持ちが表れたのでしょう。歴代の島主たちも成し得なかった大事業を実現した松寿院は、「女殿様」として、今でも島民に愛されています。



松寿院肖像画
（種子島開発総合センター所蔵）



松寿院の安政の川直しの碑と水天之碑
（南種子町指定）

旧石器
縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期
弥生
古墳
飛鳥
奈良
平安
鎌倉
室町
安土桃山
江戸
明治
大正
昭和
平成
令和

(5) 近代・現代

めいじ たいしょう
明治時代 - 大正時代
 西暦 1868 ~ 1912 (M45) 1912 ~ 1926 (T15)

■ 種子島の廃仏毀釈

徳川幕府の世が終わり、明治政府が発足すると、新政府は神道しんとうの国教化政策を進めるために「神仏分離令しんぶつぶんり」を発しました。これを契機に全国で僧侶を還俗させたり、寺院・仏像を破壊したり、経典・仏具を焼却したりする行為、「廃仏毀釈はいぶつきしゃく」が広がっていきました。

特に薩摩（鹿児島）では、全国的にみても徹底した廃仏毀釈が行われたため、11代時氏ときうじ以降、全島で法華宗を信仰し、人々の暮らしに仏教が深く根付いていた種子島も、その影響を免れることはできませんでした。種子島氏の菩提寺ぼだいじとして威勢を誇っていた本源寺をはじめ、島内各所にあったすべての寺院が、この時期に廃寺となりました。

しかし、『種子島家譜かふ』によると、本源寺を破壊するにあたっては、旧家臣たちが寺に安置してあった歴代島主の位牌いはいを持ち出して墓地に埋め、墓域の凶三軸（御拝塔おぼう・御坊・正建寺）も旧家臣たちが保管したということです。また、墓地の清掃なども旧家臣たちで行うこととし、本源寺の跡が荒廃しないように、そこに神社を作って跡地を守ろうとしたことも記されています。



本源寺

その後、明治9（1876）年に政府が信仰の自由を認める法令を発しました。種子島では西南戦争の混乱の後、種子島出身の柳田日皓らが法華宗再興のために奔走し、明治11（1878）年に尼ヶ崎本興寺住職古森日経らを招いて巡教を行い、再び種子島に法華宗の信仰の火が灯ることになったのです。

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題・
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

■ 明治維新後の種子島氏

明治2（1869）年、^{はんせきほうかん}版籍奉還により、全国の藩が所有していた土地と人民が朝廷に返還されると、種子島氏と旧家臣団の主従関係も、制度上は解消されることになりました。この時、種子島氏は25代久尚^{ひきたか}でしたが、版籍奉還後も旧家臣団は困窮する久尚を支え、また久尚も旧家臣に功があれば褒賞を与えるなど、その関係は続きました。

明治10（1877）年、西南戦争が勃発した時には、鹿児島島の種子島邸を旧家臣団が警護し、戦争の混乱の中、まず久尚夫人と嫡男の時丸を種子島に避難させ、その後、久尚も無事に帰島させました。旧家臣団は、種子島邸に保管していた先祖代々の品々についても、持ち出して守ろうとしましたが叶わず、この戦争で跡形もなく焼けてしまったといえます。



25代久尚（後列中央）

久尚が亡くなった後、種子島氏はますます厳しい財政状況になりますが、前田讓蔵（豊山）や河東祐平らが中心となり、幼い26代時丸を支えました。しかし、明治18（1885）年、東京遊学中の時丸が麻疹にかかり、10歳という若さで亡くなってしまいます。

これにより、守時（時丸の弟）が27代当主となり種子島に戻ることになりました。8歳の守時が種子島の港に到着した際には、感激のあまり涙を流して迎える者もいました。前田ら後見人は、守時を連れて島内の村々を廻り、島全体で種子島氏の財政などを助け、守時の生活が円滑にいくように働きかけました。守時は、かつて羽生慎翁が住んでいた屋敷（現在の種子島家住宅（市指定）、赤尾木城文化伝承館「月窓亭」）に住みながら、^{ようじょう}榕城小学校に通いました。学校では他の子どもたちとも親しくし、島の生活によく馴染んで成長していきました。

このように、時代が変わっても種子島氏に対する島民の忠心は変わらず、かつての主家を守ろうとする旧家臣団の働きは見事なものでした。

旧石器
縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期
弥生
古墳
飛鳥
奈良
平安
鎌倉
室町
安土桃山
江戸
明治
大正
昭和
平成
令和

■種子島といけばな

種子島のいけばなの歴史は、寛政4（1792）年、種子島家家臣の羽生道潔が、鹿児島^{いけのぼう}の華道池坊流師範である丸田氏^{しはん}に入門し、種子島の華道師範家になったことから始まると言われています。

その道潔の孫、羽生慎翁^{しんのう}は、幼少期から道潔のもとで華道を学びました。その後、京都の42世池坊専正^{せんしょう}のもとで本格的に稽古を重ねると、慎翁の情熱と技量が認められ、華道池坊の大日本総会頭職（全国池坊門弟のトップ）や東京出張所の初代所長を任されるなど、華道文化の全国的な普及に貢献しました。晩年は鹿児島で過ごし、鹿児島県の華道文化の振興に取り組みました。

慎翁の生家（現在の種子島家住宅（市指定）、赤尾木城文化伝承館「月窓亭」）には、その功績を称えて45世池坊専永から贈られた記念碑が設置されています。また、東京都港区の泉岳寺にも慎翁の石碑が建立されています。



羽生慎翁記念碑（月窓亭）

■カシミア号の遭難

明治18（1885）年、種子島の南島30 km沖でアメリカの商船カシミア号が台風による暴風雨のため難破しました。乗組員は2組に分かれて脱出し、現在の西之表市立山に7人、伊関に5人が漂着しました。飢えと渇きと体力の消耗で衰弱していた異国の遭難者を、立山と伊関の人々は親切に手当てをして衣食を与え、彼らが回復するまで手厚く看護しました。その後、回復した12人の乗組員は、鹿児島から神戸や横浜を経由して、無事にアメリカへと帰還しました。彼らは帰国すると、遭難から生還した奇跡とともに、日本人から受けた手厚い待遇について語ったそうです。

明治21（1888）年、この出来事に対し、アメリカ合衆国は金メダルと謝金5,000ドルを立山と伊関の両村に贈り、感謝の気持ちを伝えました。この謝金は、記念碑の建立のほか、学校建設や奨学金の設立など、児童生徒の教育に活用されました。

現在でも毎年紀徳祭が行われ、先人たちの厚德を後世に伝えています。



金メダル（市指定）

序章

地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題
方針7章
取組8章
防災・
防犯対策9章
推進体制

第1章 西之表市の概要

■ 明治期以降の移住史

明治19（1886）年、台風被害などによりこしきしま甑島が大飢饉に見舞われると、甑島の人々は、鹿児島県に移住を願い出ました。この時、移住先に選ばれたのは、豊かな環境と住民の温厚で実直な人柄が評価された種子島でした。

甑島からの移住は、明治19（1886）～20（1887）年の2か年で実施され、種子島全体で428戸の受け入れとなりました。移住を受け入れた集落では、その境遇きょうぐうに心から同情し、親身になって世話をしたそうです。

浄土真宗の信仰や、のぎのたいら野木平やくらざみ鞍勇に残る来訪神「トシドン」の文化は、甑島から持ち込まれたもので、今では種子島の生活の中に溶け込んでいます。



野木平のトシドン

大正3（1914）年1月12日、桜島が54年ぶりに大噴火を起こしました。この時も、移住先の1つとして種子島が選ばれました。3月以降、10回にわたり、336戸2,193人が西之表市（当時は北種子村）に移住しました。移住した場所は、未開の国有林で開墾には大きな困難が伴いましたが、地元の人たちとの関係は良好で、温かく励ましてくれたという証言が数多く残っています。

移住者の中には、状況が落ち着いた後に帰還する人もいましたが、多くはそのまま定住しました。大正11（1922）年に中割校区に新設されたこうのみね鴻峰小学校の校歌には、「大正3年の噴煙で礎なりし学び舎は…」と歌われています。



桜島移住記念碑（中割十六番）

この他にも、明治・大正期には、茶業や林業を志した静岡からの移住や、生活困窮から新天地を求めた奄美群島からの移住など、まとまった人数のものから、記録に残っていない個人によるものまで、数多くありました。

移住者が持ち寄ったものが様々に混ざり合い、現在の種子島の暮らしは形成されているのです。

(5) 近代・現代

しょうわ
昭和時代

西暦 1926 ~ 1989 (S64)

■戦時中の種子島

昭和 16 (1941) 年に開戦した太平洋戦争は、年を追うごとに日本各地に大きな被害をもたらしました。種子島では開戦翌年から、中種子町増田^{ますだ}に海軍航空隊種子島基地を建設する工事が始まり、兵隊に加えて、島内や屋久島からの作業員、朝鮮からの徴用工員なども作業にあたりました。その後、学徒勤労法、女子挺身勤労令^{ていしん}が出されたことにより、学徒や女性も基地建設に駆り出されました。

昭和 19 (1944) 年には、種子島の北西、300 km 以上離れた東シナ海で、陸軍部隊 3,241 名を乗せた軍隊輸送船「りま丸」が米軍の魚雷攻撃により沈没しました。数日後、多数の遺体が馬毛島や種子島に漂着したため、島民は埋葬や火葬をしたといわれています。

その時の兵士のものと見られる認識票が、令和 4 (2022) 年に馬毛島で発見されています。



認識票

昭和 20 (1945) 年、戦況はますます悪化し、4 月には米軍が沖縄本島に上陸しました。本土上陸の足掛かりとして、次は種子島に米軍が上陸するのではという懸念が高まり、種子島の小学 2 ~ 6 年生までの児童を、大口・菱刈 (現在の伊佐市) へ疎開させました。4 月 19 日、種子島中学校が空襲を受けて全焼したほか、8 月の終戦までに 10 回を超える空襲を受け、市街地の大部分を焼失しました。

大口・菱刈へ疎開した児童の帰島は、終戦後 2 か月経った 10 月のことでした。

この学童疎開が縁となり、平成 21 (2009) 年、西之表市と伊佐市は姉妹都市盟約を結びました。



空襲を受ける前の種子島中学校

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題・
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

第1章 西之表市の概要

■市制施行

昭和33(1958)年10月1日、熊毛郡西之表町は、鹿児島県内で13番目の市となる「西之表市」になりました。当時の人口は33,622名で、市制特例法(3万人以上で市制施行可)の最終年度に市制を実現しました。市制施行10周年には「市民憲章」、30周年には「西之表市民の歌」を制定しています。



市制施行祝賀パレード

■ポルトガル交流

鉄砲伝来を縁とする本市とポルトガル共和国(以下、「ポルトガル」という。)の交流は、昭和27(1952)年に種子島の少年少女の絵画をポルトガルに贈ったことに始まります。その2年後には、15世紀末に活躍したサン・ガブリエル号の模型が、ポルトガルから本市の少年少女に贈られました。

さらには、昭和45(1970)年の大阪万博ポルトガル館に展示されていた「海の男の像」が本市に贈られ、大きな話題となりました。

そして大きな節目となったのは、鉄砲伝来450周年を記念し、平成5(1993)年10月1日にポルトガル「ヴィラ・ド・ビスポ市」と締結した姉妹都市盟約です。それ以降、両市の市長や使節団が訪問しあうなど、友好的な交流を続けています。



ヴィラ・ド・ビスポ市位置図



ヴィラ・ド・ビスポ市との姉妹都市盟約締結

旧石器
縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期
弥生
古墳
飛鳥
奈良
平安
鎌倉
室町
安土桃山
江戸
明治
大正
昭和
平成
令和

(5) 近代・現代
 へいせい 平成時代 - れいわ 令和時代
 西暦 1989 ~ 2019 (H31) 2019 ~

■ 相次ぐ学校の統廃合

人口は、昭和 34 (1959) 年の 33,593 人をピークに、現在は 14,000 人ほどまで減少しています。子どもの数も年々減少しており、市内の小・中学校において、休校や閉校、統廃合が行われました。

学校名	児童・生徒数
榕城小	442 人
上西小	23 人
下西小	78 人
国上小	28 人
伊関小	19 人
安納小	16 人
現和小	34 人
安城小	17 人
古田小	20 人
住吉小	34 人
立山小	休校
鴻峰小	閉校
種子島中学校	355 人
種子島高校	243 人

令和 6 (2024) 年 4 月現在

【小学校】^{なかわり}中割校区の^{こうのみね}鴻峰小学校は、大正 3 (1914) 年の桜島大噴火に伴い移住してきた児童のために、大正 11 (1922) 年に新設された歴史があります。しかしながら、児童数の減少により、平成 13 (2001) 年に休校、平成 26 (2014) 年に閉校となりました。現在は、立山小学校の休校が、平成 27 (2015) 年から続いています。

このような状況を受け、市では、市街地居住の児童が小規模 8 校 (上西・国上・伊関・安納・現和・安城・古田・住吉) に通学できる「特認通学制度」を設けたり、市外から小規模 8 校に転入生を受け入れる「種子島しおさい留学制度」を設けたりしています。留学制度では、平成 26 (2014) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 10 年間で、のべ 135 名の児童を受け入れています。

【中学校】平成 21 (2009) 年 3 月、市内の中学校 6 校 (榕城・国上・現和・安城・古田・住吉) が統合に伴い閉校し、同年 4 月、旧種子島高等学校跡地に、市立種子島中学校が開校しました。種子島中学校では、遠方から通う生徒の通学用に、6 路線 (国上線・伊関線・現和線・立山線・古田線・住吉線) のスクールバスを運行しています。



【高校】平成 20 (2008) 年 3 月、西之表市に 2 校あった高校 (県立種子島高等学校・県立種子島実業高等学校) が閉校になり、市内の高校は先行して平成 18 (2006) 年に開校した新設の種子島高等学校 1 校となりました。新設の種子島高等学校は、旧種子島実業高等学校跡地に開校し、普通科・電気科・生物生産科が設置されました。

序章

地域計画の作成

1章 市の概要

2章 文化財の概要

3章 歴史文化の特徴

4章 文化財の把握調査

5章 目標

6章 課題・方針

7章 取組

8章 防災・防犯対策

9章 推進体制

■馬毛島の開発行為

馬毛島は、鎌倉時代に種子島家の領地となりますが、地理的条件や厳しい自然環境から明治までは本格的な開発は行われず、種子島の漁師がトビウオ漁の際、漁業基地（トビウオ小屋）を設ける程度でした。

明治になると、牛の放牧や政府の綿^{めん}羊飼育の試験場に利用され、戦時中には防御陣地（トーチカ）が設置され、海軍特設部隊が駐屯しました。昭和26（1951）年、戦後の人口増加対策として馬毛島への入植事業が開始されましたが、馬毛島石油備蓄構想などもあり、昭和55（1980）年には再び無人島となりました。



トーチカ

その後、馬毛島の開発行為は二転三転しますが、平成23（2011）年、突如「FCLP 施設候補地」として、馬毛島が日米安全保障協議委員会文書に明記されました。FCLPとは、米軍が陸上で行う空母艦載機の離着陸訓練であり、島の大半に滑走路が設けられるなど、開発行為に伴う自然環境の変化や騒音問題などが大きな関心事となっています。

令和元（2019）年には、馬毛島の99%を所有する開発会社と国が土地を売買することで合意したことが報じられ、その後、自衛隊施設の整備は加速し、令和5（2023）年には「航空自衛隊の馬毛島基地（仮称）」として、工事が着工されました。防衛省は、4年程度の工期を想定しています。

旧石器
縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期
弥生
古墳
飛鳥
奈良
平安
鎌倉
室町
安土桃山
江戸
明治
大正
昭和
平成
令和
⋮

■九七式艦上攻撃機の引き上げ

国上の喜志鹿崎沖に旧日本軍機が不時着したという話が、地元で語り継がれていました。市内のダイバーが、地元漁師の証言をもとに独自で調査したところ、平成27(2015)年、海底に旧日本軍機が砂に埋もれた状態で残存していることを確認しました。その後、市も加わり調査を続けていましたが、平成30(2018)年、厚生労働省が「戦没者遺骨収集調査」として、機体引き上げを伴う大規模な調査を行うことが決定しました。

令和元(2019)年、ダイバーによる潜水調査の結果、沈んでいるのは旧日本海軍の「九七式艦上攻撃機」であることが判明しました。九七式艦上戦闘機は、太平洋戦争のきっかけとなった真珠湾攻撃で主力の戦闘機でしたが、戦争末期には旧式となり、一部は特攻機としても使用されました。

コロナ禍をはさんで令和3(2021)年6月、ようやく機体が引き上げられました。当初、残存していないと考えられていた尾翼部分も引き上げられ、水平尾翼に書かれた「十二型」の文字から、機体は中島飛行機製三号機だと判明しました。一方で、機体番号や遺骨は確認できず、飛び立った基地や搭乗員の特定には至りませんでした。

しかしながら、引き上げた機体から鉛筆やスパナ状の工具なども発見され、機体を操縦していた日本兵の存在を感じるものとなりました。

機体は市内で一般公開を行った後、戦時中に宇佐海軍航空隊が置かれていた大分県宇佐市に運ばれました。今後、保存処理や詳細な調査が行われた後、宇佐市で展示活用される予定です。



海底に沈む九七式艦上戦闘機
(フォトグラメトリによって3D化した画像)



引き上げた機体から見つかった鉛筆



引き上げた機体の一般公開

序章

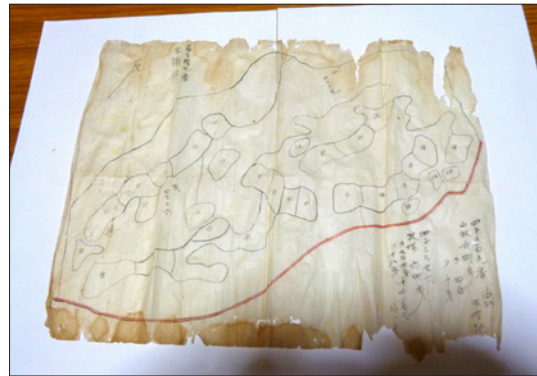
地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題・
方針7章
取組8章
防災・
対策9章
推進体制

(6) その他

産業関連

■ マキ (牧)

種子島では中世以降、牛や馬の放牧が盛んに行われました。牛馬飼育のため、島主直営の「御用牧」、住民たち共同所有の「小牧」、製塩に使用する薪を採るための山林に、薪や炭運搬用の馬を放牧した「塩屋牧」、個人所有の「私有牧」といった放牧地が島内各地や馬毛島に設けられ、明治時代まで営まれました。



塩屋牧地図 (沖ヶ浜田)

「マキ」の牛や馬は、塩屋牧での運搬の他に、水田耕作にも使われました。種子島では田植えをする前、牛や馬を水田に入れて土を踏ませ、地盤を締めて水漏れを防ぐと共に田を耕す「ホイトウ」が行われていました。「ホイトウ」は、馬に犁を引かせて田を耕す馬耕が導入される明治 20 (1887) 年頃まで行われており、牛や馬は農家の暮らしに欠かせない存在でした。

また、住民たちは「マキ」を管理するにあたり、「マキガシラ」や「マキモト」という統率者を決め、その他の構成員を「カブヌシ」と呼びました。種子島家は「マキ」単位に課税をしたので、「マキガシラ」が統率して税を取りまとめるなど、「マキ」が自治組織の単位としての役割も果たしていました。年に2回「マキ」の神を祀るマキ祈禱や、歴代の島主も臨席した「御用牧」の馬追など、島内の生活の中に「マキ」の存在は深く根付いていたのです。

しかし明治維新後、種子島家の「御用牧」が廃止され民間に譲渡され、さらに地租改正で「マキ」の分配・私有地化も進みました。農業技術の進歩や農業人口の増加などが原因で、それまで牧場だった土地が農地に代わり、「マキ」は徐々に衰退、昭和 20 (1945) 年の農地改革法の施行により、姿を消すことになりました。

今でも種子島には「牧」や「馬」など「マキ」にちなんだ地名が数多く残されており、「マキ」の神も島内各地にひっそりと祀られています。また種子島の方言で、家の中でよく働く奥さんのことを「バキー (馬貴=馬より尊い: 諸説あり)」というのも、生活の中に馬が欠かせなかった時代の名残なのかもしれません。

- 旧石器
- 縄文
 - ・草創期
 - ・早期
 - ・前期
 - ・中期
 - ・後期
 - ・晩期
- 弥生
- 古墳
- 飛鳥
- 奈良
- 平安
- 鎌倉
- 室町
- 安土桃山
- 江戸
- 明治
- 大正
- 昭和
- 平成
- 令和

■種子島の丸木舟

周囲を海に囲まれ、本土や南方の島々との往来が盛んだった種子島において、舟はいつの時代においても必要不可欠でした。種子島では、昭和50年代後半まで、1本の木を削り抜いてつくる丸木舟の製作技術が継承され、「ヤクタネゴヨウ」という五葉松の大木が素材に使われました。ヤクタネゴヨウは、生長が早くて曲がり少なく、加工がしやすいという特徴があります。ヤクタネゴヨウを伐採する際には、まず木の根元に塩や焼酎、米などを供え、巨木に宿る神に「隣の木（仮木）に移ってください」という祈禱「カンマツリ（神祭り）」を行いました。その後、木を伐採し、アラザメ（荒仕上げ）、クリボリ（削り掘り）、アラゴシラエをすると、馬や牛を使って山から船を引き出す、つけ出し（山出し）が行われました。山から出された船は、チョーナやカンナを使って仕上げをし、いよいよ舟おろしを迎えました。



丸木舟製作の様子

舟おろしの時には、山のトコロ、海のコロビ、焼酎、大豆、米、塩、三日月餅2個、日餅2個、小餅365個をお供えし、祈禱を行いました。その後、小餅を舟から撒き、皆で舟を押して海に下ろしました。舟主、舟大工、舟中は、その船に乗って沖に出て、ぐるりと3周ほどまわり、舟主や舟中は海に投げ込まれました。また、舟主の親戚なども海に投げ込まれることもあり、これらは、事故があっても無事に帰れるように、前もって遭難しておくという意味がこめられていました。舟おろしの晩には、丸木舟製作でお世話になった人たちを招いて「仕舞い上がり」という祝宴を開き、舟おろしの祝い唄などでお祝いしました。



丸木舟使用の様子（昭和50年頃）

このように、製作技術だけでなく製作に伴う風習も受け継がれていた種子島の丸木舟ですが、原料となるヤクタネゴヨウの巨木がなくなり、製作ができなくなりました。また、丸木舟には発動機が据え付けにくく、近代的な漁労には向かないことから、次第に姿を消していきました。種子島開発総合センターには、平成6（1994）年まで使用されていた丸木舟が展示してあります。

序章

地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題・
方針7章
取組8章
防災・
対策9章
推進体制

■馬毛島のトビウオ漁

周囲を海に囲まれた種子島では、古くから漁労活動が行われたことは言うまでもありませんが、特に近世以降の馬毛島におけるトビウオ漁は非常に特徴的です。トビウオの好漁場であった馬毛島周辺は、宝暦年間に種子島家から洲之崎、池田、瀬泊の三ヶ浦に専用漁業権が与えられ、その後明治維新を経て、他の浦（住吉、浜津脇、能野など）も専用漁業権を有することになりました。

瀬泊浦は葉山漁港、洲之崎浦は高坊港、池田浦は王籠港など、浦ごとに使用する港が決まっており、その港近くに茅葺の小屋を作ってトビウオ漁の基地とし、漁の時期の5～7月になると種子島から馬毛島へ移住して漁を行いました。

漁は、馬毛島の一番高い「岳之腰」に各浦の隠居たちが集まり、そこから各浦の基地に漁の開始や魚群の情報などが伝えられました。大漁の時は、水揚げ後すぐにトビウオをさばいて開き、浜辺一面にトビウオを干す光景が見られました。

しかし、漁船エンジンのディーゼル化で漁場へ短時間で行けるようになったことや、昭和30年代後半に不漁が続いたことなどにより、馬毛島への季節移住は行われなくなり、昭和40年代中頃には、各集落から出漁するようになりました。



馬毛島のトビウオ小屋（奥村義男氏 提供）



馬毛島葉山のトビウオ干し（奥村義男氏 提供）

- ：
- 旧石器
- 縄文
- ・草創期
- ・早期
- ・前期
- ・中期
- ・後期
- ・晩期
- 弥生
- 古墳
- 飛鳥
- 奈良
- 平安
- 鎌倉
- 室町
- 安土桃山
- 江戸
- 明治
- 大正
- 昭和
- 平成
- 令和
- ：

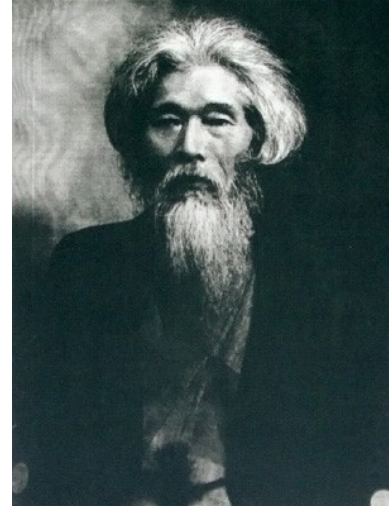
■種子島の茶業

明治19(1886)～20(1887)年のこしきしま甑島から種子島への大規模移住の際、種子島で移住民のために奔走した牧野篤好は、明治30(1897)年に初代熊毛郡長となり、島の発展のために尽力しました。

牧野は、明治35(1902)年に退官して郷里の静岡県に戻ると、「種子島は寒暖差が大きく、茶の栽培に向いている」として静岡の茶業経営者に移住を勧めました。その勧めを受けて明治42(1909)年、松下助七、栗田茂三郎、松下清作の3名が静岡より古田ぼんやみね番屋峯に入植しました。入植から半年間は風呂もなく、谷川で水浴びをして過ごすような不自由な生活をしながら、山林の開墾や茶樹の栽培、製茶技術の改良などに日夜努力したということです。

血のにじむような努力の結果、入植翌年に番屋峯では、茶の植栽面積が1.5畝になり、明治44(1911)年には走り新茶第1号の出荷販売を行いました。その後、番屋峯の茶業が軌道に乗るにつれ、静岡県からの移住も増加し、地元民にも茶業の経済的な効果が認識されていきました。昭和25(1950)年に建てられた「茶業記念之碑」には「番屋峯一帯の茶業が本県茶業の支柱として茶業振興に裨益ひえきした功績は大きいと言わねばならない」と記され、番屋峯の茶業が県下においても高く評価されていたことが分かります。

現在は、最初に入植した3氏の子孫をはじめとするお茶農家が、あらちや荒茶生産や茶製品の小売りなどの茶業を営んでおり、「日本一早い走り新茶の里」として全国的に知られるようになりました。先人たちの開拓精神と、後に続いた茶農家たちのたゆまぬ努力により、茶業は種子島の産業の一角として確実に根付いています。



牧野篤好



茶業記念碑(古田番屋峯)

序章

地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題・
方針7章
取組8章
防災・
対策9章
推進体制

■刀鍛冶から鉄砲鍛冶、そして鋏鍛冶へ

天文 12(1543)年の鉄砲伝来と同時に、現代と同じ中間支点式の唐鋏が種子島に伝えられ、刀鍛冶や鉄砲鍛冶の副業として鋏も作られるようになりました。天保 14(1843)年に書かれた『三国名勝図会』には、すでに種子島の物産として「夾剪(はさみ)」が記載してあり、その頃には領内で種子島の鋏が高評価を得ていたことがうかがえます。「種子鋏」の特徴に



種子鋏

は、刀鍛冶で培われた高度な技術に基づいた鋼の付け方(日本刀と同じ付け方)と、使うたびに2枚の刃がお互いに擦れて研ぎ合うことによる切れ味の耐久性、左右対称で利き手に関係なく使用できる点などがあります。

明治維新後、廃刀令や兵器製造の技術進歩などにより、種子島で刀や銃の製造は行われなくなり、鍛冶職人たちは鋏と包丁を製造するようになりました。明治 23(1890)年の第三回内国勸業博覧会では平瀬友助出品の「鋏三種(花夾剪、唐夾剪、毛貫夾剪)」が優秀賞となり、これをきっかけに「種子鋏」は、全国に知られるブランドとなりました。

しかし、種子島の職人たちは意匠登録をしないまま「種」や「正種」と刻印した製品を生産し続け、その間に堺の商人たちが「種」「正種」を意匠登録して模造品を販売するということが起きました。戦後になり、「本種」を丸で囲ったものが、正真正銘の種子島産の種子鋏であるということになりました。

大正末～昭和初期の最盛期には、生産者 53 名、徒弟 80 名、年間生産量 25～26 万本にもなりましたが、太平洋戦争勃発後は資材や労力不足などから生産が低調になり、戦後も回復することなく廃業が相次ぎました。

平成 28(2016)年に、「手打式伝統的種子鋏製法技術保持者」であった牧瀬義文氏が逝去され、刀鍛冶以来の鍛冶屋の伝統が途絶えかけましたが、牧瀬氏の最後の弟子である梅木昌二氏が師匠である牧瀬氏の鍛冶道具を受け継ぎ、現在も島内で唯一完全な手打式伝統技法で種子鋏を製造しています。



梅木昌二氏による種子鋏の製造

旧石器
縄文
・草創期
・早期
・前期
・中期
・後期
・晩期
弥生
古墳
飛鳥
奈良
平安
鎌倉
室町
安土桃山
江戸
明治
大正
昭和
平成
令和

■黒糖づくり

種子島では、文政8（1825）年にサトウキビが栽培され、それに伴い、黒糖づくりも始まったと言われています。温暖な気候はサトウキビ栽培に適しており、島内の各地で栽培されています。かつては、種子島島内に300を超える砂糖小屋がありましたが、現在では機械化や大型工場化によって形を変えながら島の産業となってきています。

伊闕地区の沖ヶ浜田集落では、伝統的な製造方法で黒糖づくりを受け継いでいます。登り窯上部に配置された3つの大釜でサトウキビの絞り汁を順番に煮詰めていき、最後は大鍋で練り上げて仕上げます。火加減や加熱時間などは、頭領と呼ばれるリーダーや作業員の長年の経験によって、巧みに調整されており、伝統的な技による製法が残っている、代表的な例です。

鹿児島県内に残る、この伝統的な製法による黒糖づくりは、「薩南諸島の黒糖製造技術」として、令和6（2024）年3月21日に、国の登録無形民俗文化財に登録されました。



黒糖づくり（サトウキビの压榨作業）



黒糖づくり（絞り汁を大釜で煮詰める）



黒糖づくり（煮詰めたものを大鍋で練り上げ冷ます）



黒糖づくり（製品化作業）

序章

地域計画
の作成1章
市の概要2章
文化財
の概要3章
歴史文化
の特徴4章
文化財の
把握調査5章
目標6章
課題・
方針7章
取組8章
防災・
防犯対策9章
推進体制

(6) その他

偉人

歴史や文化を語る上で大切なのは「人」です。古くは旧石器時代の落とし穴遺構や礫群から、種子島で生活を始めた人々の存在を感じることができます。縄文人や弥生人が作った土器や石器などからは、人々の進化を感じることができます。約700年続いた種子島家の歴史資料や人々の生活の道具などからは、種子島の発展のために尽力する人々の創意工夫や努力が感じられます。

その代表たる人物が、昭和50(1975)年刊行の「種子島の人」(著者：柳田桃太郎)、平成15(2003)年刊行の「種子島人列伝」(著者：井元正流)だけでも、200人近く紹介されています。

時代	生没年	人物名	経歴・功績
鎌倉	不詳	たねがしまのぶもと 種子島信基(初代)	伝承では平清盛の孫(行盛)を父にもつとされるが、大隅守護名越氏の代官肥後氏の一族と考えられる。 【市指定】太刀(銘国宗)
室町	1401-1463	にってんしょうにん 日典上人	法華宗の島内布教に尽くすが殉教。遺志を継いだ日良上人らの努力で種子島の改宗が許可される。 【市指定】日典上人法華弘法並びに法難の地
室町	1468-1536	たねがしまただとき 種子島忠時(12代)	京で弓馬・歌・蹴鞠を学び、免状をもらう。 【県指定】大的始式
室町	1528-1575	たねがしまときたか 種子島時堯(14代)	鉄砲伝来。火縄銃の国産化を指示する。剣術、槍、撞棒の許状を得る。 【市指定】種子島銃(ポルトガル初伝銃)
室町	1501-1570	やいたきんべえきよさだ 八板金兵衛清定	時堯の命に従い、国産第一号火縄銃を完成させる。美濃国関(岐阜県)出身の鍛冶職人。娘は若狭。 【市指定】伝八板金兵衛清定作火縄銃
室町	不詳	ささがわこしろうひでしげ 笹川小四郎秀重	時堯の命に従い、火薬の製造に成功する。
室町	1548-1589	ふるたごぜん 古田御前	14代時堯の側室。16代久時の母。時堯亡き後、寒さの厳しい古田に居を移し、久時を立派な武将に育て上げた。
室町	1568-1611	たねがしまひさとき 種子島久時(16代)	島津氏から初めて加冠される。文禄・慶長の役では、島津義久(義兄弟)に従い、軍功をたてる。大竜寺の僧・南浦文之に「鉄砲記」を編纂させる。
江戸	1639-1722	たねがしまひさとき 種子島久時(18代)	『種子島譜』の編纂を上妻隆直に命じる。薩摩藩で長年家老を務める。
江戸	1632-1707	こうづまたかなお 上妻隆直	18代久時の命を受け『種子島譜』を編纂する。また『懐中島記』を執筆する。
江戸	1664-1741	たねがしまひさもと 種子島久基(19代)	琉球の中山国王より甘藷を贈られ、家臣に栽培を命じる。のちに松寿院により栖林神社の祭神として祀られる。
江戸	1768-1845	はぶろくろうざえもんみちきよ 羽生六郎左衛門道潔	種子島における華道の祖。『種子島年中行事』を編纂。種子島で最初に養蚕を導入。



羽生慎翁道則



前田譲蔵 (豊山)



西村時彦 (天囚)

時代	生没年	人物名	経歴・功績
江戸	1797-1865	しょうじゅいん 松寿院	9代藩主島津斉宣の娘。種子島家23代久道に嫁ぐ。大浦川の川直し、大浦塩田開発、赤尾木港の整備（築島・岸岐）、栖林神社創建、御坊墓地の整理など。
江戸	不詳	やなぎたらいほう 柳田来鳳	西之表東町生まれ。書画、彫刻など芸事に優れ、島主に厚遇される。来鳳作の墓石は種子島開発総合センターで展示。
江戸	1810-1860	やまだうたこ 山田歌子	京都生まれの歌人。薩摩藩士の夫の罪に連座して、種子島へ配流。種子島に具体的ではつらつとした現代的な歌風を伝えた。
江戸～明治	1809-1894	ひらやまゆうこ 平山優子	西之表中目生まれ。山田歌子と交流を深めた歌人。孫にあたる西村時彦（天囚）の養育に尽くし、天囚に文学的教養を身に着けさせた。
江戸～明治	1818-1890	かわぐちせっぽう 川口雪篷	出自は、西之表納曽生まれ、江戸生まれなど諸説ある。沖永良部島へ流島となった際、西郷隆盛と出会い、隆盛に書の指導を行う。帰藩してからは西郷家に同居し、子弟の教育にあたった。
江戸～明治	1826-1901	はぶしんのうみちのり 羽生慎翁道則	西之表松島生まれ。羽生道潔の孫。京都で池坊の華道を学び、56歳のとき全国池坊大日本総会頭職となる。
江戸～明治	1831-1912	まえだじょうぞう（ほうざん） 前田譲蔵（豊山）	種子島家家老。幕末～明治維新の激動期に島のために奔走し、旧主家にも一貫して忠義を尽くした。また、島民の教育に力を入れ学校設立に尽力。「種子島聖人」と呼ばれ敬われている。
江戸～大正	1865-1924	にしむらときつね（てんしゅう） 西村時彦（天囚）	西之表中目生まれ。幼少期は、前田豊山を師として学ぶ。大阪朝日新聞社の主筆として活躍し、『天声人語』の名付け親と言われる。晩年は宮内省御用掛を務めた。
江戸～大正	1849-1937	たのうえしちのすけ 田上七之助	西之表安城生まれ。絶滅に瀕していたウシウマの飼育に力を入れ、昭和10（1935）年の陸軍大演習で、ウシウマを天覧に供した。
江戸～昭和	1846-1923	まきのあつよし 牧野篤好	静岡県生まれ。鹿児島県職員として明治19（1886）・20（1887）年の甑島移住では世話係主任を務め、明治23（1890）年には初代熊毛郡長となる。退職後、静岡からの移住を後押しした種子島茶業振興の恩人。
明治～大正	1880-1931	にしのうみかじろう 西ノ海嘉次郎	本名は牧瀬休八。明治32（1899）年に井筒部屋に入門。大正5（1916）年に第25代横綱となり、西ノ海を襲名。
明治～昭和	1907-1954	たねがしまときもち 種子島時望（28代）	種子島家28代当主。宮内省に勤務。戦後は種子島に住み、産業・文化興隆に努めた。ポルトガルと日本との親善に貢献。熊毛文学会初代会長。

序章

地域計画
の作成

1章
市の概要

2章
文化財
の概要

3章
歴史文化
の特徴

4章
文化財
の調査

5章
目標

6章
課題
方針

7章
取組

8章
防災・
防犯対策

9章
推進体制

第2章 文化財の概要

1. 指定等文化財の件数

西之表市には、令和6（2024）年4月1日現在、国指定等文化財14件（指定6件、選定3件、登録5件）、県指定文化財10件、市指定文化財55件、合計79件の指定等文化財があります。

類型ごとでは、民俗芸能など無形の民俗文化財が18件と最も多く、民俗芸能の宝庫であることを表す数字となっています。

西之表市における指定等文化財の件数

制度なし

類型	種別	国				県	市	合計	
		指定	選定	選択	登録	指定	指定		
有形文化財	建造物	0			4	0	2	6	
	美術工芸品	絵画	0			0	0	0	0
		彫刻	0			0	0	0	0
		工芸品	0			0	1	9	10
		書跡・典籍	0			0	1	2	3
		古文書	0			0	0	0	0
		考古資料	0			0	2	1	3
		歴史資料	0			0	0	9	9
無形文化財	0		0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0			0	0	8	8	
	無形の民俗文化財	0		3	1	5	9	18	
記念物	遺跡	0			0	0	6	6	
	名勝地	0			0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	6			0	1	9	16	
文化的景観		0						0	
伝統的建造物群		0						0	
合計		6	0	3	5	10	55	79	

令和6（2024）年4月1日現在

※「選定保存技術」の選定はありません。

2. 未指定文化財の件数

西之表市には、個人所有資料を含め、まだまだ多くの文化財が存在します。

市では、これまでの調査・研究等により、文化財として一定の価値を有する未指定文化財を、令和6（2024）年4月1日現在、下表のとおり10,072件把握しています。

なお、西之表市地域計画では、文化財保護法の定義に含まない、歴史文化に関わる民話や言い伝え（由来・伝説）、方言などを「おはなし文化財」と総称し、市独自の分類として追加しています。

西之表市における未指定文化財の把握件数

類型	種別	合計		
有形文化財	建造物	9		
	美術工芸品	絵画	51	6,168
		彫刻	1	
		工芸品	816	
		書跡・典籍	287	
		古文書	2,675	
		考古資料	928	
		歴史資料	1,410	
無形文化財		0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	3,271	3,320	
	無形の民俗文化財	49		
記念物	遺跡	140	167	
	名勝地	7		
	動物・植物・地質鉱物	20		
文化的景観		0		
伝統的建造物群		0		
文化財の保存技術		0		
おはなし文化財		408		
合計		10,072		

令和6（2024）年4月1日現在

3. 文化財の類型ごとの概要

(1) 有形文化財

① 建造物

指定等	未指定	計
6	9	15

指定等文化財は、武家社会南限の地にある武家屋敷 **種子島家住宅**（市指定）や**旧上妻家住宅主屋・門**（国登録）、町屋の雰囲気の色濃く残す**八板家住宅主屋**（国登録）や**遠藤家住宅主屋**（国登録）があります。また、松寿院が手がけた**赤尾木港の岸岐と築島**（市指定）は、今でも波止の役目を果たしています。その他、**王之山神社本殿**をはじめ、**本源寺本堂**、**沖ヶ浜田の黒糖製造小屋**、**カトリック種子島教会聖堂**、**種子島公設地方卸売市場**などがあります。



赤尾木港の岸岐

② 美術工芸品

指定等	未指定	計
25	6,168	6,193

【絵画】 鯉の図（柳田来鳳）や松寿院肖像画（作者不明）など多くの日本画があります。

【彫刻】 柳田来鳳の墓石は、来鳳が生前に、自らの墓石とするため山川石に牡丹と唐獅子を彫刻したものです。

【工芸品】 代々種子島家に伝わる鎌倉時代の**太刀**（国宗）（市指定）やポルトガル初伝銃の別名をもつ**種子島銃**（県指定）、国産第一号銃と伝わる**伝八板金兵衛清定作火縄銃**（市指定）など、種子島家や鉄砲伝来に関する資料があります。

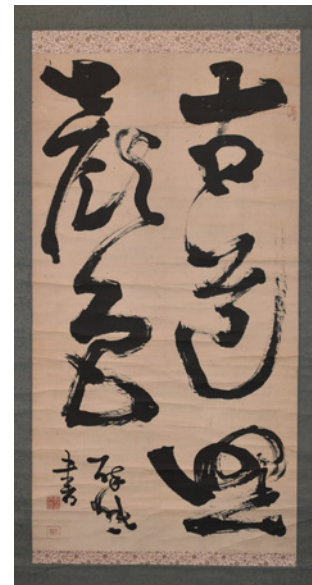
また、**小刀**（市指定）**脇差**（市指定）**甲冑**、**火縄銃**、**火薬入**などの武具や**上西大広野神社の銅鏡**（市指定）**能野焼花瓶**（市指定）など暮らしに関連する道具などもあります。

【書跡・典籍】 初代信基から約700年の歴史を記した**種子島家文書**（県指定）や西郷隆盛との逸話が残る**川口雪蓬の書**（市指定）などがあります。

【古文書】 14代時堯が取得した**新當流鍵十門智合位許状**や島主を支えた各家々に残る**関連古文書**が多数あります。

【考古資料】 **奥ノ仁田遺跡出土品**（県指定）**鬼ヶ野遺跡出土物**（県指定）や**上能野貝塚出土釣針**（市指定）などのほか、調査の進む市内遺跡出土品が大量にあります。

【歴史資料】 平安時代の交易を物語る**越州窯青磁破片・長沙窯青磁水注片**（市指定）、明治時代のカシミア号事件に関する**水さし・金メダル**（市指定）などがあります。



川口雪蓬の書

(2) 無形文化財

指定等	未指定	計
0	0	0

現在、本市に所在する無形文化財はありません。

(3) 民俗文化財

①有形の民俗文化財

指定等	未指定	計
8	3,271	3,279

日典寺の**法華宗御曼荼羅**（市指定）、本源寺の**石塔・什宝**（市指定）、八坂神社にある**慈遠寺の手洗鉢**（市指定）、浦田神社の**御種子蒔石・石板碑**（市指定）などがあります。



御種子蒔石

また、産業に関する道具や人々の生活に関する**調度品・衣類**等についても種子島開発総合センターに多数収蔵しており、**丸木舟資料・製作工具**（市指定）をはじめ、**種子鋏製作工具・農具・漁具・戦時資料**などがあります。

②無形の民俗文化財

指定等	未指定	計
18	49	67

古くは室町時代に伝わる**現和の種子島大踊**（県指定）や**横山盆踊**（県指定）をはじめ、江戸時代の琉球交易を物語る**ヨンシー踊**（市指定）、明治時代の移住者が伝えた**獅子舞**（県指定）や複数ある**棒踊**など、現在も20程度の民俗芸能が伝承されています。その多くを10月の**願成就**で見ることができます。



横山盆踊

他にも、島内の平安・無病息災を祈願する1月の**大的始式**（県指定）や**温座祈念**（市指定）、**このみやじょう、くさいもん**、8月の祇園祭の**御輿太鼓山**（市指定）、12月の来訪神**トシドン**などがあり、年間を通して、民俗芸能に触れることができます。

なお、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択は3件で、**現和の種子島大踊**と**西之表の種子鋏製作技術**は単独での選択ですが、**横山盆踊**については**西之本国寺盆踊**（南種子町）と合同で**種子島の盆踊**として選択されています。

令和6（2024）年3月、新たに国の登録無形民俗文化財に登録された**薩南諸島の黒糖製造技術**については、鹿児島県内、保護団体は「特定せず」となっていますが、市内では、**沖ヶ浜田の黒糖づくり**が伝統的な製造技術の伝承を続けています。

序章

地域計画の作成

1章

市の概要

2章

文化財の概要

3章

歴史文化の特徴

4章

文化財の把握調査

5章

目標

6章

課題・方針

7章

取組

8章

防災・対策

9章

推進体制

(4) 記念物

① 遺跡

現在、榕城小学校となっている赤尾木城跡（市指定）をはじめ、種子島家墓地（市指定）能野焼窯跡（市指定）製鉄所跡（市指定）などがあります。

未指定では、馬毛島の漁労小屋群跡や市内一円に「周知の埋蔵文化財包蔵地」が134か所あります。

指定等	未指定	計
6	140	146



種子島家墓地（御拝塔墓地）

② 名勝地

指定等はありません。

未指定では、白い砂浜が印象的な浦田湾や砂鉄を多く含み黒い砂浜が特徴の鉄浜海岸、東西の海が一度に見渡せる展望地点天女ヶ倉など、豊かな自然景観があります。

指定等	未指定	計
0	7	7



浦田海水浴場

③ 動物・植物・地質鉱物

【動物】約130万年前の西之表象化石（市指定）や昭和21（1946）年に絶滅したウシウマの骨格（市指定）があります。

【植物】自然分布の北限であるメヒルギを含む種子島国上湊川・阿嶽川のマングローブ林（国指定）をはじめ、海中の種子島のハナサンゴモドキ（県指定）や陸地のガジュマル防潮林（市指定）へゴ自生群落（市指定）などがあります。

【地質鉱物】数千万年前に起きた砂岩の隆起物である砂火山（市指定）や地層面が凸凹したさざ波状に残る漣痕（市指定）など地質学上極めて貴重な資料があります。

未指定では、タネガシマアツブタガイ（陸産貝）やタネガシマアリノトウグサなど、タネガシマの名がつく動植物をはじめ、地域固有種が存在します。

指定等	未指定	計
16	20	36



へゴ自生群落

(5) 文化的景観

指定等	未指定	計
0	0	0

現在、本市に該当する文化的景観はありません。

(6) 伝統的建造物群

指定等	未指定	計
0	0	0

現在、本市に該当する伝統的建造物群はありません。

(7) 文化財の保存技術

指定等	未指定	計
0	0	0

現在、本市に該当する文化財の保存技術はありません。

(8) おはなし文化財【市独自】

民話	言い伝え	方言	計
253	154	1	408

西之表市地域計画では、文化財保護法の定義に含まれない民話や言い伝え（由来・伝説）、方言などを「おはなし文化財」と総称して把握を行っています。

民話の多くは民俗学者の下野敏見氏（1929-2022）が、地域の高齢者などから聞き取り調査を行い、記録を残したものであり、貴重な資料となっています。ちよかめん、子投げ潮、ケシこいクロクチこいなどの民話は、TVアニメ「まんが日本昔ばなし」でも放送されたことがあります。現在でも、種子島の語り部「ぢろの会」や市立図書館、小学校、幼児施設、各家庭等における読み聞かせて、幅広く活用されています。

また、方言については、多くの言葉が存在しますが、西之表市地域計画では「種子島方言」として1つでカウントします。発音や単語など、鹿児島本土の方言とは違った特徴があり、歴史的な背景が影響していると思われます。（参考記載 66～67頁）

■種子島の方言（種子島弁）

種子島で話されている方言は、伝統的な方言区画論では九州方言のうちの薩隅方言（鹿児島県で話される方言）に分類されますが、鹿児島本土の方言と種子島方言は聞いたときの印象が全く違います。

例えば、鹿児島本土の方言で柿がカッ、靴がクツ、首もクツとつまるように発音されるのに対して、種子島ではそれぞれ、カキ、クツ、クビと発音されます。

また、鹿児島本土で「アイ (ai)」という音の連続は「エ (e)」に変化しますが、種子島では「アー (a:)」となり、「灰」は「ハー」、「書いた」は「カータ」と発音されます。さらに、形容詞のカ語尾や「～だけど」と言う表現に「～バッテ」を使うことなど、長崎や熊本で話される肥筑方言的な特徴も多分に見られることから、種子島方言を薩隅方言には含めないと考える人もいます。

同じ鹿児島県内にありながら、種子島方言は、鹿児島本土の方言と大きく違っていています。その理由は、種子島の歴史にあるかもしれません。中世以来、種子島は種子島家によって治められ、京都や大阪と盛んに交流を行っていました。交流の中で、種子島の人々は新しいモノや情報、人、そして言葉にたくさん触れたことでしょう。「ありがとう」を意味する「おーきに」や「豆腐」を意味する「おかべ」は京方面から取り入れたと言われています。

種子島方言は、単語や文法に古い日本語の姿が見られるのも特徴です。種子島方言で「北西風」を意味する「アナゼ」や「地震」を意味する「ナエ」は、かつて日本の中心地であった京都などで使われていた単語ですが、現在では日本の多くの地域で使われなくなっています。また、係り結び（～こそ…けれ）が残っていることなど、文法的にも興味深いことが多くあります。

敬語は「申す言葉」と呼ばれ、語尾に「～モース」を付ける表現が非常によく使われていましたが、現在では消滅の危機に瀕しています。【例:オジャリモーセ（いらっしゃいませ）】

■よく使われている・知られている代表的な種子島の方言

方言	意味
メッカリモーサン	こんにちは
オジャリモーセ	いらっしやいませ
オーキニ	ありがとう
オヨ	はい、そうだ
ンニャ	いいや、ちがう
ジャロー	そうだ
オジー	夫
バキー	妻
ビンタ	頭
バックー	イボガエル(ヒキガエル)
ガラッパ	河童(カッパ)
ケシコ	フクロウ
ザコ	キビナゴ
ダクマ	テナガエビ
タイソーカ	疲れた
ムゾカ	かわいい
ワザイカ	すごい、大変な
ネギル	叱る
ヤーレ	盛んに
ヨローテ	一緒に
ゼロ	囲炉裏
クビギッチー	コップ一杯に飲み物を注ぐこと



「種子島の語り部 ぢろの会」活動風景



「ぢろの会」の方言グッズ(缶バッジ)

近年、若年層が方言を話す場面が少なくなり、種子島の方言の消滅が危惧されます。ボランティアグループ「種子島の語り部 ぢろの会」は、本市の子どもたちに方言を使った民話の語りやわらべ歌などを通して、種子島の方言を伝承する活動に力を入れています。また、方言を使ったグッズを製作し、島内外の人々に種子島の方言をPRしています。

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

第3章 歴史文化の特性

第1章および第2章に記載のとおり、西之表市には魅力的な文化財が、数多く残されています。その中でも、文化財保護行政やその他の活用施策を考える上で、次のような特性を大きなまとまりとして示すことができます。

特性その1：大昔から暮らしやすかった種子島

種子島では、約35,000年前（後期旧石器時代）から人類が生活していたことが、立切遺跡（中種子町）や横峯遺跡（南種子町）の調査で分かっています。

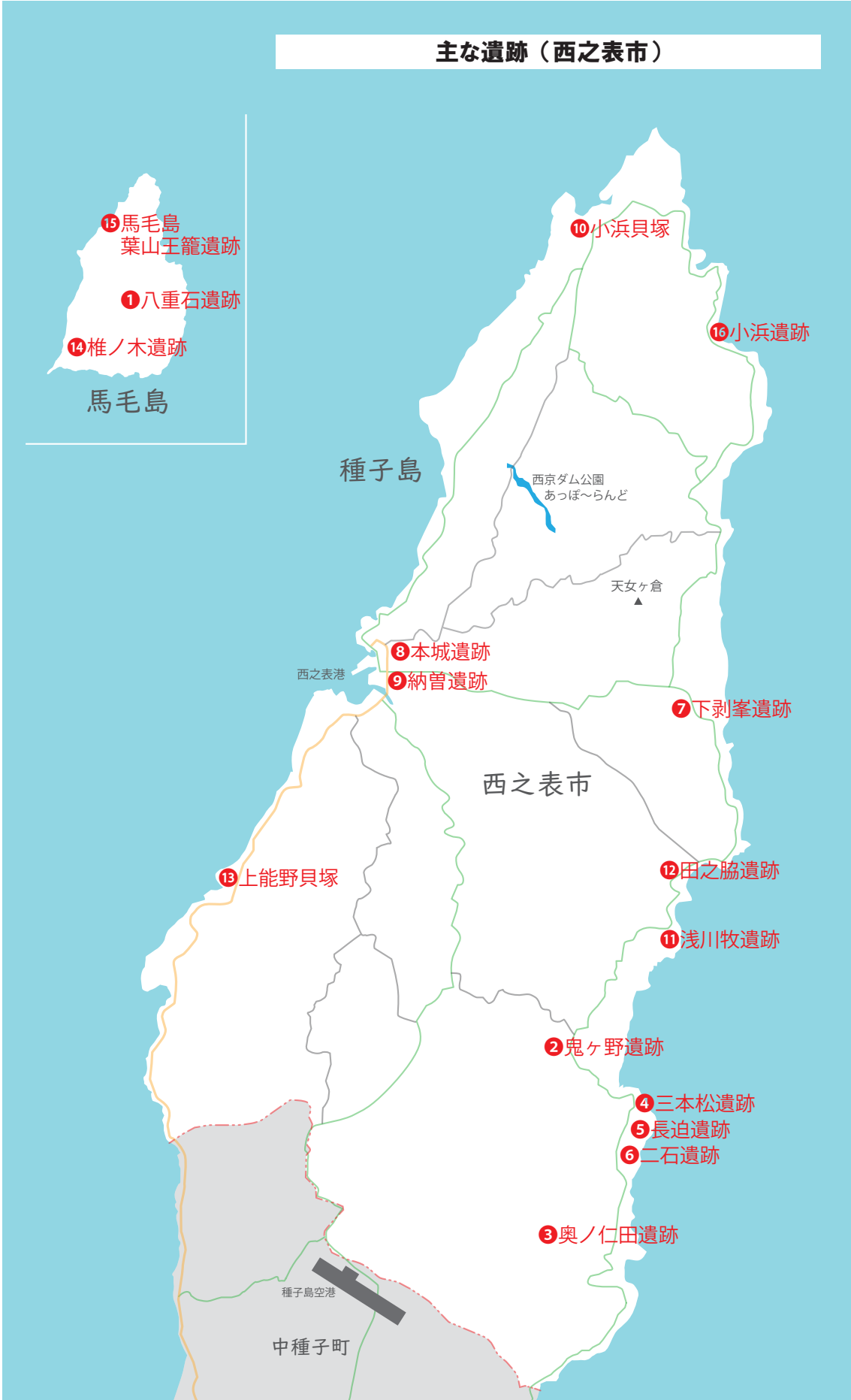
縄文時代草創期以降も、温暖な気候と山や海の豊富な食料資源を背景に人々が生活していたことが、発掘調査から明らかになっています。縄文時代の人々にとっても種子島は暮らしやすい環境であったことでしょう。

約7,300年前の鬼界カルデラの大噴火で、人々は甚大な被害を受けることになりますが、種子島を離れることなく暮らし続けたことが、遺跡から確認することができます。弥生時代後半から古墳時代にかけては、独自形式の土器と大量の貝製品を伴う文化を発展させていきました。

近年では、遺跡から出土する動植物や貝類などの資料、土器に残る有機物の痕跡を分析し、当時の人々が生活に利用した動植物の解明も進められています。今後も専門家と連携し、新たな視点や分析手法で再検討することで、暮らしやすかった種子島の姿をさらに明らかにすることが可能です。

主な遺跡

No	名称	遺跡の主な時代
1	八重石（やえいし）遺跡 [馬毛島]	旧石器時代～縄文時代
2	鬼ヶ野（おにがの）遺跡	縄文時代 草創期
3	奥ノ仁田（おくのにた）遺跡	縄文時代 草創期
4	三本松（さんぼんまつ）遺跡	縄文時代 早期
5	長迫（ながさこ）遺跡	縄文時代 早期
6	二石（ふたついし）遺跡	縄文時代 早期
7	下剥峯（しもはぎみね）遺跡	縄文時代 早期・中期・弥生時代
8	本城（もとじょう）遺跡	縄文時代 前期
9	納曾（のうそ）遺跡	縄文時代 後期
10	小浜（おばま）貝塚	縄文時代 前期・弥生時代・古墳時代
11	浅川牧（あざこうまき）遺跡	縄文時代 後期
12	田之脇（たのわき）遺跡	弥生時代
13	上能野（かみよきの）貝塚	古墳時代
14	椎ノ木（しいのき）遺跡 [馬毛島]	古墳時代
15	馬毛島葉山王籠（まげしまはやまおうごもり）遺跡	古墳時代・中世
16	小浜（おばま）遺跡	古墳時代・中世



主な遺跡（西之表市）

- 序章 地域計画の作成
- 1章 市の概要
- 2章 文化財の概要
- 3章 歴史文化の特性**
- 4章 文化財の把握調査
- 5章 目標
- 6章 課題・方針
- 7章 取組
- 8章 防災・防犯対策
- 9章 推進体制

中種子町【国史跡】立切遺跡（旧石器）【国重文】三角山遺跡出土品（縄文）
 南種子町【国史跡】横峯遺跡（旧石器）広田遺跡（弥生～古墳）【国重文】広田遺跡出土品（弥生～古墳）

特性その2：鉄砲伝来と種子島家 700 年の歩み

種子島は、古くから「製鉄の島」と言われています。それは、製鉄に必要な砂鉄や木炭、水などを十分に確保できる自然環境に加え、弥生時代に伝えられた製鉄技術を、後の時代も究め続けた人々の姿があったからです。

天文12（1543）年、刀鍛冶が盛んな種子島に、ポルトガル人が鉄砲（火縄銃）^{てんぷん}を伝えました。いわゆる『鉄砲伝来』^{ときたか}です。14代時堯は、その鉄砲を手に入れ、鉄砲製作を命じます。鉄砲伝来が注目されがちですが、むしろ鉄砲製作（国産化）に成功した歴史的背景にこそ、大きな意義があるのです。その製鉄技術は、種子鋏や種子包丁に姿を変え、今でも継承されています。

鎌倉時代から明治維新まで約700年の長きにわたり続いた種子島家の歴史は、島の人々と共に歩んだ歴史でもあります。その名残を残す街並みや文化財、人々の暮らし、鉄砲伝来を中心とする歴史物語は、西之表市を象徴する特性として、私たちの誇りとなっています。

鉄砲伝来や種子島家に関する主な文化財

No	名称	指定別	備考
1	赤尾木城跡	市指定	(現) 榕城小学校
2	内城跡		(現) 旧 榕城中学校
3	種子島家住宅	市指定	月窓亭として一般公開
	山の井様	市指定	月窓亭 (館内展示)
4	旧上妻家住宅 (主屋・門)	国登録	
5	遠藤家住宅 (主屋)	国登録	
6	八板家住宅 (主屋)	国登録	
7	種子島家墓地 (御坊墓地・御拝塔墓地)	市指定	
8	栖林神社		
9	本源寺		
10	日典寺		
11	慈遠寺跡 (※手洗鉢)	※市指定	(現) 八坂神社
12	大会寺跡		(現) 菅原神社
13	笹川小四郎屋敷跡		
14	八板金兵衛清定屋敷跡		
15	鉄砲鍛冶集落跡		
16	若狭の墓		
17	ずく山		
18	鉄砲場		
19	赤尾木港の岸岐と築島	市指定	
20	種子島銃 (ポルトガル初伝銃)	県指定	鉄砲館 (館内展示)
	伝八板金兵衛清定作火縄銃	市指定	鉄砲館 (館内展示)
	太刀 (国宗)	市指定	鉄砲館 (館内展示)
	種子島家文書	県指定	鉄砲館 (保管)
	鉄砲鍛冶文書	市指定	鉄砲館 (保管)
	上妻家史料		鉄砲館 (保管)



序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特色

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題・
方針

7章

取組

8章

防災・
対策

9章

推進体制

特性その3：市の発展を支えた移住者の底力

室町時代、鉄砲製作に成功した八板金兵衛清定^{やいたきんべえきよさだ}は、美濃国（岐阜県）関町出身の刀鍛冶でした。当時、金兵衛ら多くの職人が、良質の砂鉄を求めて移住しており、そのことが種子島での鉄砲製作（国産化）につながりました。

また、明治から大正そして戦後にかけても、全国各地から種子島への移住が多くありました。台風被害等で飢饉^{ききん}が生じた甑島^{こしきま}や20世紀最大の大噴火となった桜島からの数千人単位の移住をはじめ、商売人や技術者などの個別移住についても、種子島の人々は快く受け入れました。その移住者の多くは、始まりは未開拓地の開墾という苦しい状況にありましたが、田畑を開き農作物を作り、家を建て生活環境を整え、集落を形成するという底力を見せました。現在ある96集落のうち、約3割は移住集落がベースとなっています。

市制施行の翌年、昭和34（1959）年に市の人口は33,593人のピークを迎えました。大規模移住は人口増だけでなく、新たな産業の創出や移住元の文化流入など、西之表市の発展に大きな影響を与えました。



古田獅子舞（県指定）

主な移住記念碑

No	名称	所在地
1	坊津・泊移住百周年記念碑	久保田 / 国上
2	箕家静岡移住百周年記念碑	太田 / 国上
3	沖永良部移住記念碑	白石 / 国上
4	甑島移住記念碑	野木平 / 国上
5	沖永良部島縁故者移住百周年記念碑	桜園 / 国上
6	桜島移住百周年記念碑	桜園 / 国上
7	甑島移住碑	柳原 / 伊関
8	甑島移住記念碑	川氏 / 現和
9	山川移住頌徳碑	岳之田 / 榕城
10	甑島移住記念碑	鞍勇 / 下西
11	桜島移住記念碑	平松 / 古田
12	甑島移住百周年記念碑	上之町 / 古田
13	静岡移住記念碑	番屋峯 / 古田
14	奄美大島及び島内からの移住記念碑	十三番 / 古田
15	全国各地からの移住記念碑	二本松 / 古田
16	甑島移住記念碑	平山 / 安城
17	甑島移住記念碑	大野 / 安城
18	甑島移住記念碑	御牧 / 立山
19	全国各地からの移住記念碑	万波 / 中割
20	桜島移住記念碑	十六番 / 中割

明治期に伝わった
主な民俗芸能

- ・獅子舞
（大分県）
- ・古田棒踊
（県内 日置）
- ・安納棒踊
（県内 始良）
- ・田之脇棒踊
（県内 山川）
- ・兵児踊
（宮崎県）
- ・トシドン
（県内 甑島）

主な移住記念碑（西之表市）



特性その4：島の自然を見て楽しむ 食して楽しむ

本市を囲む三方の海は、北西部の白い砂浜に対し、東部は砂鉄を含む黒い砂浜が多く、鉄砲伝来の島を印象づける景観です。

また、島内には北限・南限の植物が多く自生しており、多彩な自然環境が見られます。島の北側にある国上湊川^{みなとがわ}のマングロブ林は、世界における自然分布の北限地であり、国の天然記念物に指定されています。同様に、サトウキビも種子島が基幹作物としての北限地であり、サトウキビを原料とする伝統的な黒糖製造とともに、本市の歴史文化の特性を示す風景の一つとなっています。

その他、リュウキュウチク（ニガダケ）やツワブキ、ヨモギ、クサギ、オイランアザミ、ハマボウフウなど、豊かな自然には食べられる植物も多く、種子島の伝統的な食文化に欠かすことはできません。島の人々は、豊かな自然を大切に、見て楽しみ、食して楽しんでいます。



国上湊川のマングロブ林（国指定）



リュウキュウチク（ニガダケ）の収穫

主な自然・景観等

No	名称	指定別	所在地	備考
1	喜志鹿崎（展望）		国上	
2	ヤッコソウ	市指定	国上浦田	
3	浦田湾		国上浦田	
4	アコウの大木		国上奥	奥神社
5	国上湊川のマングロブ林	国指定	国上湊	※正式名称「種子島国上湊川・阿嶽川のマングロブ林」
6	ヘゴ自生群落	市指定	国上大田	
7	種子島のハナサングモドキ	県指定	国上 上之古田港内	
8	砂火山	市指定	伊関浜脇	鉄砲館（館内展示）
9	天女ヶ倉（展望）		安納軍場	
10	ツキイゲ自生群落	市指定	上西花里浜	
11	能野浜		住吉上能野	
12	西之表象化石	市指定	住吉形之山	鉄砲館（館内展示）
13	ガジュマル防潮林	市指定	住吉中之町・浜之町	
14	漣痕	市指定	住吉深川	
15	鉄浜海岸		安城平山	島内でも砂鉄が多い海岸
16	アコウのアーチ		安城下之町	
17	ヤクタネゴヨウ		市内各所	
18	ソテツ自生群落	市指定	馬毛島葉山	

主な自然・景観等（西之表市）



第4章 文化財に関する既往の把握調査

1. 西之表市における既往の文化財調査

文化財保護法が制定された昭和 25（1950）年以降に、西之表市で実施された文化財調査は、次のとおりです。

※なお、文化財保護行政では、様々な調査を行っています。簡易な把握調査・事前調査・概要調査・補足調査などのいくつかについては、西之表市地域計画に記載していないものがあります。

（1）国（文化庁）

類型	調査対象	地域	調査期間
記念物	近代の庭園・公園等に関する調査研究	全域	H21（2009）～ H23（2011）
	名勝に関する総合調査（所在調査）	全域	H23（2011）～ H24（2012）

（2）鹿児島県（鹿児島県教育委員会）

類型	調査対象	地域	調査期間
有形 （建造物）	鹿児島県緊急民家調査	県全域	S49（1974）
	鹿児島県近世社寺建築緊急調査	県全域	S62（1987）
	鹿児島県近代化遺産総合調査	県全域	H14（2002）～ H16（2004）
	鹿児島県近代和風建築総合調査	県全域	H27（2015）～ H28（2016）
	近現代建造物緊急重点調査 （公益社団法人 日本建築士会連合会）	県全域	H30（2018）～ R元（2019）
有形民俗	民俗資料緊急調査	県全域	S38（1963）～ S39（1964）
	鹿児島県の庚申塔調査	県全域	S46（1971）
	鹿児島県下の古石塔ならびに関連史跡の分布状況調査 「廃寺は語る！よみがえる鹿児島の 仏教文化」事業	県全域	S61（1986）～ S62（1987） R3（2021）～ R5（2023）
無形民俗	民謡緊急調査	県全域	S57（1982）～ S58（1983）
	民俗文化財緊急調査 （鹿児島県の諸職：民俗手工業技術）	県全域	S59（1984）～ S60（1985）
	民俗芸能緊急調査	県全域	H2（1990）～ H3（1991）
	かごしまの祭り・行事調査	県全域	H27（2015）～ H29（2017）
記念物	中世城館跡調査	県全域	S57（1982）～ S61（1986）
	歴史の道調査	県全域	H4（1992）～ H8（1996）
	近代遺跡調査	県全域	H8（1996）
	鹿児島県のおカヤドカリ属	県全域	S61（1986）
埋蔵文化財	指辺・横峯・中之峯遺跡	現和	S50（1975）～ S51（1976）
	西俣遺跡	現和	S54（1979）
	浅川牧（Ⅰ・Ⅱ）遺跡	現和	S54（1979）～ S55（1980）
	鹿児島サン・オーシャン・リゾート地域 埋蔵文化財分布調査 （塔ノ原、榎迫、長深田、峰ノ園、大宮田 A・B、 深田、一ノ鳥居、池ノ窪、松原遺跡）	熊毛地区	H4（1992）

(3) - ① 西之表市（西之表市教育委員会）

類型	調査対象	地域	調査年度
無形民俗	西之表の種子鋏製作技術	西之表市	H28 (2016) ~ H30 (2018)
	種子島の盆踊（横山盆踊） ※西之本圀寺盆踊を含む	上西 ※南種子町	R01 (2019) ~ R04 (2022)
記念物	形之山化石群 ※鹿児島大学理学部地学教室に依頼	住吉	S63 (1988) ~ H元 (1989)
埋蔵文化財	本城遺跡	榕城	S33 (1958) ~ S34 (1959)
	田之脇遺跡	現和	S41 (1966)
	上能野貝塚	住吉	S47 (1972)
	納曾遺跡	榕城	S49 (1974) ~ S50 (1975)
	赤木遺跡 ・ 下剥峯遺跡 大四郎遺跡 ・ 内和遺跡	現和	S52 (1977)
	馬毛島埋葬址（馬毛島椎ノ木遺跡）	馬毛島	S53 (1978) ~ S54 (1979)
	俣江遺跡 高峯遺跡	安納 住吉	S59 (1984)
	今平1号墳	榕城	H元 (1989)
	奥ノ仁田遺跡 奥嵐遺跡	立山	H5 (1993) ~ H6 (1994)
	嶽ノ中野B遺跡	住吉	H6 (1994)
	寺之門遺跡	国上	H7 (1995) ~ H9 (1997)
	日守遺跡	安城	H7 (1995) ~ H10 (1998)
	平庭B遺跡	国上	H11 (1999)
	青野原遺跡	住吉	H14 (2002) ~ H15 (2003)
	赤尾木城跡 太田遺跡 武部製鉄所跡 奥ノ仁田遺跡	榕城 国上 現和 立山	H13 (2001) ~ H15 (2003)
	鬼ヶ野遺跡	安城	H13 (2001) ~ H15 (2003)
	鍬ノ刃遺跡	安城	H17 (2005)
	牧野遺跡	安城	H16 (2004) ~ H17 (2005)
	二俣野遺跡	安城	H15 (2003) ~ H17 (2005)
	東前平遺跡	安城	H14 (2002) ~ H17 (2005)
	柿之木遺跡	現和	H17 (2005) ~ H18 (2006)
	芦野遺跡	立山	H16 (2004) ~ H18 (2006)
	葉山遺跡	国上	H19 (2007)
	上浅川遺跡	現和	H9 (1997)
	広掛遺跡	古田	H21 (2009) ~ H22 (2010)
	三本松遺跡	安城	H17 (2005) ~ H24 (2012)
	寺之門遺跡	国上	H9 (1997)
	種子島家屋敷内 二石遺跡 小浜貝塚 奥ノ仁田遺跡 長迫遺跡	榕城 安城 国上 立山 安城	H24 (2012) ~ H25 (2013)
	中園A・B遺跡	立山	H23 (2011) ~ H27 (2015)
	内城址 上能野貝塚	榕城 住吉	H28 (2016) ~ H30 (2018)
	馬毛島葉山王籠遺跡	馬毛島	H31 (2019)
	下之平遺跡	上西	R3 (2021) ~ R4 (2022)

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

第4章 文化財に関する既往の把握調査

(3) - ② 西之表市（西之表市史編さん委員会）

西之表市百年史（1巻 528 ページ）

昭和 40（1965）年に発足した西之表市史編さん委員会（委員 7 名）により、明治以降 100 年間の歴史文化や民俗をはじめ、行政・教育・産業・交通・自然など幅広い把握調査が行われ、昭和 46（1971）年 3 月に『西之表市百年史』が発行されました。

また、把握調査の成果として『西之表市年表』が、百年史に先立って昭和 43（1968）年に発行されました。



『西之表百年史』

西之表市史（全 2 巻 総頁数 2000 ページ）

平成 30（2018）年、市制施行 60 周年を記念して市史編さん事業を所掌する歴史文化活用係が企画課に新設され、令和元（2019）年、西之表市史編さん委員会（委員 10 名）をトップとする組織体制が構築され、西之表市史編さん事業がスタートしました。

編集委員会や専門部会（8 部会）による幅広い把握調査や詳細調査が行われ、令和 6（2024）年 3 月に『西之表市史』が刊行されました。

文化財についても新たに把握・更新された最新情報が、市全般または校区ごとにまとめられており、多くの市民等の興味関心を広げることが期待されます。



『西之表市史』

【専門部会】

- (1) 自然部会
- (2) 先史部会
- (3) 古代部会
- (4) 中世部会
- (5) 近世部会
- (6) 近現代部会
- (7) 民俗部会
- (8) 校区史部会

(4) 大学等

類型	調査対象	調査主体	地域	調査期間
埋蔵文化財	小浜遺跡	小浜遺跡発掘調査団（熊本大学 他）	伊関	H09（1997）
	小浜遺跡	小浜遺跡発掘調査団（鹿児島大学 他）	伊関	H16（2004）
	小浜遺跡	小浜遺跡発掘調査団（鹿児島女子短期大学 他）	伊関	R01（2019）
	小浜貝塚	鹿児島大学国際島嶼教育研究センター	国上	R04（2022）～ R05（2023）

2. 把握調査の状況まとめ

○：ほぼ把握 △：部分的に把握 ×：調査未実施 -：該当なし

類型		地区	種子島 (西之表市)	馬毛島	把握調査の状況
有形文化財	建造物		△	○	[種子島] 調査は市街地中心であり、市内全体の把握は、十分にできていない。 [馬毛島] トビウオ小屋やトーチカなど、調査の上、把握済み。
	美術工芸品	絵画	△	-	[種子島] 種子島開発総合センター鉄砲館および西之表市埋蔵文化財調査室の収蔵品は、台帳整理を行い把握している。 個人所有資料は、令和元(2019)～5(2023)年にかけて、西之表市史編さん事業に伴い、幅広く把握調査を行ったが、十分な把握はできていない。 [馬毛島] 該当があるものについては、ほぼ把握済み。
		彫刻	△	-	
		工芸品	△	-	
		書跡・典籍	△	-	
		古文書	△	-	
		考古資料	○	○	
歴史資料	△	○			
無形文化財			-	-	該当なし。
民俗文化財	有形の民俗文化財		△	○	[種子島] 個人所有資料は、令和元(2019)～5(2023)年にかけて、西之表市史編さん事業に伴い、幅広く把握調査を行ったが、十分な把握はできていない。 [馬毛島] ほぼ把握済み。
	無形の民俗文化財		○	-	[種子島] ほぼ把握済み。
記念物	遺跡		○	○	[種子島] ほぼ把握済み。 [馬毛島] 令和4(2022)年、埋蔵文化財分布調査を島全域で行い把握済み。
	名勝地		△	○	[種子島] 名勝の調査は未実施だが、観光における景勝地として知られ、名勝になりうる地点は把握済み。 [馬毛島] ほぼ把握済み。
	動物・植物・地質鉱物		○	△	[種子島] ほぼ把握済み。 [馬毛島] 自衛隊基地建設中により調査不可。調査が不十分で、把握できていない。
文化的景観			×	-	[種子島] 文化的景観を対象とした調査は未実施。
伝統的建造物群			-	-	該当なし。
文化財の保存技術			×	-	[種子島] 文化財の保存技術を対象とした調査は未実施。
【市独自】おはなし文化財			○	-	[種子島] 民俗学者の故下野敏見氏が昭和30～40年代に聞き取り調査を実施し、ほぼ把握。

令和6(2024)年4月1日現在

序章
地域計画
の作成

1章
市の概要

2章
文化財
の概要

3章
歴史文化
の特徴

4章
文化財の
把握調査

5章
目標

6章
課題・
方針

7章
取組

8章
防災・
防犯対策

9章
推進体制

第5章 文化財の保存・活用に関する 目標

西之表市の目指す将来像は、(第6次)長期振興計画において、下記のとおり定められています。

また、基本目標として、①くらし ②しごと ③ひと ④ぎょうせいの4分野において、地域の子カラを活かしたまちづくりが掲げられています。(※参照5頁)

西之表市(第6次)長期振興計画

西之表市の目指す将来像

「 人・自然・文化—島の宝が育つまち 」

1. 目標

西之表市の目指す将来像の実現に向け、西之表市地域計画では、次のとおり「文化財の保存と活用に関する目標」を定めます。

文化財の保存と活用に関する目標

よろ—て守り よろ—て活かす
(一緒に) (一緒に)

島の宝が輝く 西之表市
(文化財)

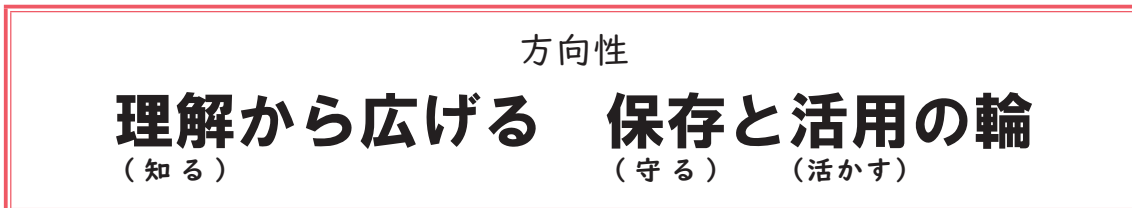
西之表市の長い歴史文化を物語る数多くの文化財は、人々が守り続けてきた「島の宝」であり、様々な輝きを見せています。

しかし、過疎化や少子高齢化などを背景とした「文化財継承の担い手不足」が大きな課題となっており、このままでは多くの文化財を失う心配があります。所有者の努力だけでは文化財の継承が困難となりつつあることから、地域社会総がかりでの文化財保護(保存と活用)に取り組む必要があります。

これらを踏まえ「よろ—て守り よろ—て活かす 島の宝が輝く西之表市」を西之表市地域計画の目標に定めます。
(一緒に) (一緒に) (文化財)

2. 方向性

目標「よろーて守り よろーて活かす 島の宝が輝く 西之表市」の実現に向け、まずは、文化財を様々な面から知る「理解」の取組を広げることが大切です。その取組が、文化財を守る「保存」と活かす「活用」の取組の礎になるとともに、相乗効果で、その輪が広がることが理想であり、次のとおり方向性を定めます。



理解	<ul style="list-style-type: none"> 文化財そのものの魅力や価値、面白さを知る。 文化財保護（保存と活用）の取組と、その成果や課題を知る。 自分にできる「理解・保存・活用」の取組を知る。
保存	<ul style="list-style-type: none"> 有形の文化財を、未来へ残すために守る。 伝統や技術など無形の文化財が、途絶えないように守る。 文化財を継承する人たちを守る。
活用	<ul style="list-style-type: none"> 文化財を、観光や地域振興などに活かす。 新しい技術や先進的な取組を活かす。 市民や地域、専門機関、団体等の取組を活かす。



序章

地域の
計画
作成

1章

市の
概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題・
方針

7章

取組

8章

防災・
対策

9章

推進体制

第6章 文化財の保存・活用に関する 課題・方針

本章では、これまでの文化財保護行政における【成果】や【課題】を整理し、第5章で定めた方向性に基づく、より具体的な【方針】を定めます。

1. 成果 — 振り返り —

本市では、文化財保護法や西之表市文化財保護条例に基づき、文化財保護行政を推進しています。これまでの主な取組成果や関連事項等は次のとおりです。

年 月	取組成果・関連項目等
昭和 25 年 5 月	文化財保護法の制定
昭和 28 年 3 月	鹿児島県文化財保護条例の制定
昭和 30 年 1 月	初めてとなる県指定文化財「種子島銃」
昭和 33 年 3 月	市制施行により「西之表市」誕生
昭和 34 年 3 月	西之表市文化財保護条例の制定
昭和 34 年 4 月	西之表市文化財保護審議会条例の制定（審議会の設置）
昭和 34 年 4 月	初めてとなる遺跡発掘調査（本城遺跡）
昭和 34 年 8 月	初めてとなる市指定文化財「赤尾木城跡」など7件
昭和 38 年 10 月	第1回鉄砲祭（鉄砲伝来420周年記念）市と東町が共催
昭和 42 年 11 月	初めてとなる民芸祭（7つの踊り披露）市教委と市青年団が共催
昭和 43 年 4 月	博物館設置推進委員会の発足
昭和 45 年 4 月	種子島博物館の開館（民俗資料など約8,000点を収集、入館無料）
昭和 46 年 2 月	火縄銃、初めての試射会（日本ライフル協会）
昭和 48 年 10 月	種子島博物館に「鉄砲・火薬展示室」を設置
昭和 49 年 6 月	種子島博物館の有料化
昭和 49 年 12 月	初めてとなる国選択無形民俗文化財「種子島大踊」
昭和 52 年 9 月	市文化財保護審議会による馬毛島調査
昭和 57 年 2 月	鉄砲の里 滋賀県長浜市国友村より来市、若狭公園で国友銃・種子島銃初の合同試射
昭和 58 年 5 月	種子島開発総合センター併設種子島博物館の開館。
昭和 58 年 7 月	種子島開発総合センター落成記念シンポジウム「種子島をめぐる技術と文化」
昭和 59 年 7 月	種子島時堯公銅像の設置
昭和 59 年 12 月	若狭歌碑の建立（雲之城墓地）
昭和 60 年 2 月	たねがしま鉄砲シンポジウム開催
昭和 61 年 10 月	西之表市無形民俗文化財保存連絡協議会の発足
昭和 63 年 8 月	住吉形之山（象化石）発掘調査
昭和 63 年 11 月	郷土芸能大会（市制施行30周年記念）

年 月	取組成果・関連項目等
平成5年7月	鉄砲伝来450周年記念キャラクター「火縄銃兵衛」誕生
平成5年9月	八板金兵衛清定銅像の設置（ライオンズクラブが市に寄贈）
平成5年10月	鉄砲伝来450周年記念式典
平成5年10月	ヴィラ・ド・ビスポ市（ポルトガル）と姉妹都市盟約を締結
平成6年10月	種子島開発総合センター入館者50万人達成
平成10年10月	郷土芸能大会（市制施行40周年記念）
平成12年3月	『西之表市の民俗芸能（2000年版）』発行
平成14年3月	『西之表市文化財要覧』発行
平成15年7月	鉄砲館の入館者数100万人達成
平成20年7月	種子島家住宅の購入
平成20年8・11月	全国火縄銃大会・郷土芸能フェスティバル（市制施行50周年記念）
平成22年4月	市指定文化財「種子島家住宅」を赤尾木城文化伝承館「月窓亭」として一般公開
平成22年4月	鉄砲館の展示物を紹介する「鉄砲館コンシェルジュ」の配置
平成24年3月	「西之表の種子銃製作技術」が国選択無形民俗文化財に選定
平成25年6月	鉄砲館に収蔵システムを導入
平成27年10～11月	第30回国民文化祭かごしま「華道の祭典 in 種子島」、「黒潮文化交流の祭典」（市主催事業）
平成28年7月	旧上妻家住宅の購入
平成29年3月	『西之表市の民俗芸能（2017年版）』発行
平成29年5月	「旧上妻家住宅主屋・門」が熊毛地区初の国登録有形文化財に登録
平成30年11月	郷土芸能フェスティバル・いけばな展（市制施行60周年記念）
平成30年3月	「横山盆踊」が国選択無形民俗文化財に選定※「種子島の盆踊り」として選択
令和元年度～	西之表の文化財絵画コンクールを開始
令和元年8月	鉄砲館の入館者数150万人達成
令和元年10月	鉄砲館に多言語化に対応した「ポケット学芸員」アプリを導入
令和4年11月	「国上湊川のマングローブ林」が国の天然記念物に指定 ※「種子島阿嶽川のマングローブ林」への追加指定
令和5年度～	文化財看板の多言語化を開始（QRコード活用）対象看板 267基
令和5年10月～ 令和6年3月	種子島家住宅の耐震対策に係る調査 旧上妻家住宅主屋の修復、耐震対策に係る痕跡調査 種子島家墓地（御拝塔墓地）現地調査 上妻家史料目録作成に係る調査
令和5年11月	全国火縄銃大会（鉄砲伝来480周年記念）
令和6年3月	「薩南諸島の黒糖製造技術」が国登録無形民俗文化財に登録 ※沖ヶ浜田の黒糖づくりなど

【その他、現状の取組成果】

- 鉄砲館コンシェルジュの情報発信は、FacebookやInstagramで、ほぼ毎日行われている。
- 市広報紙「市政の窓」の連載『ぶんぶん文化財』は、文化財の内容を分かりやすく伝えている。
- 鉄砲館コンシェルジュの案内で、施設見学が充実した。
- 鉄砲館と月窓亭は開館日数が多く利用しやすい。
- 文化財看板が市内に200基以上設定されており充実している。

序章	地域計画の作成
1章	市の概要
2章	文化財の概要
3章	歴史文化の特徴
4章	文化財の把握調査
5章	目標
6章	課題・方針
7章	取組
8章	防災・防犯対策
9章	推進体制

2. 課題と方針

目標実現のためには、[現状] から [課題] を把握し、その課題解決に向けた [方針] を明確にする必要があります。

なお、方向性で示す3つの輪については、【理解】の項目を「情報発信」と「学習環境」、【保存】の項目を「調査・研究」と「保存体制」、【活用】の項目を「活用体制」と「組織・連携」という6つの切り口で整理します。

【理解】

情報発信

[現状]

文化財に関する情報発信は、市の広報紙やホームページ、SNS、防災無線、チラシなど、様々な発信手段を活用し継続的に行っています。しかし、どの程度市民に認知されているのか、把握するのが難しいのが現状です。文化財保護行政に関する意見やニーズを把握し、的確な情報発信を行うことが重要です。

市内に200基以上設置している文化財看板は、経年劣化に伴う更新に加え、QRコードを読み取ることで英語や韓国語などの音声ガイドが流れる多言語化の機能追加も行っていますが、まだ全ての看板には対応できていません。

発信内容については、未指定文化財についての情報が少なく、今後の課題となっています。文化財に関心をもつきっかけ作りとして、最新調査の結果など発信内容の充実が求められています。令和6(2024)年3月に刊行した『西之表市史』は、現時点での最新情報であり、効果的に活用していくことが重要です。



課題

- 文化財のどのような情報が必要とされているのか把握できていない(ア)
- 市民等が興味関心を抱く情報発信の工夫が足りない(ア・イ・ウ)
- 文化財の保護に関する方法・事例について周知が足りない(イ・ウ)
- 文化財看板や鉄砲館展示の多言語化が十分ではない(イ・ウ)
- 文化財看板が劣化しているが全てを更新できていない(イ・ウ)
- 未指定文化財に関する情報発信が十分ではない(イ・ウ)
- 調査・研究の成果(最新情報)が効果的に発信されていない(イ・ウ)



1 - 興味関心を広げる「情報発信」

方針

文化財に対するニーズを把握し、調査・研究で得られた最新情報なども取り入れ、市の広報紙やSNSなどを通じて効果的に情報が届けられるよう工夫します。文化財看板や鉄砲館展示内容の多言語化などの整備に取り組みます。

- (ア) アンケート等を通じて、求められている情報の把握に努めます。
- (イ) 文化財に興味関心をもつ人が増える情報発信に取り組みます。
- (ウ) より多くの人に文化財情報が届く発信手法の充実に努めます。

【理解】

学習環境

〔現状〕

近年では、市企画課（歴史文化活用係）による市史編さん事業に伴う講演会が連続して開催されましたが、その他歴史文化に関する講演会などは多くありません。講座等についても、キッズコンシェルジュ養成講座など子供向けの講座に比べて、大人向けの講座は少なく、現地説明会程度に留まっています。大人を対象とした、連続性や向上性のある学びの場の提供が求められています。

また、文化財の情報を知りたい人が、自由に情報を得ることができる環境が少ないのが課題です。指定等文化財だけでなく、鉄砲館の収蔵品を含めた未指定文化財の幅広い公開も求められていますが、情報を公開する前には、情報の精査が必要になります。

多くの文化財を展示する鉄砲館では、コンシェルジュによる案内が、滞在時間に限りのある団体観光客から、効率的に理解を深める取組として好評を得ています。今後は、地元について学ぶ場として学校等と連携し、子どもの頃から地元の歴史や文化財に関心をもってもらうような取組の充実が必要です。



課題

- 講演会や講座等の開催が少なく、不定期である（エ）
- 文化財に対する関心を高められていない（エ・オ・カ・キ）
- 地域住民の鉄砲館利用が少ない（エ・オ・カ・キ）
- 学校等との連携が少ない（カ）
- 自由に得ることができる文化財の情報が少ない（オ）
- 鉄砲館の収蔵品を、自由に検索できる取組が不十分である（オ・キ）



2- 取り組みやすい「学習環境」

さまざまな年代の「学びたい！」に応える学びの場を作ると同時に、インターネットでの検索や書籍などで、知りたい情報が容易に得られる環境を整備します。学校教育との連携や無料入館を通じて子どもたちに鉄砲館に親しんでもらい、保護者世代への波及効果を狙います。鉄砲館の展示内容の見直しを行い、何度来ても学びがある展示を目指します。

- （エ）講演会や講座など、魅力的で定期的な学びの場を提供します。
- （オ）文化財に関する情報を、自由に得られる環境を整備します。
- （カ）学校と連携し、児童生徒の歴史や文化財への関心を高めます。
- （キ）鉄砲館の展示物や収蔵品の効果的な利用を推進します。

方針

序章

地域
計画
の
作成

1章

市の
概要

2章

文化
財
の
概
要

3章

歴
史
文
化
の
特
徴

4章

把
握
調
査
の
文
化
財

5章

目
標

6章

課
題
・
方
針

7章

取
組

8章

防
災
・
防
犯
対
策

9章

推
進
体
制

【保存】

調査・研究

〔現状〕

本市における資料収集は、博物館建設に向けた取組として、昭和43（1968）年頃から本格的に始まりました。昭和45（1970）年の「種子島博物館」の開館、後継となる昭和58（1983）年の「種子島開発総合センター鉄砲館」の開設以降も、資料収集は継続しており、鉄砲館収蔵システムの登録件数だけでも13,000件を超えています。しかしながら、個人所有資料については十分な把握（掘り起こし）が出来ておらず、所有者や後継者による廃棄等が心配されます。

文化財類型ごとの把握調査では、民俗文化財や記念物は比較的進んでいますが、有形文化財である建造物や美術工芸品については十分とは言えない状況です。特に、火縄銃に関する調査・研究は、鉄砲伝来の地という優位性がありながらも、十分ではなく、積極的な調査・研究が求められています。

調査・研究の優先順位としては、開発行為に伴う緊急発掘調査が優先される傾向にあるため、計画性をもちながらも柔軟な対応も必要です。本市の文化財を対象とする専門家主導の調査も多く、人材育成にも有益ですが、常に対応（同行）できるだけの人員が不足しています。



課題

- 個人所有資料の把握（掘り起こし）ができていない（ク）
- 鉄砲館収蔵品の一部において、詳細調査が十分でない（ク・ケ）
- 文化財類型ごとの把握が、網羅的にできていない（ク）
- 鉄砲伝来の地でありながら、火縄銃に関する調査・研究が不十分である（ク・ケ）
- 学芸員など市の専門職員が少ない（コ）
- 専門家調査に、十分に対応できるだけの人員がない（コ）



3- 次世代へ引き継ぐための「調査・研究」

市内のどこに何があるのかを把握し、資料の価値づけを行い、貴重な資料の廃棄を防ぎます。さらに火縄銃関係資料をはじめ、把握済みの文化財を専門家と調査することで最新情報を得て、再評価を行います。専門家の調査に対応できる職員の確保と同時に、専門家の調査を通じて職員の資質向上を図ります。

方針

- （ク）貴重な資料が失われる前に把握し、必要な調査を柔軟に行います。
- （ケ）専門家等の調査・研究と連携し、文化財の価値・魅力を更新します。
- （コ）会計年度任用職員を含めた職員確保と資質向上に努めます。

【保存】

保存体制

〔現状〕

少子高齢化や過疎化に伴う人口減少により、文化財の継承者（担い手）が不足しており、散逸や滅失、管理不足などが心配されています。地域や保存会で継承されてきた郷土芸能についても、近年、踊り手不足で披露を休止したものもあります。また、披露を続けている郷土芸能についても、人員不足や経費負担などの理由から、踊りの規模を縮小せざるを得ない状況となっています。

個人所有資料については、代替わりのタイミングで、鉄砲館に寄贈や寄託されるケースが増えています。新たな文化財の把握につながる一方で、収蔵スペースの不足が生じています。

保存方法についても、防火・防犯だけでなく、地震や津波、台風、豪雨といった自然災害を含めた防災・防犯対策が、年々重要さを増しています。

市民等への啓発活動については、指定等制度による取組を中心にして、これまで保護意識を高めてきました。今後も積極的に指定を行い、大切にすべき地元の宝に気づいてもらう必要があります。

未来へ向け、確実に文化財を保護・継承していくためには、過去の保護・継承の取組が把握できる仕組みが必要ですが、記録整理が不十分な状況にあります。

課題

- 文化財の継承者が不足し、維持・管理が困難になっている（サ）
- 保存会の会員が減少し、組織が弱体化している（サ）
- 郷土芸能の披露公開が、経費面で負担となっている（サ）
- 国・県・民間の補助金、助成金が活用できていない（サ）
- 過去の保護・継承の取組に対する記録整理が不十分である（サ）
- 文化財の防災・防犯対策が十分ではない（シ）
- 文化財に対する所有者等の保護意識が低下している（サ・ス）
- 寄贈・寄託件数の増加に伴い、鉄砲館の収蔵スペースが不足している（セ）

4- 適切に守り残す「保存体制」

継承が難しい文化財については記録保存を行い、後世に伝えます。指定制度を推進し、補助金や環境整備の支援を行うことで、文化財の継承者支援を行います。寄託・寄贈された資料を適切に保管する環境を整えるとともに、文化財の防災・防犯対策に取り組めます。

方針

- （サ）記録保存や継承者支援等、適切な維持・継承に取り組みます。
- （シ）防災・防犯に関する情報共有と保存体制の充実に取り組みます。
- （ス）指定等制度に基づく適切な評価を行います。
- （セ）寄贈・寄託資料の収蔵スペース確保に努めます。

序章

地域
計画
の
作成

1章

市の
概要

2章

文化
財
の
概
要

3章

歴
史
文
化
の
特
徴

4章

文
化
財
の
把
握
調
査

5章

目
標

6章

課
題
・
方
針

7章

取
組

8章

防
災
・
防
犯
対
策

9章

推
進
体
制

【活用】

活用体制

〔現状〕

文化財の保存・活用の拠点となる市の文化財関連施設（鉄砲館、埋蔵文化財調査室など）は、建物や展示施設の老朽化が進み、改修等の手立てが必要です。また鉄砲館では、約1,500点の資料を館内展示していますが、収蔵資料の約9割は収蔵庫に保管されたままとなっています。

一方で、国登録有形文化財（建造物）である八板家住宅主屋や遠藤家住宅主屋は、民間主導によるリノベーションで、カフェや宿泊施設として活用されています。これらは、市保有の旧上妻家住宅の今後の活用において、参考にすべき先進的な事例となっています。

その他、屋外の文化財については、観光等での活用が図られていますが、市内全域に広く点在する文化財は、移動時間を要するだけにルート選定などの工夫が必要です。多くの文化財は、観光など見せることを意識した整備になっていないため、地域住民の理解や環境整備も今後取り組むべき課題となっています。



課題

- 市の文化財関連施設が老朽化している（チ）
- 鉄砲館の収蔵資料全体を有効活用できていない（ソ・チ）
- 文化財の活用方法に関するアイデアが乏しい（ソ・タ）
- 文化財が市内全域に点在しており、観光ルートへの活用が難しい（タ）
- 観光など、見せることを意識した文化財の整備になっていない（ソ・タ）
- 文化財を活用したイベントが少ない（タ）



5- アイデアあふれる「活用体制」

方針

鉄砲館をはじめとする市の文化財関連施設を、新しい展示技術や先進的な活用事例も取り入れながら活用拠点として整備します。絵画コンクールやユニークベニューなど、文化財を活用したイベントを行い、文化財に対する理解を推進します。おすすめ周遊ルートの作成など、観光への文化財活用も推進します。

- （ソ）文化財の活用方法を工夫し、理解を深める取組を行います。
- （タ）観光やイベントなど、民間アイデアも取り入れながら、見せることを意識した文化財の整備と幅広い活用を行います。
- （チ）市の文化財関連施設の整備・充実を図ります。

【活用】

組織・連携

〔現状〕

文化財の保存・活用を推進するには、まず西之表市地域計画を活用し、庁内組織で文化財保護行政の目指す目標と方向性を共有することが重要です。また、西之表市の歴史文化は、種子島の歴史文化でもあり、島内2町（中種子町・南種子町）との関係性が大事になりますが、調査・研究やイベント開催など、合同での取組は多くないのが現状です。さらに国や県とも連携を図り、さまざまな視点や情報を共有することで、西之表市の文化財のもつ魅力を最大限活用する方法を模索していく必要があります。

歴史文化や観光に関わる団体と行政の連携については、歴史研究会や観光ガイドなど一定の取組が通年で行われていますが、新たなアイデアによる発展的な取組は多くありません。現在活動中の各ボランティア団体と連携し、相乗効果を生み出せるような取組のアイデアが必要です。

地域で続けられてきた伝承活動は、人口減少や過疎化に伴い、人的負担や経費負担が増加し、危機的な状況となっています。一時的な支援策ではなく、地域住民の意欲を高める、持続可能な支援策を生み出す必要があります。

一方で、若い世代や移住者による街づくりの新しい取組や地域コミュニティの再生を目指す動きもあります。今後は歴史や文化だけに捉われず、広い視野と発想力を持ち、さまざまな分野と連携した文化財を活用するアイデアが求められます。

課題

- 庁内組織の連携が十分でない（ツ）
- 中種子町や南種子町との広域的な取組が出来ていない（ツ）
- 県や他自治体との連携が十分でない（ツ）
- 関連団体との連携が十分でない（テ）
- 地域住民の取組に対する支援策が十分ではない（テ）
- 連携に関するアイデアが乏しい（テ）

方針

6- 互いを支え合う「組織・連携」

西之表市地域計画を活用し、庁内組織、国・県・他自治体などの行政機関との連携を図ることで、文化財活用を力強く推進します。文化財保存、歴史、観光に関わる個人や団体と協力し、文化財の保存・活用のより発展的な取組を目指します。他分野の企業や関連団体とも積極的に連携し、新しい視点・取組のアイデアを取り入れます。

(ツ) 庁内組織、県、他自治体との連携強化に努めます。

(テ) 個人や企業、関連団体との連携を強化し、新しい視点のアイデアを取り入れます。

第7章 文化財の保存・活用に関する 取組

1. 取組一覧表

前章で定めた方針に基づき、計画期間内で想定される取組を、次のとおり定めます。この他、記載のない細かな案件や突発的に発生する案件についても、この方針に基づき、適切に取り組みます。

なお、財源については、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金）・県費・市費、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

【理解】	方針	1 - 興味関心を広げる「情報発信」			
		(ア) アンケート等を通じて、求められている情報の把握に努めます。 (イ) 文化財に興味関心をもつ人が増える情報発信に取り組みます。 (ウ) より多くの人に文化財情報が届く発信手法の充実に努めます。			
	取組	番号	取組名	方針との対応	頁
		1-1	アンケート等による意見集約	(ア)	92
		1-2	市広報紙「ぶんぶん文化財」の連載	(イ) (ウ)	
		1-3	鉄砲館コンシェルジュによる案内	(イ) (ウ)	
		1-4	ポケット学芸員（アプリ）の運用	(イ) (ウ)	
		1-5	SNS 等による情報発信	(イ) (ウ)	
		1-6	メディアへの情報発信	(イ) (ウ)	93
		1-7	『西之表市史』の活用	(イ) (ウ)	
1-8		調査・研究成果（最新情報）の発信	(イ) (ウ)		
1-9		文化財看板の設置・更新	(イ) (ウ)		
1-10	文化財説明の多言語化	(イ) (ウ)			
【理解】	方針	2 - 取り組みやすい「学習環境」			
		(エ) 講演会や講座など、魅力的で定期的な学びの場を提供します。 (オ) 文化財に関する情報を、自由に得られる環境を整備します。 (カ) 学校と連携し、児童生徒の歴史や文化財への関心を高めます。 (キ) 鉄砲館の展示物や収蔵品の効果的な利用を推進します。			
	取組	2-1	「鉄砲館」の展示見直し	(キ)	94
		2-2	「鉄砲館」無料入館の実施	(エ) (オ) (キ)	
		2-3	学校利用等の支援	(カ) (キ)	
		2-4	ICT 教育への対応	(オ) (カ)	
		2-5	キッズコンシェルジュ養成講座の実施	(エ) (カ) (キ)	
		2-6	講演会・出前講座等の実施	(エ)	95
		2-7	高3パスポートの贈呈	(オ) (カ) (キ)	
		2-8	「鉄砲館」収蔵データ等の公開	(オ) (キ)	
2-9		書籍・ハンドブックの発行	(オ)		
【保存】	方針	3 - 次世代へ引き継ぐための「調査・研究」			
		(ク) 貴重な資料が失われる前に把握し、必要な調査を柔軟に行います。 (ケ) 専門家等の調査・研究と連携し、文化財の価値・魅力を更新します。 (コ) 会計任用職員を含めた職員確保と資質向上に努めます。			
	取組	3-1	把握されていない文化財の把握調査	(ク)	96
		3-2	未指定文化財の詳細調査	(ク) (ケ)	
		3-3	指定等文化財の補足調査	(ク) (ケ)	
		3-4	各分野の専門家調査への協力	(ケ) (コ)	
		3-5	市内遺跡発掘調査	(ク)	
3-6		鉄砲伝来に関する調査研究の拡大	(ク) (ケ)	97	
3-7		市専門職員の育成	(コ)		

【保存】

4- 適切に守り残す「保存体制」

- 方針**
 (サ) 記録保存や継承者支援等、適切な維持・継承に取り組みます。
 (シ) 防災・防犯に関する情報共有と保存体制の充実に取り組みます。
 (ス) 指定等制度に基づく適切な評価を行います。
 (セ) 寄贈・寄託資料の収蔵スペース確保に努めます。

	番号	取組名	方針との対応	頁
取組	4-1	指定等制度の推進	(ス)	98
	4-2	文化財保護カルテ（取組記録）の作成	(サ)	
	4-3	収蔵庫の増設・整備	(セ)	
	4-4	文化財の環境整備	(サ)	
	4-5	指定等文化財所有者との情報交換	(サ)(シ)	
	4-6	寄贈・寄託制度の推進	(サ)(セ)	
	99	4-7	修復・復元・修理の充実	(サ)
		4-8	郷土芸能に関する記録保存	(サ)
		4-9	市補助金の充実	(サ)
		4-10	民間助成金等の申請支援	(サ)
		4-11	文化財の防災・防犯対策	(シ)
		4-12	個別の文化財保存活用計画の作成	(サ)(シ)

【活用】

5- アイデアあふれる「活用体制」

- 方針**
 (ソ) 文化財の活用方法を工夫し、理解を深める取組を行います。
 (タ) 観光やイベントなど、民間アイデアも取り入れながら、見せることを意識した文化財の整備と幅広い活用を行います。
 (チ) 市の文化財関連施設の整備・充実に努めます。

取組	5-1	「鉄砲館」の整備・充実	(チ)	100
	5-2	市埋蔵文化財調査室の整備・充実	(チ)	
	5-3	種子島家住宅の整備・公開	(ソ)(タ)(チ)	
	5-4	旧上妻家住宅（主屋・門）の整備・公開	(ソ)(タ)(チ)	
	5-5	西之表の文化財絵画コンクールの実施	(タ)	
	5-6	西之表の文化財写真コンテストの実施	(タ)	
	101	5-7	フォトグラメトリ（3D）の製作・活用	(ソ)
		5-8	おすすめ周遊コースの設定	(タ)
		5-9	歴史文化イベントの企画・実施	(ソ)(タ)
		5-10	市郷土芸能フェスティバルの開催	(タ)
		5-11	ユニークメニューの企画・実施	(ソ)(タ)
		5-12	クラウドファンディング等による財源確保	(タ)

6- 互いを支え合う「組織・連携」

- 方針**
 (ツ) 市内組織、国、県、他自治体などとの連携強化に努めます。
 (テ) 個人や企業、関連団体との連携を強化し、新しい視点のアイデアを取り入れます。

取組	6-1	市文化財保存活用計画協議会の開催	(ツ)	102
	6-2	市文化財保護審議会の開催	(ツ)	
	6-3	郷土資料室（市立図書館）との連携	(ツ)	
	6-4	国・県・他自治体との連携	(ツ)	
	6-5	日本遺産との連携	(ツ)	
	103	6-6	市無形民俗文化財保存連絡協議会の開催	(テ)
		6-7	種子島の語り部「ぢろの会」との連携	(テ)
		6-8	観光ボランティアガイドサークル「あこう」との連携	(テ)
		6-9	種子島を語ろう会との連携	(テ)
		6-10	個人・企業・関連団体との連携	(テ)
		6-11	文化財保護ボランティアの設置・運営	(テ)

2. 取組内容【理解】

方針

1 - 興味関心を広げる「情報発信」

- (ア) アンケート等を通じて、求められている情報の把握に努めます。
- (イ) 文化財に興味関心をもつ人が増える情報発信に取り組みます。
- (ウ) より多くの人に文化財情報が届く発信手法の充実に努めます。

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
1-1	(ア)	アンケート等による意見集約 文化財保護行政に関する意見を、様々な機会・手法で聴取・集約し、現状を客観的に把握する。その結果から足りない部分・期待されている部分を把握し、的確な情報発信に活かす。	★新規	→継続	→継続	◎	○	○	○	◆	◆	-
1-2	(イ) (ウ)	市広報紙「ぶんぶん文化財」の連載 市広報紙を活用した連載「ぶんぶん文化財」により、継続的な文化財の広報に取り組む。記事の内容については、学校教育の場での活用を想定し、分かりやすい表現に努める。未指定文化財も積極的に取り上げる。 [連携] 市総務課（秘書広報係）	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	-	◆	-
1-3	(イ) (ウ)	鉄砲館コンシェルジュによる案内 種子島開発総合センター鉄砲館にコンシェルジュを配置し、旅行者の案内や島内の学校の社会科見学等の対応、問い合わせ対応を行う。研修等によるスキルアップを図り、取組の強化・拡大を図る。	→継続	→継続	→継続	◎	-	-	-	-	◆	-
1-4	(イ) (ウ)	ポケット学芸員（アプリ）の運用 ポケット学芸員（アプリ）の活用により、種子島開発総合センター鉄砲館の展示物紹介を、日本語・英語・中国語（繁体・簡体）の文字と音声で行う。	→継続	→継続	→継続	◎	-	-	-	-	◆	-
1-5	(イ) (ウ)	SNS等による情報発信 FacebookやInstagramなど、鉄砲館コンシェルジュによるSNSを活用した情報発信を定期的に行い、文化財等に対する興味関心を高める。掲載内容についてはスキルアップを図り、分かりやすい表現に努める。 [連携] 市総務課（秘書広報係）	→継続	→継続	→継続	◎	-	-	-	-	◆	-



【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体			財源			
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
1-6	(イ) (ウ)	メディアへの情報発信 各報道機関への情報提供や各種取材・番組制作の協力を積極的に行い、西之表市の文化財を話題として取り上げてもらう。 [連携] 市総務課(秘書広報係) / 報道機関	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	-	-	◆	-
1-7	(イ) (ウ)	『西之表市史』の活用 令和6(2024)年3月に刊行された『西之表市史』を種子島開発総合センター鉄砲館の展示内容などに活用する。今後、学生にも分かりやすい『市史ダイジェスト版』作成も行われるので、併せて教育現場での活用を働きかける。 [連携] 市企画課(歴史文化活用係)	★新規	→継続	→継続	◎	-	-	-	-	◆	-
1-8	(イ) (ウ)	調査・研究成果(最新情報)の発信 調査・研究成果の発表を積極的に行い、文化財への関心を高める。発掘調査の現地説明会や鉄砲館での特別展示品解説など、住民等の興味関心が高まる成果発表に取り組む。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	-	◆	-
1-9	(イ) (ウ)	文化財看板の設置・更新 指定等文化財の大型看板、地名や伝説などを含む歴史文化を紹介する小型看板(ふるさと歴史散歩看板)などの設置、更新に取り組む。既存の木製看板についてはアルミ複合板製看板への更新を行う。設置箇所について、看板マップを市ホームページに掲載し情報提供を行う。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	○	-	◆	-
1-10	(イ) (ウ)	文化財説明の多言語化 より多くの文化財について、多言語での説明に取り組む。種子島開発総合センター鉄砲館については、ポケット学芸員(アプリ)の活用のほか、外国語パンフレットの作成を行う。市内の文化財看板については、QRコードを活用した多言語化に取り組む。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	◆	◆	-

- 序章
- 地域計画の作成
- 1章 市の概要
- 2章 文化財の概要
- 3章 歴史文化の特徴
- 4章 文化財の把握調査
- 5章 目標
- 6章 課題・方針
- 7章 取組
- 8章 防災・防犯対策
- 9章 推進体制

2. 取組内容【理解】

方針

2- 取り組みやすい「学習環境」

- (エ) 講演会や講座など、魅力的で定期的な学びの場を提供します。
- (オ) 文化財に関する情報を、自由に得られる環境を整備します。
- (カ) 学校と連携し、児童生徒の歴史や文化財への関心を高めます。
- (キ) 鉄砲館の展示物や収蔵品の効果的な利用を推進します。

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
2-1	(キ)	「鉄砲館」の展示見直し 博物館類似施設である種子島開発総合センター鉄砲館において、効果的な文化財展示に取り組む。老朽化・旧式化している展示ケースについて更新を図る。より分かりやすい展示となるよう展示手法の工夫に取り組む。常設展においても、定期的に展示品、配置、説明表記等を見直す。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	◆	◆	-
2-2	(エ) (オ) (キ)	「鉄砲館」無料入館の実施 こどもの日や鉄砲まつりに合わせた無料入館を行い、地域住民等の入館率を高め、歴史文化に対する認識を深める機会とする。	→継続	→継続	→継続	◎	-	-	-	-	◆	-
2-3	(カ) (キ)	学校利用等の支援 児童生徒の鉄砲館利用について、鉄砲館コンシェルジュによる学習支援や入館料の減免を行い、学習の場として利用促進を図る。また、文化財巡りや縄文体験（火おこし、弓矢、まが玉づくり）など、様々な体験学習メニューの充実に取り組む。 [連携] 市教委 学校教育課／小学校・中学校	→継続	→継続	→継続	◎	-	○	-	-	◆	-
2-4	(オ) (カ)	ICT教育への対応 学校教育の場においてICT教育が展開されており、パソコンやタブレット、インターネットを使った学習への対応が必要である。県文化財課の取組事例「鹿児島県文化財事典（サイト）」などを参考に、西之表市の文化財についても市ホームページ掲載内容の充実を図る。 [連携] 市教委 学校教育課／小学校・中学校	→継続	→継続	→継続	◎	-	○	-	-	◆	-
2-5	(エ) (カ) (キ)	キッズコンシェルジュ養成講座の実施 夏休み期間、市内小学生向けの講座として、キッズコンシェルジュ養成講座に取り組む。元々は長期講座であったが、コロナ禍を経て2日間の短期講座として実施している。講座日数や取組内容については、今後も様々なパターンを検討実施する。 [連携] 市教委 学校教育課／小学校・中学校	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	-	-	◆	-



【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体			財源			
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
2-6	(エ)	講演会・出前講座等の実施 専門家等による講演会を開催し、住民等の歴史文化に対する興味関心を高める。また、学校や集落等の依頼に応じて、市職員が出前講座や講話を行う。 [連携] 市地域支援課（協働推進係）	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	-	◆	-
2-7	(オ) (カ) (キ)	高3パスポートの贈呈 高校卒業後、多くの生徒が種子島を離れる状況にある。地元高校生の入館率が極端に低いことから、種子島高校3年生限定の鉄砲館年間パスポート、通称「高3パスポート」を贈呈し、西之表の歴史文化を再認識する機会を提供する。 [連携] 種子島高校	→継続	→継続	→継続	◎	-	○	-	-	◆	-
2-8	(オ) (キ)	「鉄砲館」収蔵データ等の公開 鉄砲館における収蔵品については、13,000点を超える収蔵データの登録が完了している。収蔵品の有効活用を図るため、収蔵データの精査を行った後に公開し、学習機会の充実を図る。	★新規	→継続	→継続	◎	-	-	-	-	◆	-
2-9	(オ)	書籍・ハンドブックの発行 教育委員会発行の書籍やハンドブックについては、情報の更新（改訂）を適切に行い、販売するにふさわしい内容であることを常に確認しておく必要がある。また、新刊発行についても積極的に取り組む。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	-	◆	-

序章

地域計画の作成

1章

市の概要

2章

文化財の概要

3章

歴史文化の特徴

4章

文化財の把握調査

5章

目標

6章

課題・方針

7章

取組

8章

防災・防犯対策

9章

推進体制

2. 取組内容【保存】

方針

3- 次世代へ引き継ぐための「調査・研究」

- (ク) 貴重な資料が失われる前に把握し、必要な調査を柔軟に行います。
- (ケ) 専門家等の調査・研究と連携し、文化財の価値・魅力を更新します。
- (コ) 会計任用職員を含めた職員確保と資質向上に努めます。

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
3-1	(ク)	把握されていない文化財の把握調査 把握されていない建造物や石碑などの文化財については、所有者や専門家等と連携し、悉皆調査を計画的に実施する。また、把握されていない個人所有の美術工芸品や民俗文化財などの資料については、各家庭等において文化財的価値が認知されないまま処分される事態を減らすためにも、住民等に広く情報提供を求める。寄せられた情報に対しては、すみやかに把握調査を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	○	-	○	◆	◆	-
3-2	(ク) (ケ)	未指定文化財の詳細調査 未指定文化財については、計画的に詳細調査を実施する。指定等候補の文化財については、専門家等の協力のもと、更に詳細な調査を実施する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	○	-	○	◆	◆	-
3-3	(ク) (ケ)	指定等文化財の補足調査 一定の詳細調査を行っている指定等文化財についても、不足している調査項目や更なる評価を得るために必要な調査項目等を整理し、補足調査を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	○	-	○	◆	◆	-
3-4	(ケ) (コ)	各分野の専門家調査への協力 本市の文化財を対象とした各分野の専門家調査に際し、資料閲覧や現地案内など、積極的な協力をを行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	○	◎	-	○	-	◆	-
3-5	(ク)	市内遺跡発掘調査 市が行う開発行為や調査研究を目的とした市内遺跡発掘調査を計画的に行い、必要に応じて調査報告書の編集・刊行を行う。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	○	-	○	-	◆	-



【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
3-6	(ク) (ケ)	鉄砲伝来に関する調査研究の拡大 鉄砲伝来に関する調査研究については、火縄銃の鉄成分調査など科学的調査を積極的に取り入れ、調査研究を深める。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	○	-	◆	-
3-7	(コ)	市専門職員の育成 学芸員資格を有する職員の配置や業務量に応じた人員確保、職員研修の実施など、計画的に職員を育成する。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	○	-	◆	-



(取組番号 3-2) 未指定文化財の詳細調査

2. 取組内容【保存】

方針

4- 適切に守り残す「保存体制」

- (サ) 記録保存や継承者支援等、適切な維持・継承に取り組みます。
- (シ) 防災・防犯に関する情報共有と保存体制の充実に取り組みます。
- (ス) 指定等制度に基づく適切な評価を行います。
- (セ) 寄贈・寄託資料の収蔵スペース確保に努めます。

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体			財源			
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
4-1	(ス)	指定等制度の推進 未指定文化財の把握調査に基づき市指定候補となった文化財については、市文化財保護審議会への諮問を行い、積極的に市指定を行う。 県指定等についても、必要に応じた調査の実施・協力を行い、その価値を明らかにし、指定等制度の推進を図る。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	○	-	◆	-
4-2	(サ)	文化財保護カルテ（取組記録）の作成 文化財については、時代毎に様々な取組があり、現在に至っている。しかしながら、過去の取組がひとまとまりに記録されておらず、経緯不明な案件が多く発生している。指定等文化財ごとの取組記録を整理する文化財保護カルテ（仮称）を作成し、一定のルールのもと、適切な記録を残す。	★新規	→継続	→継続	◎	○	-	-	-	◆	-
4-3	(セ)	収蔵庫の増設・整備 収蔵庫不足が大きな課題となっている。防災・防犯の観点からも、早急に収蔵庫の増設・整備を行う。	★新規	→継続	→継続	◎	-	-	-	◆	◆	-
4-4	(サ)	文化財の環境整備 市が所有する文化財について、適切な環境整備を行う。 また、文化財の管理は、原則として所有者が適切に実施する必要があるが、少子高齢化や過疎化に伴う地域力の低下に伴う管理不足については、状況把握を適切に行い、問題解決に向けた協議等を積極的に行う。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	◎	-	◆	◆
4-5	(サ) (シ)	指定等文化財所有者との情報交換 指定等文化財については、個人が所有・管理しているものがある。所有者と積極的に情報交換を行い、所在確認や状態把握を行うとともに、必要に応じて保存管理に関する指導助言を行う。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	◎	-	◆	-
4-6	(サ) (セ)	寄贈・寄託制度の推進 近年、様々な要因により、文化財の寄贈が増加している。収蔵庫の整備と合わせて、適切な対応を行う。 また、各家庭等において文化財の価値が認知されないうまま処分される事態を減らすためにも、寄贈・寄託制度について、継続的に広報を行う。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	◎	-	◆	-

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
4-7	(+)	修復・復元・修理の充実 劣化した文化財の修復・復元・修理については、全ての文化財について対応することは困難である。劣化状況や史料価値などを適切に把握し、専門家等の意見も交えながら、必要に応じた修復・復元・修理に取り組む。	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	◎	◆	◆	◆
4-8	(+)	郷土芸能に関する記録保存 地域で継承されている郷土芸能については、担い手不足の課題に直面していることから、現時点の踊り・唄・道具・言い伝えなどについて、記録保存を行う。	★新規	→継続	→継続	◎	○	○	◎	◆	◆	-
4-9	(+)	市補助金の充実 市補助金については、文化財所有者や保持団体等の要望を把握し、財源調整を行うなどの取組により、充実を目指す。 [連携] 市財産監理課（財政係）	★新規	→継続	→継続	◎	-	◎	◎	-	◆	-
4-10	(+)	民間助成金等の申請支援 各種民間助成金について、文化財所有者や保持団体等に情報提供を行うとともに、申請に関する書類作成など積極的な支援に取り組む。 [民間資金等] 鹿児島県文化振興財団助成／かぎん文化財団助成／明治安田クオリティオブライフ文化財団など	→継続	→継続	→継続	○	-	○	◎	-	-	◆
4-11	(シ)	文化財の防災・防犯対策 文化財の防災・防犯対策については、文化財所有者と積極的に情報交換を行い、現状把握を行うとともに課題解決に努める。市が所有する文化財についても、防災・防犯対策をふまえた展示室や収蔵庫の整備に取り組む。 また、災害発生時については人命を優先することを基本とするが、災害発生後の混乱時を狙った盗難なども心配されることから、災害発生時・発生後の行動について、文化財ごとに想定を行う。1月26日の文化財防火デーに合わせて、防災訓練に取り組む。 [連携] 市総務課（防災消防係）	★新規	→継続	→継続	◎	○	○	◎	-	◆	-
4-12	(+) (シ)	個別の文化財保存活用計画の作成 旧上妻家住宅保存活用計画を、令和5（2023）年3月に作成済みである。 その他、必要に応じて個別の文化財保存活用計画を作成し、文化財の適切な保存活用に取り組むとともに、市民等への分かりやすい広報に努める。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	◎	-	◆	◆

序章

地域計画の作成

1章

市の概要

2章

文化財の概要

3章

歴史文化の特徴

4章

文化財の把握調査

5章

目標

6章

課題・方針

7章

取組

8章

防災・防犯対策

9章

推進体制

2. 取組内容【活用】

方針

5- アイデアあふれる「活用体制」

- (ソ) 文化財の活用方法を工夫し、理解を深める取組を行います。
- (タ) 観光やイベントなど、民間アイデアも取り入れながら、見せることを意識した文化財の整備と幅広い活用を行います。
- (チ) 市の文化財関連施設の整備・充実に努めます。

【取組期間】前期 (R7~9) 中期 (R10~12) 後期 (R13~16) 【取組主体】主体 ◎ 連携 ○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
5-1	(チ)	「鉄砲館」の整備・充実 種子島開発総合センター「鉄砲館」については、建設から40年が経過しており老朽化が進んでいるため、計画的な施設修繕や展示リニューアル等に取り組む。また、収蔵品の増加に伴い施設全体が手狭になっているため、収蔵庫の増設等に取り組む。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	◆	◆	-
5-2	(チ)	市埋蔵文化財調査室の整備・充実 市埋蔵文化財調査室については、旧榕城中学校跡地を利用して老朽化が進んでいるため、計画的な施設修繕等に取り組む。また、出土遺物等の増加に伴い施設全体が手狭になっているため、収蔵庫の増設等に取り組む。 さらには、必要に応じて施設の新設や移設の検討を行う。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	-	-	◆	-
5-3	(ソ) (タ) (チ)	種子島家住宅の整備・公開 種子島家住宅については、指定管理制度を活用し、「赤尾木城文化伝承館 月窓亭」として一般公開を行う。 [連携] 指定管理団体	→継続	→継続	→継続	◎	○	○	-	◆	◆	-
5-4	(ソ) (タ) (チ)	旧上妻家住宅（主屋・門）の整備・公開 旧上妻家住宅（主屋・門）については、建築当時の姿を把握する調査を行いながら、耐震対策を含めた施設整備を行い、その過程においても臨時の一般公開を行う。 整備完了後は、管理手法を定めて通年で一般公開を行う。	→継続	◎公開	→継続	◎	○	-	-	◆	◆	-
5-5	(タ)	西之表の文化財絵画コンクールの実施 身近にある文化財を認識してもらうため、市内の幼児から中学生を対象に、西之表の文化財を題材とする絵画コンクールを実施する。応募作品は、鉄砲館に展示するほか、文化財防火デーのポスター等に活用する。 [連携] 保育園・幼稚園・小学校・中学校 / 熊毛美術協会	→継続	→継続	→継続	◎	-	○	-	-	◆	-
5-6	(タ)	西之表の文化財写真コンテストの実施 身近にある文化財を認識してもらうため、全ての人を対象に、西之表の文化財を題材とする写真コンテストを実施する。応募作品は、鉄砲館に展示するほか、各種広報媒体によるPR活動に活用する。	★新規	→継続	→継続	◎	-	○	-	-	◆	-

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
5-7	(ソ)	フォトグラメトリ（3D）の製作・活用 令和4（2022）年度からの2年間、鹿児島県地域振興推進事業補助金を活用し、先進技術であるフォトグラメトリ（3Dモデル）の製作環境整備と技術導入研修に取り組んだ。この成果を活かし、自前での製作を継続させながら、技術向上と展示等への活用に取り組む。	→継続	→継続	→継続	◎	○	-	○	◆	◆	-
5-8	(タ)	おすすめ周遊コースの設定 文化財は、市内広範囲に点在している。観光客であれば滞在時間や移動手段等に応じて、住民であれば対象年齢や目的等に応じて、様々な周遊コースが想定される。基本となる周遊コースに加え、最新の文化財情報や季節に応じたおすすめ周遊コースの設定と周知を行い、より多くの文化財を知ってもらう機会を作る。 [連携] 市経済観光課（観光交流係）	★新規	→継続	→継続	◎	○	-	○	-	◆	-
5-9	(ソ) (タ)	歴史文化イベントの企画・実施 歴史文化イベントについては、鉄砲まつり振興会による「種子島鉄砲まつり」が種子島最大のイベントである一方、その他、定着した歴史文化イベントは無いため、新たなイベントを企画し、実施する。 また、健康増進のためのウォーキング大会に文化財巡りを組み合わせるなど、様々なイベントとの連携を図りながら、より多くの方に文化財を知ってもらう機会を作る。 [連携] 市経済観光課（観光交流係）/市企画課（歴史文化活用係）など	★新規	→継続	→継続	◎	○	○	○	-	◆	-
5-10	(タ)	市郷土芸能フェスティバルの開催 市郷土芸能フェスティバルは、これまで市制施行の記念事業として10年おきに開催しており、次回、市制施行70周年は令和10（2028）年度の予定である。近年、担い手不足が心配される状況にあることから、各保持団体等への意見集約や必要な助成・助言等を行いながら、円滑な市郷土芸能フェスティバルの開催に取り組む。 [民間資金等] 芸術文化振興基金助成事業	-	◎開催	-	◎	○	○	◎	-	◆	◆
5-11	(ソ) (タ)	ユニークベニューの企画・実施 ユニークベニューとは、博物館や文化的建造物など特別な空間で、様々なイベントを行うことである。例えば、過去に実施された月窓亭での夜間音楽会（薩摩琵琶や尺八など）も、そのひとつである。文化財の有効活用を図るためにも、ユニークベニューを広く周知し、民間活用についても積極的に取り組む。	★新規	→継続	→継続	◎	○	○	○	-	◆	-
5-12	(タ)	クラウドファンディング等による財源確保 様々な取組を行うためには財源確保が必要である。取組内容に応じて、クラウドファンディングによる資金調達を行ったり、ふるさと応援寄付金やふるさと納税などの推進を図るためのPR活動を行う。	★新規	→継続	→継続	◎	-	○	○	-	-	◆

- 序章
- 地域計画の作成
- 1章 市の概要
- 2章 文化財の概要
- 3章 歴史文化の特徴
- 4章 文化財の把握調査
- 5章 目標
- 6章 課題・方針
- 7章 取組
- 8章 防災・防犯対策
- 9章 推進体制

2. 取組内容【活用】

方針
針

6- 互いを支え合う「組織・連携」

- (ツ) 庁内組織、国、県、他自治体などとの連携強化に努めます。
- (テ) 個人や企業、関連団体との連携を強化し、新しい視点のアイデアを取り入れます。

【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針 との 対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前 期	中 期	後 期	行 政	専 門 機 関	団 体 等	所 有 者 等	国 ・ 県 費	市 費	民 間 資 金 等
6-1	(ツ)	市文化財保存活用地域計画協議会の開催 西之表市文化財保存活用地域計画により文化財保護行政の目標を明確にし、庁内他課や市民等の理解と協力のもと、具体的な取組を推進するため、市文化財保存活用地域計画協議会による進捗確認等を定期的に行う。	★ 新規	→ 継続	→ 継続	◎	○	○	○	-	◆	-
6-2	(ツ)	市文化財保護審議会の開催 市文化財保護審議会（年2回）を開催し、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議する。 また、熊毛地区や種子島地区の審議会委員を対象に、合同研修会を開催し、研鑽や情報共有を図る。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	◎	-	-	-	◆	-
6-3	(ツ)	郷土資料室（市立図書館）との連携 市立図書館内に郷土資料室を設置し、貴重な書籍等を保存しながら、広く市民等の利用を図る。市史編さん事業等により新たに得られた資料等については、適切な保存に努める。 [連携] 同課（社会教育係）／市企画課（歴史文化活用係）	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	○	-	-	-	◆	-
6-4	(ツ)	国・県・他自治体との連携 国・県・他自治体と積極的に情報交換を行い、良好な関係性を築く。県については、県文化財保護指導員が種子島地区に1名配置されている。他自治体、特に熊毛地区内の中種子町、南種子町、屋久島町とは、様々な事業連携に取り組む。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	◎	-	-	-	-	◆	-
6-5	(ツ)	日本遺産との連携 鹿児島県では、1県9市を構成自治体とする日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」が、令和元（2019）年に認定されている。 本市は構成自治体に含まれていないが、「武家社会南限の地としての西之表麓」を広く周知し、鹿児島県の日本遺産との相乗効果に取り組む。 [連携] 県文化財課（指定文化財係）	★ 新規	→ 継続	→ 継続	◎	○	-	-	-	◆	-



【取組期間】前期（R7～9）中期（R10～12）後期（R13～16）【取組主体】主体◎連携○

番号	方針との対応	取組名 (内容)	取組期間			取組主体				財源		
			前期	中期	後期	行政	専門機関	団体等	所有者等	国・県費	市費	民間資金等
6-6	(テ)	市無形民俗文化財保存連絡協議会の開催 郷土芸能保持団体のうち、県指定および市指定の保存会が加盟している。協議会における情報交換や研修会等を行い、個々の活動促進につなげる。	→継続	→継続	→継続	◎	○	◎	○	-	◆	-
6-7	(テ)	種子島の語り部「ぢろの会」との連携 方言講座や昔話の読み聞かせ活動などを、有志により行っている。会場提供や広報活動など、会の活動を支援する。また、「ぢろの会」作成のグッズ販売を鉄砲館で行い、方言や昔話への関心を高める。	→継続	→継続	→継続	○	○	◎	-	-	-	◆
6-8	(テ)	観光ボランティアガイドサークル「あこう」との連携 市街地の街歩きを中心とする観光ガイドを、有志により行っている。おすすめ周遊コースの設定（取組番号5-6）や文化財マップの作成など、実際にガイドを行っている会員からのニーズや意見を取り入れる。	→継続	→継続	→継続	○	○	◎	-	-	-	◆
6-9	(テ)	種子島を語ろう会との連携 種子島の自然や歴史文化に関する調査研究と普及を、有志により行っている。調査研究成果の発表の場を提供する。 [連携] 市企画課（歴史文化活用係）	→継続	→継続	→継続	○	○	◎	-	-	-	◆
6-10	(テ)	個人・企業・関連団体との連携 歴史や文化に詳しい人や団体だけではなく、街づくりに取り組む人や企業などの、新しい視点のアイデアをもった取組みに、文化財を活用する。	★新規	→継続	→継続	◎	-	○	○	-	◆	-
6-11	(テ)	文化財保護ボランティアの設置・運営 文化財の清掃を中心とするボランティア活動を行う。前例を参考にしながら、活動内容や組織づくりの検討、実施に取り組む。	★新規	→継続	→継続	◎	-	○	○	-	◆	-

第8章 文化財の防災・防犯対策

1. 防災・防犯の備え

文化財関連施設を含む文化財の防災対策は、「西之表市地域防災計画」を基本に、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を参考にしながら行います。

「西之表市地域防災計画」 一般災害対策編（台風・水害・火災）

第2章 第2節 第10 その他の災害応急対策事前措置体制の整備（一部抜粋）

7 文化財や文教施設に関する事前措置

(1) 文化財に関する事前措置 [教育委員会]

ア 文化財管理者に対する防災指導 市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

(ア) 防火管理の体制を整備する。

α 防火管理者のもと適当な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。

β 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。

γ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。

δ 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

(イ) 環境の整理、整頓を図る。

(ウ) 火気の使用を制限する。

(エ) 火災危険の早期発見と改善

(オ) 火災警戒を厳重にする。

(カ) 火災の起こりやすい器具等に注意する。

(キ) 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

α 防火管理計画

β 消火・通報・避難訓練計画

イ 消火施設の整備 文化財の所有者又は管理者は、消火施設の整備に努める。

ウ 文化財施設の整備 文化財の所有者又は管理者は、災害に備え、施設等の耐震強化や補強等を行う。

また、防犯対策は、文化庁通知「文化財の防犯対策について」（平成27年4月30日）に準拠しながら行います。

1. 日頃から文化財やその周辺の状況を確認し、文化財の周辺の整理整頓に努めること。
2. 定期的な見回りを徹底すること。当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した腕章を着用するなど警戒していることを示すこと。
3. 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の増強を検討し、また、既存の設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。また、防犯設備を設置していることを明らかにすること。
4. 敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板を設置したり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行うこと。また、これらを広報することで防犯対策をアピールすること。
5. 犯人が犯行をためらうこともあるので、拝観者等に対して顔を見て挨拶することを奨励すること。
6. 異常を発見した際は、110番通報を行うこと。不審車については、ナンバーの書き留めなどを行うこと。
7. 文化財の公開を行う際には、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮すること。また、通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、警備員の配置、所轄の警察署や近隣住民への巡回協力依頼などを検討すること。
8. 文化財が被害にあった場合に備え、写真などの最新の記録をとること。
9. 日頃から防犯対策について、所有者、地域住民、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。
10. 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業等を活用するなどして設備の充実・更新を図ること。

2. 災害・被害発生時の対応

災害・被害発生時には、「西之表市地域防災計画」に基づき、適切に行動します。

「西之表市地域防災計画」 一般災害対策編（台風・水害・火災）

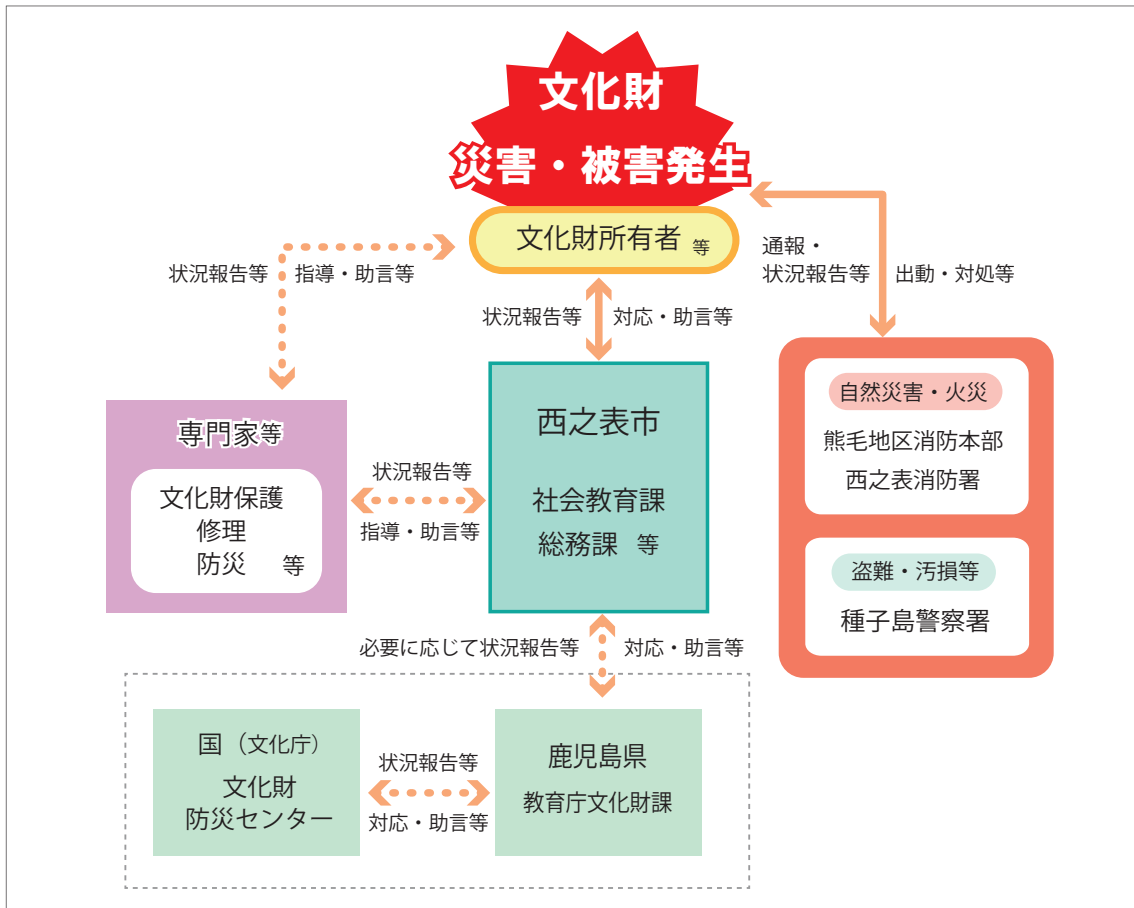
第3章 第3節 第11 文教対策

3 文化財の保護

(1) 所有者又は管理者の通報義務等
文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 被害状況の報告
文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定文化財等については市教育委員会へ、県指定文化財等は県教育委員会へ（市教委を經由）、国指定文化財等は文化庁へ（市・県教委を經由）報告しなければならない。

(3) 関係機関との協力
関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。



災害・被害発生時における連絡体制図

市では、過去の災害記録やハザードマップ等を踏まえ、適切な管理環境による文化財の保護を図るとともに、台帳等を作成して定期的に所在や状況を確認する体制を構築し、早い段階で異常を確認できるよう努めていきます。

また、大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を県を經由して要請します。

序章
地域計画の作成

1章
市の概要

2章
文化財の概要

3章
歴史文化の特徴

4章
文化財の把握調査

5章
目標

6章
課題・方針

7章
取組

8章
防災・防犯対策

9章
推進体制

第9章 推進体制

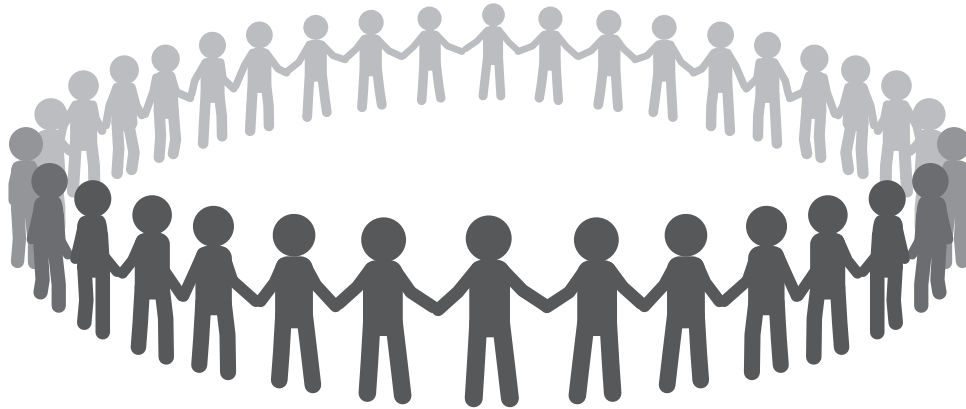
文化財保護の取組は、所有者と行政だけでなく、多くの市民・地域・専門機関・団体等との連携・支援により成り立っています。

目標「よろーて守り よろーて活かす 島の宝が輝く 西之表市」の実現に向け、西之表市文化財保存活用地域計画協議会を中心とする推進体制を構築し、更なる連携強化と課題解決に向けた継続的な取組を目指します。

1. 行政

① 西之表市

部署名		文化財に関連する業務内容（抜粋）
教育委員会 社会教育課	文化財係 職員3人 （うち専門的職員1人） 会計年度任用職員 10人	<ul style="list-style-type: none"> 文化財に関すること 文化財保護審議会に関すること （西之表市文化財保護審議会） 指定文化財の保護管理に関すること 記念物及び埋蔵文化財に関すること 美術工芸及び工芸技術に関すること 民俗芸能に関すること 民俗資料に関すること 文化財保護思想の普及に関すること ユネスコ活動に関すること 鉄砲刀剣類登録に関すること 種子島開発総合センターに関すること （種子島開発総合センター運営委員会） 文化財保存活用地域計画に関すること （西之表市文化財保存活用地域計画協議会） <p>【所管施設】種子島開発総合センター「鉄砲館」 市埋蔵文化財調査室 赤尾木城文化伝承館「月窓亭」 旧上妻家住宅主屋</p>
	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の推進に関すること 市民講座、自主講座、公民館講座その他の講座の開設及びこれらの奨励に関すること <p>【所管施設】市立図書館 市民会館</p>
教育委員会	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育に関すること 校長、教員その他学校職員の研修に関すること
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の会議に関すること 条例、規則の制定及び改廃に関すること 学校その他教育施設の整備計画、設計及び施行に関すること <p>【所管施設】小学校（11校）うち休校1校 中学校（1校）</p>



部署名	文化財に関連する業務内容（抜粋）
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理及び防災に関すること ・法制・文書に関すること ・広報に関すること ・総合教育会議に関すること ・市年表に関すること ・他課の所管に属しない事項に関すること
企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・市政の総合企画及び調整に関すること ・市政の基本的施策の計画に関すること ・広聴に関すること ・開発計画に関すること ・市史編さんに関すること ・馬毛島に関すること
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全に関すること ・交通安全及び防犯に関すること
財産監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・予算その他財務に関すること ・財産管理に関すること
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興に関すること ・市民参画に関すること ・移住定住に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市税に関すること（固定資産税など）
健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進に関すること
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムに関すること（高齢者の寄贈など）
経済観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業及び労政に関すること ・観光交流に関すること ・ふるさと納税に関すること
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業及び畜産業に関すること ・林業及び水産業に関すること ・農業土木に関すること
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川及び土木一般に関すること ・都市計画に関すること ・公園及び緑地に関すること ・住宅及び建築に関すること ・港湾及び漁港に関すること
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人、行旅死亡人等の取り扱いに関すること ・旧軍人軍属、外地引揚者及びこれらの遺族に関すること
広域事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ処理施設に関すること

序章

地域計画
の作成

1章

市の概要

2章

文化財
の概要

3章

歴史文化
の特徴

4章

文化財の
把握調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災・
防犯対策

9章

推進体制

第9章 推進体制

※鹿児島県内の所在地は「鹿児島県」を省略しています。

② 国・鹿児島県・他自治体

	名称	所在地等
国	文化庁（京都庁舎）	〒602-8959 京都府京都市上京区 下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4
鹿児島県	鹿児島県教育庁 文化財課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
	日本遺産 「薩摩の武士が生きた町」 魅力発信推進協議会	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 (事務局：県文化財課)
	鹿児島県観光・文化スポーツ部 観光課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
	鹿児島県観光・文化スポーツ部 文化振興課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
	鹿児島県観光・文化スポーツ部 文化振興課世界文化遺産室	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
	鹿児島県環境林務部 自然保護課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
	鹿児島県立博物館	〒892-0853 鹿児島市城山町 1-1
	鹿児島県歴史・美術センター 黎明館	〒892-0853 鹿児島市城山町 7-2
	鹿児島県立埋蔵文化財センター	〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森 2-1
	公益財団法人鹿児島県文化振興財団 埋蔵文化財調査センター	〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森 2-1
	公益財団法人鹿児島県文化振興財団 上野原縄文の森	〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森 1-1
	熊毛支庁	〒891-3192 西之表市西之表 7590
	熊毛教育事務所	〒891-3192 西之表市西之表 7590
	鹿児島県文化財保護指導委員	熊毛地区担当 1人
中種子町	中種子町教育委員会 社会教育課 文化財係	〒891-3692 熊毛郡中種子町野間 5186
	中種子町歴史民俗資料館	〒891-3604 熊毛郡中種子町野間 5173-2
南種子町	南種子町教育委員会 社会教育課 文化係	〒891-3792 熊毛郡南種子町中之上 2793-1
	南種子町郷土館 南種子町埋蔵文化財センター	〒891-3701 熊毛郡南種子町中之上 2420-2
	広田遺跡ミュージアム	〒891-3702 熊毛郡南種子町平山 2571
	たねがしま赤米館	〒891-3703 熊毛郡南種子町荃永 4058-1
屋久島町	屋久島町教育委員会 社会教育課 社会教育係	〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20
	屋久島町歴史民俗資料館	〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 1593

※鹿児島県内の所在地は「鹿児島県」を省略しています。

2. 専門機関

名称	所在地等
鹿児島県博物館協会	〒892-0853 鹿児島市城山町7-2（黎明館内）
公益社団法人 鹿児島県建築士会	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-1
鹿児島県考古学会	〒890-8580 鹿児島市郡元1-21-24 （事務局：鹿児島大学埋蔵文化財調査センター内）
鹿児島民俗学会	〒891-0150 鹿児島市坂之上3-11-2 （事務局：会長 松原武実 宅内）
鹿児島民具学会	〒890-0011 薩摩川内市天辰町2365 （事務局：鹿児島純心大学附属博物館内）
鹿児島県地学会	〒892-0853 鹿児島市城山町1-1 （事務局：鹿児島県立博物館内）
鹿児島県文化協会	〒892-0816 鹿児島市山下町5-3 宝山ホール2F
鹿児島歴史資料 防災ネットワーク	〒890-0065 鹿児島市郡元1-20-6 （事務局：鹿児島大学内）
鹿児島大学埋蔵文化財 調査センター	〒890-8580 鹿児島市郡元1-21-24
九州国立博物館	〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
東京大学史料編纂室	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
大阪大学	〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

序章

地域
計画
の
作成

1章

市の
概要

2章

文化
財
の
概要

3章

歴史
文化
の
特徴

4章

文化
財
の
把握
調査

5章

目標

6章

課題
方針

7章

取組

8章

防災
対策

9章

推進
体制

第9章 推進体制

※西之表市内の所在地は「鹿児島県西之表市」を省略しています。

3. 団体等・所有者等

名称	所在地等	
西之表市無形民俗文化財 保存連絡協議会	〒891-3101 西之表 7585 (鉄砲館内) 【県指定】 横山盆踊保存会・種子島大踊保存会・獅子舞保存会 大的始式保存会・深川めん踊保存会 【市指定】 安納棒踊保存会・ヨンシー踊保存会・太鼓山保存会 源太郎踊保存会・古田棒踊保存会	
種子島の語り部「ぢろの会」	〒891-3101 西之表 7585 (鉄砲館内)	
種子島を語ろう会	〒891-3101 西之表 7585 (鉄砲館内)	
種子島観光ボランティア ガイドサークル「あこう」	〒891-3101 西之表 7585 (鉄砲館内) 問い合わせ窓口	
赤尾木城文化伝承館月窓亭 ひとつ葉の会	〒891-3101 西之表 7528 (月窓亭内)	
地元自治会	※自治会(集落名)は11ページに記載	
種子島観光協会(西之表支部)	〒891-3111 西町 49-1	
西之表市商工会	〒891-3112 栄町 2	
西之表市区長会	〒891-3101 西之表 7612 (市庁舎内)	
西之表市議会	〒891-3101 西之表 7612 (市庁舎内)	
西之表市まちづくり公社	〒891-3101 西之表 7600 (市民会館内)	
種子島警察署	〒891-3101 西之表 16381-9	
熊毛地区消防組合	〒891-3116 鴨女町 248	
鹿児島県立 種子島高校	〒891-3101 西之表 9607-1	
種子島中学校	〒891-3101 西之表 7376	
小 学 校	榕城小学校	〒891-3101 西之表 7545
	上西小学校	〒891-3101 西之表 874
	下西小学校	〒891-3101 西之表 15358
	国上小学校	〒891-3222 国上 2181
	伊関小学校	〒891-3221 伊関 461-1
	安納小学校	〒891-3102 安納 976
	現和小学校	〒891-3103 現和 6232
	安城小学校	〒891-3432 安城 1006
	立山小学校(休校)	〒891-3432 安城 2959
古田小学校	〒891-3431 古田 1225	
住吉小学校	〒891-3104 住吉 3551	
幼稚園	榕城幼稚園・西之表幼稚園	
保育園	現和みどり園・住吉さくら保育園・平和の園保育園・安納双葉保育園	
認定こども園	めいろうこども園・きりすこども園・若宮保育園・くにながみこども園	
所有者等	※市内外含めた文化財の所有者や管理者	

西之表市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 西之表市における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「西之表市文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)を作成し、継続的に取組を実施するため、西之表市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の作成及び変更に関すること
- (2) 地域計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域計画に関し必要と認める事項(組織等)

第3条 協議会は、教育委員会が次の者から委員を委嘱又は任命し、20人以内で組織する。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第192条の2第1項の規定により教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- (4) 観光、商工関係団体の代表者
- (5) 鹿児島県の職員
- (6) 西之表市の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、会議に関係職員等を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 協議会の委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

序章
地域計画の作成

1章
市の概要

2章
文化財の概要

3章
歴史文化の特徴

4章
文化財の把握調査

5章
目標

6章
課題・方針

7章
取組

8章
防災・防犯対策

9章
推進体制

西之表市文化財保存活用地域計画

発行 令和 6 年 12 月

編集 西之表市教育委員会

〒 891-3101

鹿児島県西之表市西之表 7585

西之表市教育委員会 社会教育課 文化財係

TEL 0997-23-3215

FAX 0997-23-3250